

学 位 論 文

地方建設業の農業・林業参入に関する研究  
-過疎の進む地域を対象として-

平成 24 年 3 月

米 田 雅 子



地方建設業の農業・林業参入に関する研究  
-過疎の進む地域を対象として-

目次

論文の内容の要旨

第1章 序論	1
1-1 本論文の目的	1
1-2 本論文の構成と検討方法	3
1-3 既往の研究	7
第2章 地方建設業の現状	10
2-1 建設業の現状	10
2-2 過疎の進む地域の現状	16
2-3 小括	25
第3章 建設業の農業参入の現状	26
3-1 農業の現状	26
3-2 企業の農業参入に関わる制度	31
3-3 建設業の農業参入の文献調査	43
3-4 建設業の農業参入における一般的課題と可能性	54
3-5 小括	62
第4章 建設業の農業参入における課題と対策	63
4-1 建設業の農業参入におけるヒアリング調査	63
4-2 建設業の農業参入におけるアンケート調査	83
4-3 建設業の農業参入における課題と対策	99
4-4 小括	106
第5章 建設業の林業参入の現状	107
5-1 林業の現状	107
5-2 林業と林業参入に関わる諸制度	116
5-3 建設業の林業参入の概況	138
5-4 小括	144
第6章 建設業の林業参入における課題と対策	145
6-1 建設業の林業参入におけるヒアリング調査	145

6-2	建設業の林業参入におけるアンケート調査	191
6-3	建設業の林業参入における可能性	205
6-4	建設業の林業参入における課題と対策	207
6-5	小括	211
第7章	建設業の農業・林業参入における課題と動向	212
7-1	建設業の農業参入と林業参入における課題と対策	212
7-2	調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き	217
7-3	小括	223
第8章	結論	224
8-1	結論	224
8-2	残された課題	225
	参考文献・引用文献	226
	謝辞	228
<b>付録</b>		
付録1	建設業の農業参入に関わるアンケート調査票	1
付録2	建設業の林業参入に関わるアンケート調査票	5
付録3	著者による調査報告書・著書等	9

## 論文の内容の要旨

我が国の建設市場は、1990年代末から、財政悪化に伴う公共事業の削減や社会基盤の成熟化により、急激な縮小の局面に入り、建設業は供給過剰の状況にある。このなかでも、中山間地域などの過疎の進む地域は、公共事業に依存する割合が高く、社会資本整備を担う地方の建設会社の経営は厳しさを増している。しかし、災害が多い我が国では、風土を熟知した優良な建設会社が各地域に残り、日常的に社会基盤を維持管理する必要がある。公共事業が縮小するなかで、公共事業に代わる雇用創出と地方建設業の健全な存続への対策が重大な課題になっている。

一方、中山間地域の主要産業である農業は、高齢化と担い手不足が進み、貿易自由化で海外から安い農産物が輸入され、低収入の状況が続いており、食料自給率は4割まで下がっている。また、林業では、戦後の拡大造林で植林されたスギやヒノキ等の人工林が成長し、日本の森林の年間成長量が国内の木材使用量に匹敵しているにもかかわらず、担い手不足と作業道の不足等で、森林整備と木材利用が進まず、木材自給率は2割強でしかない。農業と林業の低迷が、過疎地域の停滞につながっている。

過疎の進む地域では、公共事業に代わる他の仕事を捜すのは難しい。その地域の建設会社が、人的な余力を活かして新しい事業をおこし、雇用を作り出すことが地域活性化の一つの手段となる。建設会社が新分野へ多角化することで経営を継続させ、地域雇用に寄与すると同時に社会基盤を整備・維持することが必要である。

建設業の新分野進出は、農林業、環境事業、介護、コミュニティビジネスなど多岐な分野にわたり始まっているが、本研究では、「過疎の進む地域における建設業の農業・林業参入」を取り上げる。建設業は担い手が余剰であるのに対して、農業・林業は担い手不足であるだけでなく、地方の建設業は、土地改良事業、治水・治水事業に従事する会社が多く、農業や林業との親和性も高い。さらに重要なことは、日本の農業と林業が低迷しており、その再生が求められている。ただし、建設本業が悪化する中で、新事業を軌道にのせるのは容易ではない。ここには、採算、技術習得、制度上の問題等、さまざまな課題がある。

本研究では、「過疎の進む地域における建設業の農業・林業参入に焦点をあて、その課題を明らかにし、参入を促進するための対応策を示すこと」を目的にする。建設業の農業・林業参入により、公共事業の代替となる地域雇用を創出し、農業・林業を活性化させるとともに、農地と森林を保全し、環境の向上を図ることをめざす。

本論文は、「地方建設業の農業・林業参入に関する研究-過疎の進む地域を対象として-」と題し、全8章で構成している。

第1章「序論」では、本研究を進めるにあたる時代背景および日本の現状について論じ、本論文の構成と展開について述べる。

第2章「地方建設業の現状」では、公共事業の大幅な縮小で建設業は過剰供給構造にあること、地方圏は大都市圏に比べて公共事業の減少による影響が大きく、特に中山間地域などの過疎地では

その影響が深刻であることを論じる。

第3章「建設業の農業参入の現状」では、低迷が続く日本農業の現状と課題を考察するとともに、農業参入40事例を検証する。建設業の農業参入には、建設会社のままで施設栽培や農作業受託で参入する形態、別会社で農業生産法人をつくり参入する形態、特定法人貸付事業による参入の3つの形態がある。地方建設業の農業参入は増加しつつあり、特定法人貸付事業における最多参入業種は建設業である。ただし、農地法が耕作者主義を原則としているため、企業の農業参入には制約が多く、手続が煩雑である。その一方で、建設会社の農業参入には、農場の整備、機械力などの建設業の力を活かす可能性が一部に見られることを論じる。

第4章「建設業の農業参入における課題と対策」では、農業に参入した地方建設会社にヒアリング調査とアンケート調査を行い、現状と課題を検証する。「農業は短期的に収益をあげるのが難しい」、「品質が良い農産物を安定供給するための技術習得が難しい」、「農外企業は制度融資の対象外である」など多くの課題があがっている。これらを分類して、事業性の確保、技術・ノウハウの習得、資金の調達、業習慣の相違、制度上の課題に分けて、これらの対策について論じる。

第5章「建設業の林業参入の現状」では、建設会社の林業参入が始まったところであるため、事例の検証ではなく、現状調査と各種の統計をもとに考察を進める。森林整備と木材利用推進のためには、林地の団地化、路網整備、機械化等を推進すると共に、林業就業者を増やす必要がある。林業参入には、農地法のような法制度における参入障壁はないが、林業に関わる諸制度は、森林組合を主な対象とし複雑であること、林地の集約化を阻害している森林情報の非公開・林地境界の不明確さの問題があることを述べる。

第6章「建設業の林業参入における課題と対策」では、林業参入をめざしている地方建設業と林業・木材産業関係者にヒアリング調査とアンケート調査を行う。「林業は作業単価が安く、収益があげにくい」、「選木、伐倒など熟練技術の習得が課題」、「土木と林業の道づくりの違い」等、多くの課題があがっている。建設業の林業参入においては、建設業の力を活かして、林地の団地化、路網整備、機械化を、林業者と連携して進めることにより、林業改革が進む可能性があることを論じる。

第7章「建設業の農業・林業参入における課題と動向」では、建設業の農業参入の調査、建設業の林業参入の調査の結果をもとに、事業性の確保、技術・ノウハウの習得、資金の調達、業習慣（業種毎の習慣）の相違、制度上の課題の5つの項目ごとに、その課題と対策を考察する。農業参入と林業参入を全体的に比較するとともに、さらに調査時点以降の動きを論説する。

第8章「結論」では、本論文の結論を述べ、本研究で残された課題について述べる。

農業・林業参入においては、建設業の技術や機械力を生かす可能性が見られるものの、事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達、業習慣（業種毎の習慣）の相違、参入に関わる制度に様々な課題があることがわかり、その対応策を考察した。今後も建設業の農業・林業参入の研究が進められ、農業・林業・建設業の振興により、豊かな日本の自然と国土が守られ、雇用の創出が図られることを望んでいる。

## 第1章 序論

### 1-1 本論文の目的

近年、東京や名古屋、地方の拠点都市で景気が回復しても、中山間地域などの条件不利な過疎地では、景気はなかなか回復せず、地域格差が広がる傾向がある。その要因の一つに、過疎の進む地域の雇用を支えてきた建設業と農林水産業と公的部門がすべて縮小の方向に向かっていくことがある。

農林水産業は高齢化が進み、貿易自由化で海外から安い農林水産物が輸入され低収入の状況が続いている。建設業は財政悪化と構造改革で公共事業が急激に減少し、役所などの公的部門は緊縮財政や市町村合併などで縮小に向かっている。

この中でも、公共事業の急減が過疎地に及ぼす影響は大きい。中山間地域の主要産業といえ、一般には農林業と思われがちだが、実際には建設業の雇用の方が多数である地域が多い。就業者数は、建設業は最近減少しているものの、2000年の労働力調査によると、農林業の就業者数は286万人、建設業は632万人のように、建設業は農林業の約2倍を有し、日本の全就業者の約1割を占めている。そして、中山間地域など過疎の進む地域にいくほど公共事業への依存が強い傾向がある。過疎の進む地域の主要な現金収入の柱である公共事業の大幅な縮小は、地域の経済に深刻な影響をもたらしている。なお、本論文においては「公共事業」は、中央政府や地方公共団体が発注する土木・建築工事をさすものとする。公共事業には、農地の整備や農業水路の維持などの農業土木、治山事業や林道整備などの林業土木も含まれるものとする。

過疎地の公共事業依存の背景には、戦後の「国土の均衡ある発展」政策で、都市の過密と地方の過疎の是正のために、公共投資により地方の社会基盤を先行して整えた後に工場を誘致し、産業の分散立地を促進してきたことがあげられる。条件の良い地域では工場が誘致されたが、条件の良くない地域では公共事業そのものが雇用の場となっていった。

我が国の建設業は、高度成長期及び1985年のプラザ合意以降からバブル崩壊後の1995年までの公共投資の増大に伴い、拡大を続けてきた。しかし、1990年代末頃から、財政悪化に伴う公共事業の削減、さらには社会基盤そのものの成熟化により、建設市場は急激な縮小の局面に入り、地方の社会資本整備を担う地方の建設会社の経営は厳しくなり、建設業就業者は余剰の傾向がある。しかし、地震、台風、豪雨、豪雪などの災害が多い我が国では、風土に詳しい建設会社が各地域に残り、日常的に社会基盤を維持管理する必要がある。

このような時代の変化のなかで、過疎の進む地域において、公共事業に代わる雇用創出と地域の風土を知る建設会社の存続が課題になっている。

公共事業が縮小するなかで、過疎地域の雇用創出と地方建設業の維持への対策としては、次のものが考えられる。

- 1) 農業、林業、水産業の振興による雇用創出
- 2) 観光振興、特産品開発などの地域産業振興
- 3) 企業立地の促進

#### 4) 建設会社による新分野への進出

#### 5) 建設業の健全な縮小 等

これらのいずれも重要であるが、本論文では、4)の「建設業の新分野進出」をとりあげる。過疎の進む地域では、建設業の仕事がなくなったからといって、他に仕事を捜すのは難しい。その地域の建設会社が、人的な余力を活かして新しい事業をおこし、雇用を作り出すことが、地域の雇用を維持するための一つの手段となる。建設会社が新分野へ多角化することで経営を継続させ、地域活性化に寄与すると同時に社会基盤を維持する方向である。

建設業の新分野進出は、農林業、環境事業、介護、コミュニティビジネス分野、製造業など多岐な分野にわたるが、本研究では、「過疎の進む地域における建設業の農業・林業参入」に焦点をあてる。その理由は、次の通りである。

1) 公共事業の縮小は、特に過疎の進む地域に大きな影響を与えている。過疎の進む地域では、公共事業そのものが収入の柱であり、主要な雇用の場となっている。

2) 過疎の進む地域では、農林業と建設業が主要な産業となっているところが多く、建設業は担い手が余剰であるのに対して、農林業は担い手不足である。

3) 地方の建設業は、土地改良などの農業土木、治山などの林業土木に従事する企業が多く、農業や林業と親和性がある。

4) 過疎の進む地域は、条件の不利な場所が多いため、農林業や介護・高齢者支援以外の産業をまとまった規模で生みだすのが容易でない。介護や高齢者支援などのサービス業については、建設業は男性従事者が多いのに比べて、サービス業は女性従事者が多いなど、雇用における適合性が少ない。

5) 日本は、その多くが温暖湿潤な気候で、平地は少ないが農業に適しており、国土の約7割は森林である。しかし、農業と林業の低迷で、食料自給率と国産材利用率が下がり、耕作放棄地が増え、森林の劣化が懸念されている。環境保全のためにも農業と林業の再生が求められている。

ただし、建設業が悪化する中で、新事業を軌道にのせるのは容易ではない。さまざまな課題がある。そこで、本論文では、「過疎の進む地域における建設業の農業・林業参入に焦点をあて、その課題を明らかにし、参入を促進するための対応策を検討すること」を目的にする。建設業の農業・林業参入により、公共事業の代替となる地域雇用が創出されることをめざす。

農業・林業・建設業の振興により、農地、森林、国土が保全され、環境の保全と向上につながることを期待する。



## 1-2 本論文の構成と検討方法

### 1-2-1 本論文の構成

本論文の構成は次の通りである。

第2章では、建設業の現状、公共事業の減少の影響が大きい中山間地域の現状について文献調査を行う。

第3章では、農業の現状、企業の農業参入の制度について文献調査を行う。建設会社の農業参入40事例を文献調査し、農業参入における可能性と一般的課題を洗い出す。

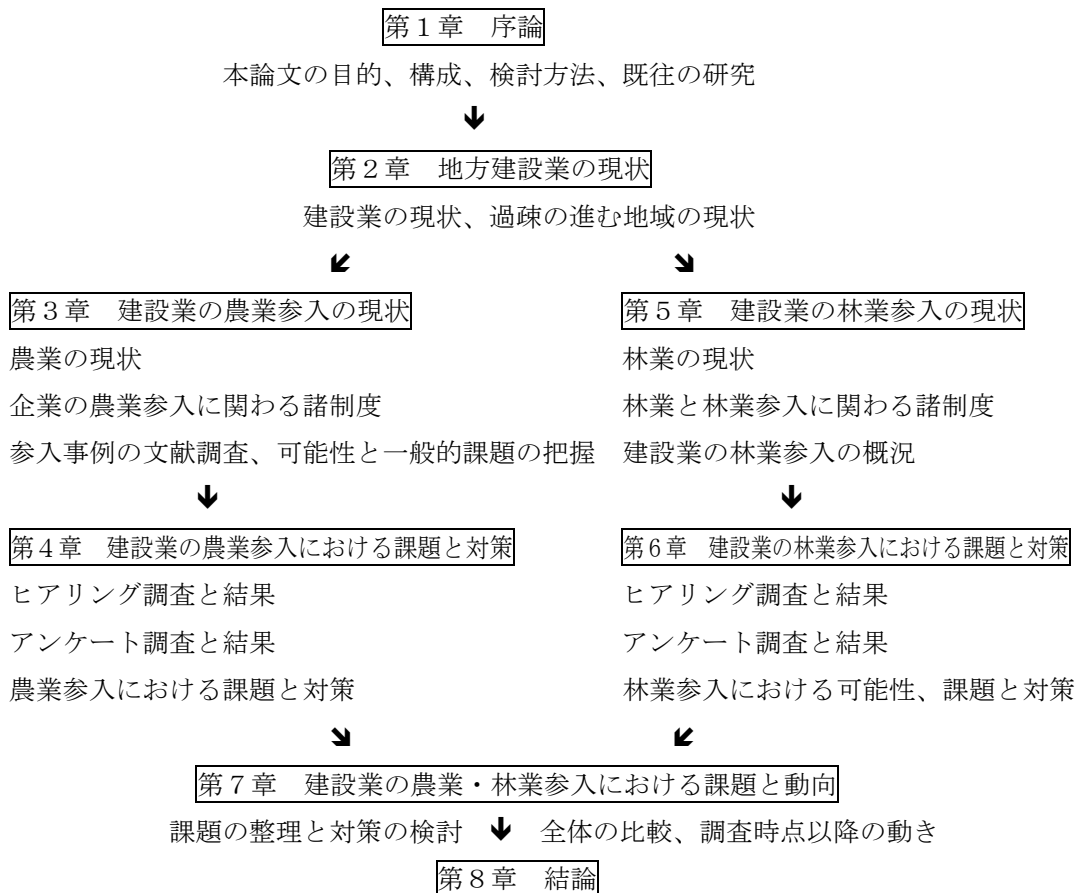
第4章では、農業参入した建設会社に対して、ヒアリング調査とアンケート調査を行い、建設業の農業参入における課題を詳しく検証し、その対策について検討する。

第5章では、林業の現状、林業参入に関わる制度、建設業の林業参入の概況を文献調査する。参入が始まったところであるため、参入事例ではなく各種の統計・資料を調べて述べる。

第6章では、林業参入をめざす建設業団体、林業と木材産業の関係者にヒアリング調査とアンケート調査を行い、建設業の林業参入における可能性と課題を抽出し、その対応を検討する。

第7章では、農業参入調査・林業参入調査の結果をもとに、課題を整理して対応策を検討する。また、調査時点以降の参入に関わる動向を述べる。

第8章では、本論文の結論を述べ、本研究で残された課題についても論じる。



## 1-2-2 本論文の課題と検討方法

建設業の農業・林業参入には、多くの課題があるが、建設業が農業や林業に参入することにより、農業や林業が活性化する可能性も想定される。本論文では、農業・林業参入における課題を明らかにし、参入を促進するための対応策を検討する。

農業参入については、建設会社から農業への参入は既に始まっており、参入した企業の文献調査、ヒアリング調査とアンケート調査を実施して、事例を検証して、課題を洗い出し、対策を検討する。一方、建設会社から林業への参入は始まった段階でところであるため、参入をめざす建設会社に加えて林業・木材産業関係者へのヒアリング調査とアンケート調査を実施して、課題を洗い出し、その対策を検討する。

本論文では、建設業、農業、林業、過疎地の現状や農業参入・林業参入に関わる制度について、1)、2)、3)、4)の文献調査を行う。

- 1) 建設業の現状：市場縮小の状況、経営状況、新分野進出の動きについて文献調査を行う。  
→ 2-1「建設業の現状」
- 2) 過疎の進む地域の現状：過疎の進む地域として中山間地域に焦点をあて、高齢化や過疎化の状況に関して、文献調査を行う。  
→ 2-2「過疎の進む地域の現状」
- 3) 農業、林業の現状：農林業の就業者、市場動向などに関して。文献調査を行う。  
→ 3-1「農業の現状」  
→ 5-1「林業の現状」
- 4) 農業・林業参入に関わる制度の調査：企業が農業に参入する場合に関係する制度、建設業が林業に参入する場合に関係する制度を文献調査する。  
→ 3-2「企業の農業参入に関わる制度」  
→ 5-2「林業と林業参入に関わる諸制度」

次に、1)、2)、3)、4)で述べた現状のもとで、建設業の農業・林業参入がどのように行われているかを調べる。

- 5) 建設業の農業、林業参入の概況：農業においては、建設業の農業参入における課題や可能性についての記載がある40事例の文献を対象に、農業参入の一般的課題と可能性を分析する。林業については、建設業の林業参入は、その動きが開始した段階にあるため、全国で初めて林業参入が始まっている岐阜県の取組みを調べる。  
→ 3-3「建設業の農業参入の文献調査」  
→ 3-4「建設業の農業参入における一般的課題と可能性」  
→ 5-3「建設業の林業参入の概況」

次に、建設業の農業参入・林業参入における課題を詳しく把握するために、ヒアリング調査とアンケート調査を、6)、7) のように実施する。農業参入においては参入実績が多いため、農業に参入した建設会社を対象にする。林業参入においては参入が始まった段階であるため、林業参入をめざす建設会社、林業、木材産業に対して、予想される可能性と課題を調査する。農業参入の調査時点は2007年2月であり、林業分野の調査時点は2008年12月である。

#### 6) 建設業の農業参入における課題

##### A. 農業参入した建設会社へのヒアリング調査

###### → 4-1 「建設業の農業参入におけるヒアリング調査」

建設業から農業に参入している企業を訪問し、農業経営の概要や農業参入における課題についてヒアリング調査を行う。ここでは、農業者の高齢化が進む中国地方の中山間地域において農業に参入した6社を対象にする。地域が限られているため、全国の状況を把握できるわけではないものの、6社の参入形態は様々であり、栽培品目も多様であるため、参入企業の一般的課題を考える上で、有益な情報を含むと思われる。

##### B. 農業参入した建設会社へのアンケート調査

###### → 4-2 「建設業の農業参入におけるアンケート調査」

全国で農業に参入した建設会社31社に、参入時の課題や企業としての対応について、アンケート調査を行う。31社のうちで、3-3の農業参入40事例と重なる企業は12社である。

#### 7) 建設業の林業参入における可能性と課題

##### C. 建設業の林業参入に関わるヒアリング調査

###### → 6-1 「建設業の林業参入におけるヒアリング調査」

林業に参入をめざす岐阜県ひだ林業建設業森づくり協議会、林業・木材産業分野で先行的な取組みを行っている企業・団体5社を訪問し、取組み概況と建設業の林業参入における可能性と課題について、ヒアリング調査を行う。

ひだ林業建設業森づくり協議会は、全国初の地域建設業協会と地域森林組合の連携であり、調査時点では唯一の連携であるため、ヒアリング対象に適している。なお、調査時点以降、平成21年末までに、岐阜県で始まったものと同様の協議会は全国で15団体に増えている(7-2「調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き」に記載)。

林業・木材産業分野で先行的な取組みを行っている5社は、群馬県、岐阜県、京都府にあり、生産性の向上に取組む林業事業者、岐阜県のモデル事業を担当する林業経営者、先進的京都の森林組合、先進的な流通の仕組みをもつ製材工場、国内最大規模の合板メーカーである。林業事業者、林業経営者、森林組合、製材所、合板メーカーと異なる業態の企業・団体を選んでおり、異なる立場からの回答が得られると思われる。

##### D. 建設業の林業参入に関わるアンケート調査

###### → 6-2 「建設業の林業参入におけるアンケート調査」

岐阜県のひだ林業建設業森づくり協議会において、林業参入を検討している建設会社 40 社に対し、参入に関して予想される課題を調査することを目的としてアンケート調査を実施した。

これらの 1) から 7) の結果を踏まえて、8) で過疎の進む地域における農業参入、林業参入の可能性と課題を整理し、参入を促進するための対応策を考察する。

#### 8) 農業、林業参入における課題と対策

- 4-3 「建設業の農業参入における課題と対策」
- 6-3 「建設業の林業参入における可能性」
- 6-4 「建設業の林業参入における課題と対策」

建設業の農業・林業の参入に関する 8) の結果をもとに、課題を整理して対応策を考察するとともに、農業参入と林業参入の全体的な比較を 9) に示す。

本論文は調査を実施した時点での内容となっている。農業分野の調査時点（2007 年 2 月）以降の建設業の農業参入の動向を 7-2-1 に、林業分野の調査時点（2008 年 12 月）以降の建設業の林業参入の動向を 7-2-2 に述べる。

#### 9) 農業、林業参入における課題と対策、全体的な比較、調査時点以降の動向

- 7-1 建設業の農業参入と林業参入における課題と対策
- 7-2 調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き

最後に、8-1 に本研究の結論をまとめ、8-2 に本論文で残された課題について述べる。

- 8-1 結論
- 8-2 残された課題

### 1-3 既往の研究

建設業に関する研究は、以下に示す文献に代表されるように数多い。

古川修は、1963年に岩波新書から『日本の建設業』<sup>文献1</sup>を出版し、建設業の市場、工事請負の状況、建設業の中小企業的な性質、建設業の経営組織について、その全体像を明らかにし、業界構造や業慣習における課題について述べている。

菊岡俱也は、1993年に彰国社から出版した『建設業を興した人々』<sup>文献2</sup>、2005年に発表した『わが国建設業の成立と発展に関する研究-明治期より昭和戦後期』<sup>文献3</sup>において、土木建築請負業の近代の歴史を研究し、明治20年代の土木建築請負業から、戦後の建設業の成立まで、建設会社の発展に主軸をおきながら、建築職人社会の変貌、土木労働者の形成までの過程を幅広く論じている。

岩下秀男は、1997年に日刊建設工業新聞社から出版した『日本のゼネコン-その歴史といま-』<sup>文献4</sup>で、日本型ゼネコンの誕生と成立を検証しつつ、近代産業の発展のためにインフラ整備を担ってきた建設業の重要性について述べている。

金本良嗣らは、1999年に日本経済新聞社から出版した『日本の建設産業』<sup>文献5</sup>において、公共工事の発注システム、建設労働の構造と特徴、建設サービスのコストと品質など、建設業の現状を分析し、業界の健全性を高めるために、情報開示の重要性などを論じている。

建設業に関する研究が多い中で、建設業の新分野進出に関する研究は、2002年度の公共事業費の1割削減を契機に始まったところであり、研究の数は少ない。国の公共事業費は、小泉政権の最初の2002年度予算において前年度比1割と大幅に削減されて以降、2003年度以降も小泉政権下で毎年3%削減、その後の政権でも減少傾向は続いている。その結果、公共事業費は1995年度のピーク時に比べ、2008年度は半減している。

建設業の新分野進出に関する研究には、2002年に建設業振興基金が発表した『中小建設業の新分野・新市場開拓のための企業連携に関するガイドライン』<sup>文献6</sup>がある。減少傾向にある公共事業の代わりに、中小建設業は、リフォーム事業、耐震補強事業、土壌浄化・水質浄化事業などの事業へ進出することを検討すべきと論じている。ただし、これは建設業の周辺事業への進出を促すもので、異業種への進出までは論じていない。

建設業の異業種の進出に関して、2003年に米田は『建設業の新分野進出-挑戦する50社』<sup>文献7</sup>東洋経済新報社を著した。新分野に進出した50社の事例を紹介しつつ、戦後の公共事業の変遷を踏まえながら、公共事業だけに依存せず、農林業や介護、環境ビジネスに進出することを検討すべきと論じた。この出版以降、新分野進出は異業種を含むものという認識が広まった。米田は、2004年に『新分野に挑戦する建設業-動きだした450社』<sup>文献8</sup>東洋経済新報社、2006年に『建設業からはじまる地域ビジネス』<sup>文献9</sup>ぎょうせいを著した。これらの著書では、建設業の構造問題や異業種参入における制度における課題を踏まえつつも、事例の紹介に重点をおいて述べた。

建設業の新分野進出の事例については、国や地方自治体により、多くの事例紹介集が作成されている。代表的なものとして、2003年の北海道産業政策推進室、北海道建設業協会が『建設

業等の新分野進出・多角化事例集』<sup>文献10</sup>、2004年の建設業振興基金『地域における中小・中堅建設業 新分野進出・新市場進出事例集』<sup>文献11</sup>、山形県土木部『建設業における新分野進出テキスト』<sup>文献12</sup>、2005年の建設業振興基金『中小・中堅建設業 新分野進出・新市場進出事例集』<sup>文献13</sup>、2005年度、2006年度、2007年度と続けて作成された北海道経済部・北海道建設業協会『建設業等の新分野進出・多角化事業』<sup>文献14</sup>、2006年の岩手県県土整備部『建設業新分野・新事業事例集』<sup>文献15</sup>、2008年の建設業振興基金『明日に向かってチャレンジする地域の建設業 モデル事業事例集』<sup>文献16</sup>等がある。また、2003年に、地方自治体の建設業の新分野進出支援の担当者により、建設新事業施策研究会が設立され、各県の事例に関わる研究や、支援施策に関わる研究が続けられている。研究会の参加者は、設立時の7道県から、2009年には26道県に増えている。

2006年に結成された建設トップランナーフォーラムは、2006年『建設トップランナーフォーラム-持続可能な社会基盤と地方活性化』<sup>文献17</sup>、2007年『第2回建設トップランナーフォーラム-選ばれる会社をめざして』<sup>文献18</sup>、2008年『第3回建設トップランナーフォーラム-クールアースをめざして』<sup>文献19</sup>、2009年『第4回建設トップランナーフォーラム-地域とともに次のステージへ』<sup>文献20</sup>の事例報告書を作成した。

建設業の新分野進出に関する調査研究には、環境関連や地域資源活用・エネルギー分野に焦点をあてたものとして、米田らがまとめた2008年に『建設業の環境関連分野進出に関する調査研究報告書』<sup>文献21</sup>、2009年に『建設業の地域資源活用・エネルギー分野進出に関わる調査報告書』<sup>文献22</sup>がある。

本論文では、建設業の新分野進出のうちで、農業・林業分野への進出に焦点をあてて考察するが、この分野に限定すると、既往の研究はさらに少なくなる。この分野の調査研究の基礎的なものとして、米田は2003年に『中小建設業の農業進出に関する調査報告書』<sup>文献23</sup>、『中小建設業の林業進出に関する調査報告書』<sup>文献24</sup>の2つの報告書を纏めた。これらは、農業や林業の分野で中小建設業が進出可能と思われる事業について調査したものである。2004年に島根県農林水産部により作成された『企業の農業参入マニュアル』<sup>文献25</sup>は、農業参入のノウハウに加えて、農業参入における制度上の課題にも言及している。さらに、2004年に米田は中央公論新社から『建設帰農のすすめ』<sup>文献26</sup>を出版した。この著書では、戦後の農業と建設業の変遷を踏まえ、公共事業で余剰になった建設業の力を活かして新しい農業をつくる必要性について述べた。

企業全般の農業参入の分野においては、生源寺眞一が2000年に「農政大改革-21世紀への提言」<sup>文献27</sup>、2003年に「新しい米政策と農業・農村ビジョン」<sup>文献28</sup>、2006年に「現代日本の農政改革」<sup>文献29</sup>を発表し、耕作を継続的に行うという条件付きで企業の農業参入を肯定的に捉えている。

近年の動きとしては、渋谷往男が、2007年に論文『企業の農業参入の現代的意義と課題』<sup>文献30</sup>と農業経営学会で『地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題』<sup>文献31</sup>を発表し、2009年に日本経済新聞社から『戦略的農業経営』<sup>文献32</sup>を出版している。渋谷は主に建設業の農業参入における経営上の課題を論じている。土木学会では、笹沼隆之らが2006年に『世界に依存する食糧生産と建設業の多角化戦略』<sup>文献33</sup>として、主に食料自給率と農業への多角化について論

じ、日本経営診断学会では、大杉奉代が2010年に『中小建設業の多角化戦略における多角化度と経営状況の関係』<sup>文献34</sup>で、多角化した企業を対象に経営分析を行っている。

建設業の新分野進出に関わる研究は、このように農業参入を対象とした研究論文はあるが、林業参入を対象とした研究論文は見られない。本論文は、建設業の農業・林業参入における課題と対応策を研究した初めての論文である。

これまでの農業参入の研究論文では、主に経営における課題が論ぜられてきたが、本論文では、これらの課題に加え、制度や業種の相違における課題も対象として、事例をもとに実証的に考察を進める。

本論文は、次の二つの調査結果を用いて論考を進める。農業参入の実態調査と制度上の課題を洗い出した2007年の米田による『持続可能な社会基盤を支える建設業の新分野進出に関わる調査研究』<sup>文献35</sup>、および林業分野の実態調査および制度上の課題を洗い出した2009年の米田による『林業と建設業の連携による中山間地域の存続・保全方策に関する調査報告書』<sup>文献36</sup>である。

## 第2章 地方建設業の現状

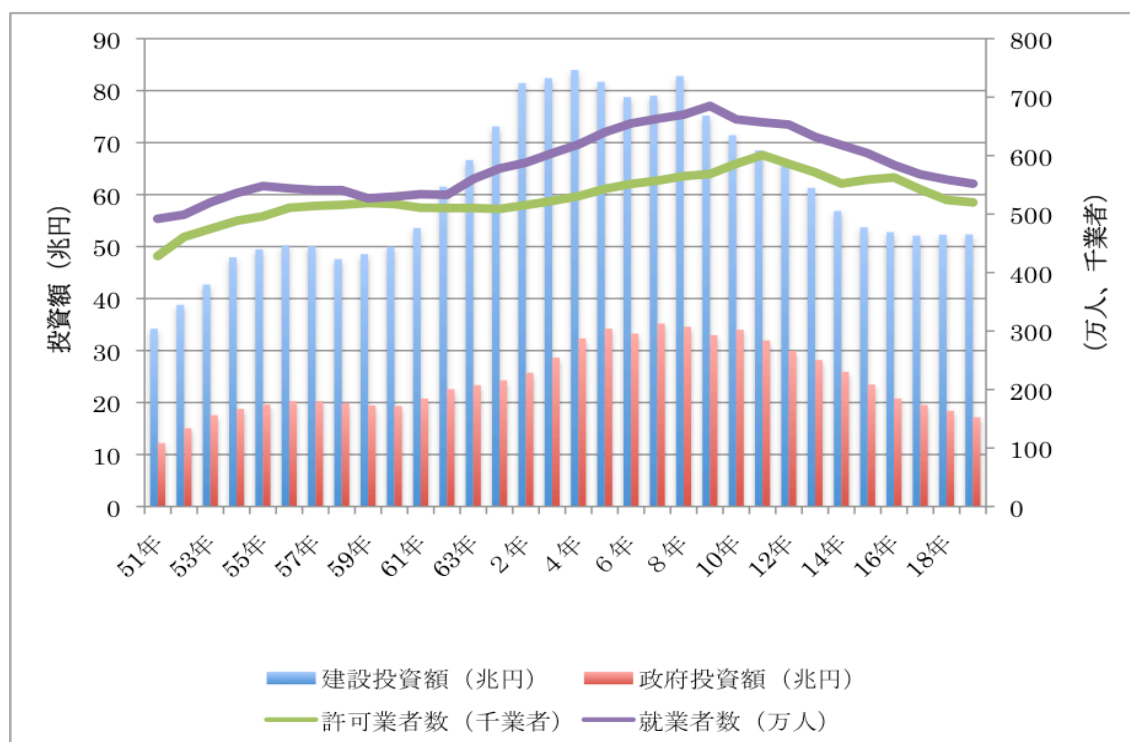
### 2-1 建設業の現状

我が国の建設市場は、1990年代後半以後、縮小の局面に入った。近年のエネルギー・原材料価格高の影響や、サブプライム問題、リーマンショックの波及による世界規模での景気後退により、我が国の建設業を取り巻く状況はさらに厳しさを増している。本章は、建設業の現状（2008年12月）について整理してまとめる。

#### 1) 建設市場

図2-1-1は建設投資、許可業者数及び就業者数の推移を表したものである。国土交通省「建設投資見通し」によると、建設投資は、ピーク時の1992年度の約84兆円から、2007年度にはピーク時の約6割の約52兆円までほぼ直線的に縮小した。特に公共投資については、1995年度の約35兆円から2007年度には約17兆円と、ピーク時の半分以下の水準に減少している。

一方、2003年から民間の建築需要が増大し民間の建設投資は回復傾向にあったものの、サブプライム問題、リーマンショックに端を発する景気後退により、2008年下半期から急激に減少し始めている。また、公共の土木事業の減少は続いており、建設業全体としての減少傾向は変わらない。



国土交通省「建設投資見通し」「許可業者数調べ」総務省「労働力調査」から作成

図2-1-1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



総務省「労働力調査」と国土交通省「2007年許可業者数調べ」によると、建設業者数と就労者数については、許可業者数は1999年度の60万から2006年度の52万へ、就業者も1997年平均の685万人が2007年平均の552万人と2割ほど減少している。しかし、建設投資の大幅な減少に比べればまだ過剰供給の状況にある。

建設業の許可業者数52万の内訳は、(社)日本建設業団体連合会に加盟する大手・準大手建設会社が54社、(社)全国建設業協会に加盟する地域の中堅・中小建設会社が約2万5千社、両団体に所属しない残りの約50万業者のほとんどは中小・零細業者である。年間完工高が100万円未満の業者は約30万業者である。

「2007年労働力調査」によると、就業者の年齢構成は、若年就労者の減少が進みつつあり、50歳以上が4割を占めるなどの高齢化が進展している。賃金水準が低く、重労働を伴うことの多い建設業は、市場の縮小傾向もあり、若者にとって人気のない産業になりつつある。

また、近年の過当競争から、低価格のダンピング入札が問題となっている。ダンピングは、社会基盤の品質低下だけでなく、建設業の疲弊につながるおそれがある。そのため政府は、価格と品質で総合的に優れた公共工事の調達を実現する総合評価方式の普及など、公共工事の入札および契約の適正化に努めている。

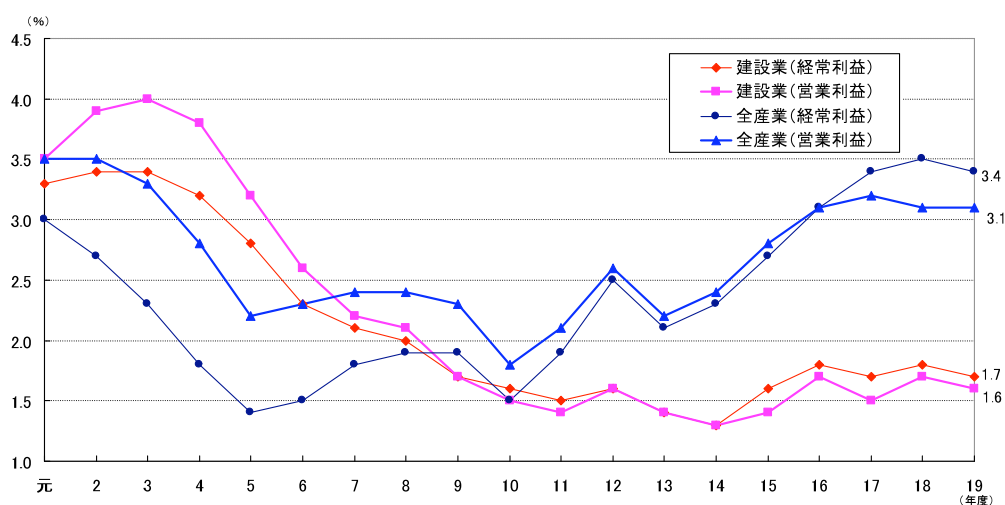


図 2-1-2 建設業の利益率の推移 出所：財務省 2008 年「法人企業統計」

	平成3年度/1991 (利益率のピーク)	平成4年度/1992 (建設投資のピーク)	平成17年度/2005 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.5% (▲2.5pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.7% (▲1.7pt)

## 2) 利益率

図 2-1-2 は、建設業の利益率の推移を表したものである。バブル末期の1991年度に営業利益率が4.0%、経常利益率が3.4%でそれぞれ最高を記録し、その後急激に低下し2005年度には営業利益率が1.5%、経常利益率が1.7%まで低下している。一方、全産業における利益率は、最低を記録した1998年度に2%を割っていたが、近年営業・経常利益ともに回復の兆しが見えてきて

おり、2005年度には営業・経常利益はそれぞれ3.4%、3.2%となっている。

建設業は他産業と比較して利益が低い産業となっている。

### 3) 建設業と農林業の就業者数の推移

図2-1-3に示すように、総務省「労働力調査」によると、農林業は戦後一貫して減少が続き、1953年の1487万人から1997年の324万人へと減少している。建設業は1953年の179万人から1997年の685万人へと増加し、1996年以降は建設業の就業者は農業の2倍を越えている。

1997年以降、建設業の就業者数は建設市場の縮小に伴い減少傾向にある。建設就業者数は、ピークを迎えた1997年の685万人から2006年の559万人へと約18%減少した。建設市場のピーク時からの減少率38%と比較すると、就業者の減少の割合は少なく、供給過剰の傾向がある。2006年度平均の就業者数は559万人で全産業に占める割合は8%である。一方、農林業は1997年の324万人から2006年の250万人へと減少が続いている。

農林水産省の2005年農林業センサスによると、農業就業人口は2000年の389万人から2005年の335万人へ14%減少し60歳以上が69%を占め、総務省の平成17年国勢調査によると、林業就業者は2000年の6.7万人から2005年の4.6万人へ31%減少し65歳以上が26%を占めている。農業・林業は高齢化が進み担い手不足の傾向にある。

建設業は担い手が余剰の傾向であるのに対して、農業・林業は担い手不足の傾向にある。

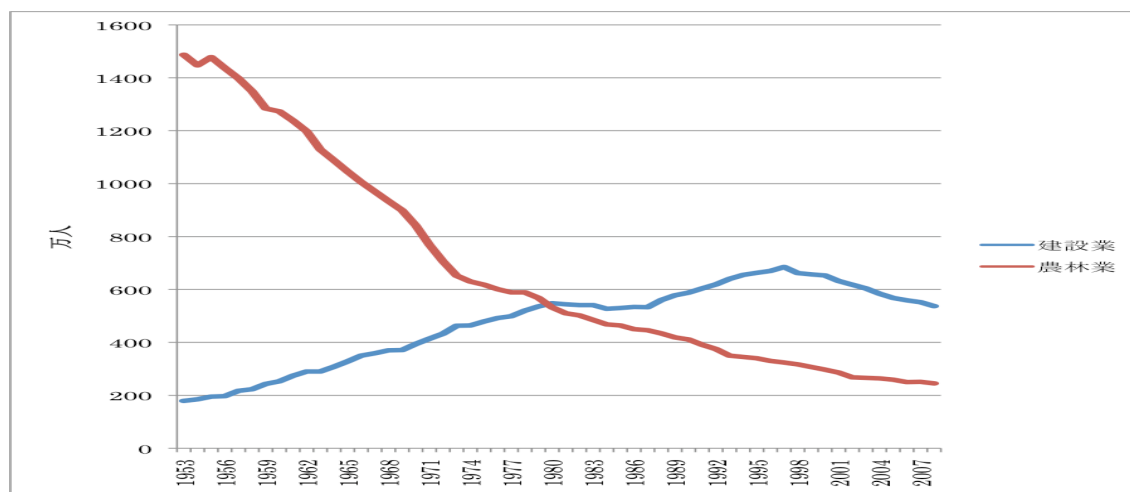


図2-1-3 建設業と農林業の就業者数の推移 総務省「労働力調査」長期時系列データから作成

#### 4) 建設業の倒産状況

建設業の倒産件数・負債総額の状況を図 2-1-4 に示す。2000 年度以降の倒産件数は減少傾向にあり、2006 年に倒産件数が若干の増加に転じた。近年のエネルギー・原材料価格高の影響、サブプライム問題、リーマンショックの波及による世界規模での景気後退により、2008 年後半には、建設業、不動産業ともに倒産する企業が増加する傾向にある。全産業に占める建設業の倒産件数は 2006 年において約 3 割と高い割合を示している。

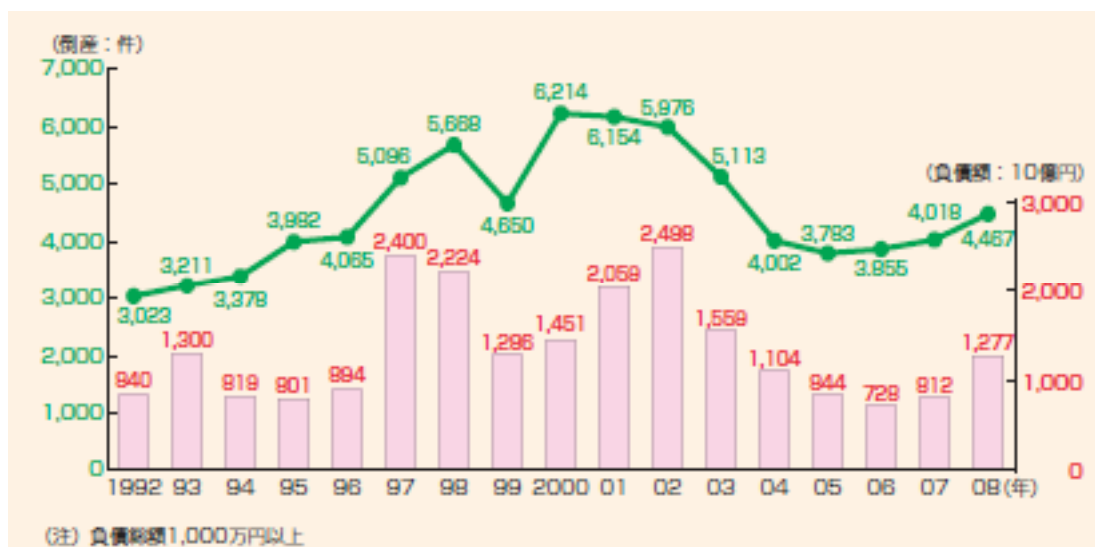
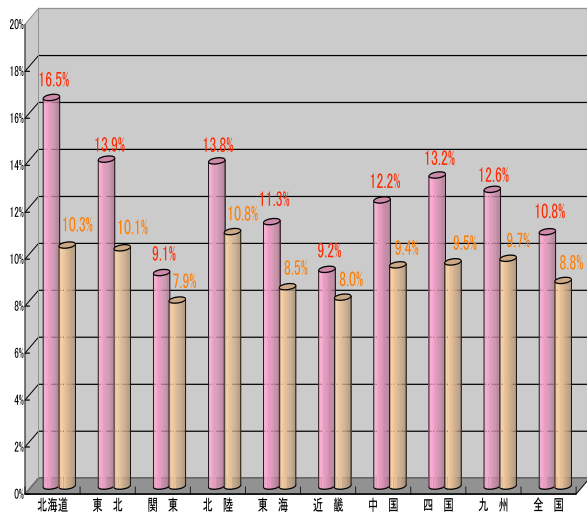


図 2-1-4 建設業の倒産の状況

出所：東京商工リサーチ 2008 年全国企業倒産状況

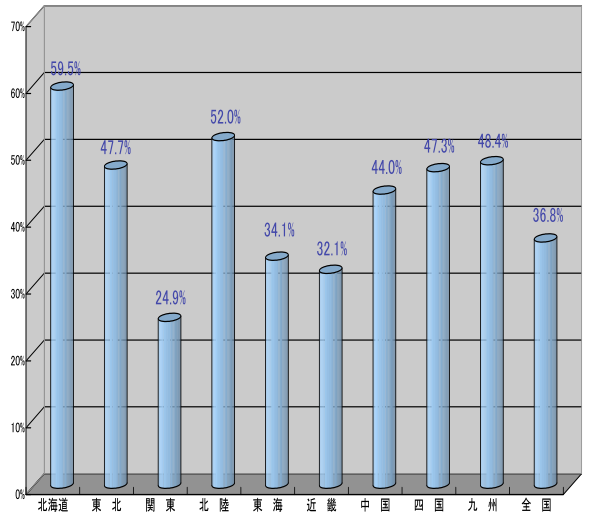
#### 5) 地域における建設業の規模

図 2-1-5 は、それぞれ各地域における県内総生産に対する建設投資の規模、全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合、建設投資全体に占める公共投資の割合を示したものである。建設投資・建設業就業者数は、国内総生産・全産業就業者数の約 1 割を占めている。地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模、全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合が、大都市圏に比べて相対的に高い水準にある。地方圏は大都市圏に比べて公共投資への依存度が相対的に高い水準にある。



出所：内閣府「県民経済計算」  
 国土交通省「建設投資見通し」  
 総務省「労働力調査」

▶ 県内総生産に対する建設投資の規模(平成15年度)  
 ▶ 全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合(平成18年)



出所：国土交通省「建設総合統計」

▶ 建設投資全体に占める公共投資の割合(平成17年度)

図 2-1-5 各地域における建設業の規模

出所：内閣府「県民経済計算」

国土交通省「建設投資見通し」、総務省「労働力調査」

## 6) 建設業の新分野進出の状況

近年の建設市場の縮小を受けて、地域建設業には新たな事業分野に進出する動きがある。例えば、リフォーム、環境分野、農業、介護、福祉、林業など新分野へ取り組む建設会社が増えている。

表 2-1-1、表 2-1-1 は、2008 年度建設業構造基本調査(国土交通省)の結果である。全国の建設許可業者 52 万社のうち 2 万社を抽出して、「今後の経営方針について」について質問し、次にこの質問に対して「新事業への参入」と回答した者を対象に「検討している進出分野」を尋ねたものである。これらの表には、前回の「H17 年度」(2005 年度)の調査結果についても記載されている。

2005 年度建設業構造基本調査(国土交通省)によると、過去 3 年間以内に建設業以外の異業種に進出した企業は 6.2%、今後 3 年以内に新たに異業種に進出を予定している企業は 17.3% となっている。この調査において、今後の経営方針として「新事業分野への参入による事業規模の拡大」(異業種だけでなく建設関連も含む)と回答した企業は 8.4%で、検討している進出先は、表 2-1-2 に示すように、リフォーム・リニューアル約 47%、環境 30%、農業 13%、介護・福祉 13%、その他 26% (複数回答有り)であった。

2008 年度建設業構造基本調査(国土交通省)では、建設業以外の異業種に進出した企業は 5.1%、今後新たに異業種に進出を予定している企業は 15.1%となっている。2005 年度に比べて、それぞれ 1.1%、2.2%の減少になっている。この調査において、今後の経営方針として「新事業分

野への参入による事業規模の拡大」(異業種だけでなく建設関連も含む)と回答した企業は7.5%で、検討している進出先は、リフォーム・リニューアル約40%、環境34%、農業27%、介護・福祉8.5%、その他23%(複数回答有り)である。新分野進出への意欲がやや弱くなったものの、依然として全体の15%が新分野進出を検討しており、意欲は高い。検討分野別では、農業が2005年の2倍となり関心が高まっている。

表2-1-1 今後の経営方針 \*全国の建設許可業者52万社のうち約2万社抽出して調査

(単位:社,%)

経営方針	資本金		法人						合計	増減	H17年度	
	個人		500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満				3億円以上 10億円未満
現業強化による事業規模の拡大	5,012 (14.7)	8,372 (20.2)	4,653 (21.1)	17,432 (24.7)	3,218 (26.0)	1,316 (33.2)	302 (44.6)	77 (42.7)	84 (40.6)	40,466 (21.8)	▲2.1	51,632 (23.9)
新事業分野への参入による事業規模の拡大	1,805 (5.3)	3,990 (9.6)	1,198 (5.4)	5,211 (7.4)	1,217 (9.8)	372 (9.4)	52 (7.7)	20 (11.1)	21 (10.2)	13,888 (7.5)	▲0.9	18,270 (8.4)
現状維持	21,578 (63.5)	24,042 (57.9)	13,343 (60.5)	35,204 (50.0)	5,465 (44.1)	1,547 (39.1)	198 (29.2)	54 (29.8)	44 (21.2)	101,475 (54.7)	3.0	111,759 (51.7)
経営の減量化	3,167 (9.3)	3,380 (8.1)	1,887 (8.6)	11,004 (15.6)	2,083 (16.8)	649 (16.4)	114 (16.9)	26 (14.4)	55 (26.9)	22,365 (12.1)	0.6	24,881 (11.5)
撤退	1,069 (3.1)	848 (2.0)	577 (2.6)	725 (1.0)	234 (1.9)	38 (1.0)	2 (0.3)			3,492 (1.9)	▲0.9	6,019 (2.8)
その他	1,371 (4.0)	888 (2.1)	391 (1.8)	902 (1.3)	176 (1.4)	36 (0.9)	9 (1.3)	3 (1.9)	2 (1.1)	3,779 (2.0)	0.3	3,766 (1.7)
	34,001 (100.0)	41,520 (100.0)	22,049 (100.0)	70,478 (100.0)	12,393 (100.0)	3,960 (100.0)	677 (100.0)	180 (100.0)	206 (100.0)	185,464 (100.0)	-	216,328 (100.0)

出所 2008年度建設業構造基本調査(国土交通省)

表2-1-2 参入検討の新事業分野 \*2-1-1で新事業分野への参入と回答した企業を対象

(単位:社,%)

進出分野	資本金		法人						合計	増減	H17年度	
	個人		500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満				3億円以上 10億円未満
リフォーム・リニューアル	1,184 (65.6)	1,645 (41.2)	546 (45.6)	1,522 (29.5)	404 (33.3)	118 (31.8)	29 (55.2)	5 (25.1)	8 (36.3)	5,461 (39.5)	▲7.2	8,427 (46.7)
環境	154 (8.5)	1,528 (38.3)	388 (32.4)	1,975 (38.3)	434 (35.8)	162 (43.6)	23 (43.4)	11 (57.1)	18 (87.0)	4,693 (33.9)	3.7	5,455 (30.2)
農業	866 (48.0)	817 (20.5)	269 (22.5)	1,355 (26.3)	332 (27.4)	72 (19.4)	9 (17.2)		1 (7.0)	3,723 (26.9)	13.6	2,407 (13.3)
介護・福祉	399 (22.1)	25 (0.6)	96 (8.0)	504 (9.8)	87 (7.1)	40 (10.7)	15 (28.6)	1 (5.4)	1 (7.0)	1,169 (8.5)	▲4.8	2,403 (13.3)
その他	139 (7.7)	1,146 (28.7)	247 (20.6)	1,232 (23.9)	267 (22.0)	91 (24.4)	5 (10.2)	4 (22.7)	2 (10.2)	3,133 (22.6)	▲3.6	4,726 (26.2)
	1,805 (100.0)	3,990 (100.0)	1,198 (100.0)	5,160 (100.0)	1,214 (100.0)	372 (100.0)	52 (100.0)	19 (100.0)	21 (100.0)	13,831 (100.0)	-	18,046 (100.0)

出所 2008年度建設業構造基本調査(国土交通省)

## 2-2 過疎の進む地域の現状

過疎の進む地域には、中山間地域、島嶼部などがあるが、本論では建設業の農業・林業参入と関係の深い「中山間地域」に焦点をあてて、その現状について調べる。

### 1) 中山間地域とは

中山間地域とは、一般的に平野の外縁部から山間地に至るまとまった耕地が少ない地域を指す。農林水産省は「農業地域類型」により、表 2-2-1 のように農業地域を区分している。中山間地域とは「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域のことである。

表 2-2-1 に記載した「DID」とは人口集中地区の意味で、市区町村の基本単位区で人口密度が 4000 人/km<sup>2</sup> 以上の区が連続し、隣接する基本単位区の合計人口が 5000 人以上になる地区のことをさす。

表 2-2-1 農業地域類型

農業地域類型	基準指標
都市的地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人/km<sup>2</sup> 以上、または DID 人口 2 万人以上の旧市区町村または市町村。</li> <li>2. 可住地に占める宅地率等が 60%以上で、人口密度 500 人/km<sup>2</sup> 以上の旧市区町村または市町村。ただし、林野率 80%以上のものは除く。</li> </ol>
平地農業地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の旧市区町村または市町村。ただし、傾斜 1/20 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 90%以上のものは除く。</li> <li>2. 耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で、傾斜 1/20 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の旧市区町村または市町村。</li> </ol>
中間農業地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耕地率 20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村。</li> <li>2. 耕地率 20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村。</li> </ol>
山間農業地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 林野率 80%以上かつ耕地率 10%未満の旧市区町村または市町村。</li> </ol>

出所：農林水産省「農林水産関係用語集」

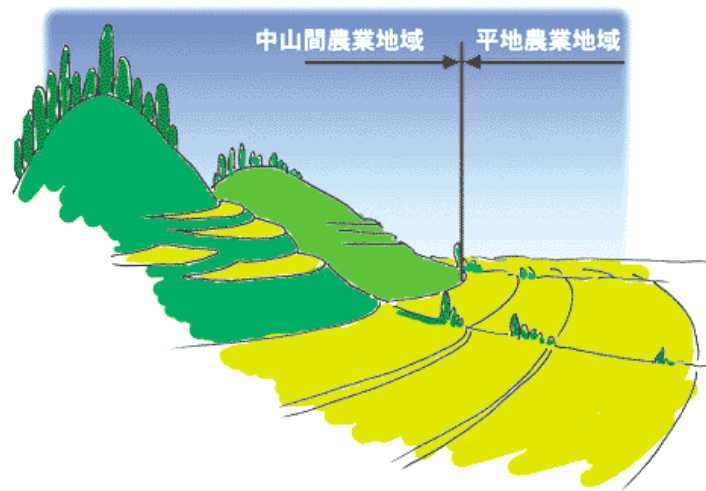


図 2-2-1 中山間地域のイメージ図

出所：農林水産省「中山間地地域等直接支払い制度」

表 2-2-2 に全国と中山間地域の農業地域類型を示す。中山間地域は国土面積の約 7 割を占めていることが分かる。また、全国の森林の約 8 割、農地の約 4 割が中山間地域に存在する。中山間地域は平坦な土地が少なく傾斜地が多いため、耕地が少なくかつ分散しており、大規模農業が行えないことが多い。

表 2-2-2 農業地域類型(2000 年)

	全国(千 ha)	中山間地域(千 ha)
総面積(2000 年)	37,172 (100%)	25,507 (69%)
林野面積(2000 年)	24,918 (100%)	20,083 (81%)
耕地面積(2000 年)	4,798 (100%)	2,004 (42%)

出所：農林水産省「中山間地地域等直接支払い制度」

## 2) 中山間地域が抱える課題

### (1) 集落の維持困難

山間地やその周辺の地域の人口減少は深刻な課題である。小規模の集落が増加することにより、冠婚葬祭や農林作業等の共同作業ができない、生活機能が維持できない等の問題が生じている。「過疎地域活性化特別措置法」の指定を受けた約 5 万集落のうち、2000 集落強が、存続が困難になると見込まれており、そのうちの 95%は中山間地域に存在する(図 2-2-2)。

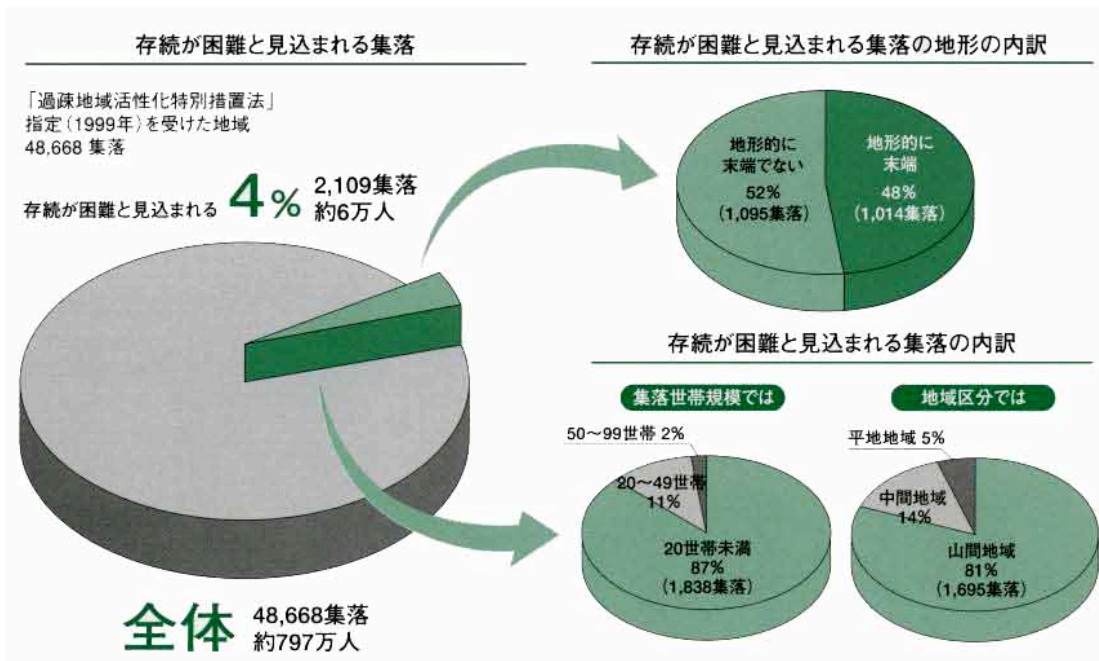


図 2-2-2 過疎地域集落について (2000 年)

出所：森地茂「人口減少時代の国土ビジョン」文献 37

## (2) 高齢化の進行

図 2-2-3 に示すように、中山間地域では、総人口、農家人口ともに全国平均に比べ高齢化の進行が顕著である。2000 年には中山間地域の高齢化率は 25.1%であり、全国の高齢化率 17.3%に比べて約 1.5 倍となっている。高齢化率とは、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことを指す。高齢化率の進行に伴い、将来の地域を担う若年層の割合は減少している。地域行事等の地域コミュニティ活動が停滞し、地域の伝統文化が伝承されないだけでなく、地域の存続自体が懸念されている。



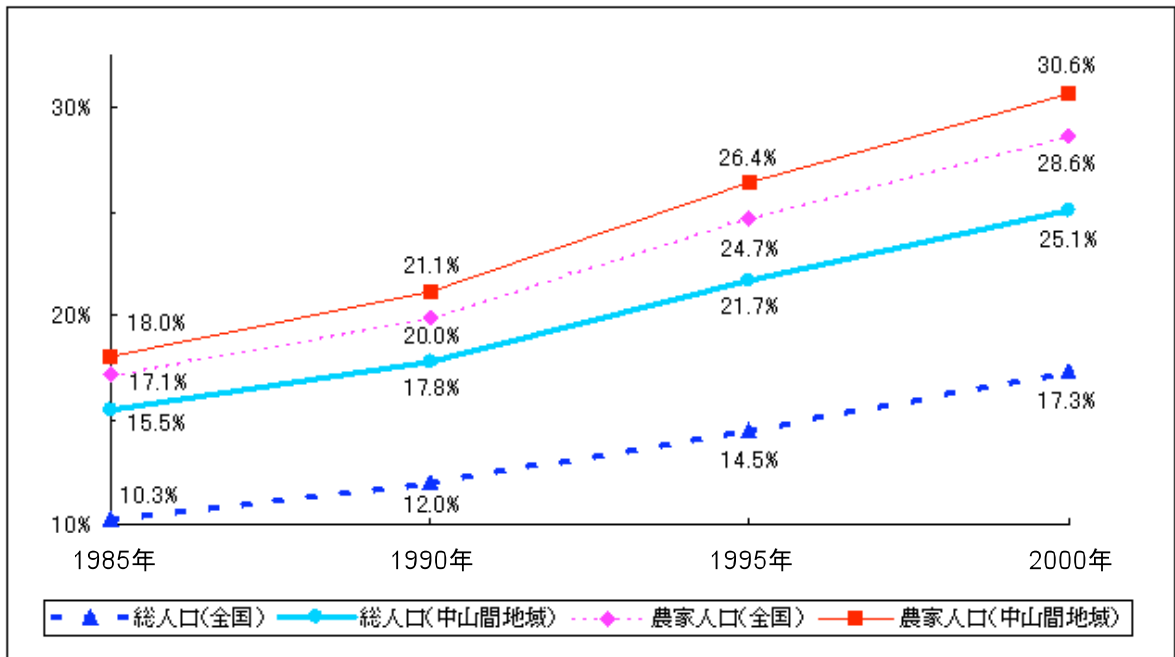


図 2-2-3 高齢化率の推移

出所：農林水産省「農林業センサス累年統計書」、総務省「国勢調査」

### (3) 生活基盤整備の遅れ

中山間地域の交通条件に関して、DID 地区（人口集中地区）へのアクセス時間が 30 分以上かかる地域が中間農業地域で 36.8%、山間農業地域では約 62%ある（2005 年国土交通省資料）。図 2-2-4 にバス輸送人員の推移を示す。都市郊外への人口流出やモータリゼーションの発達によりバスの利用者は減少傾向にある。特に 3 大都市圏以外の多数のバス事業者は厳しい経営状況となっており、人口の少ない中山間地域では、採算性の問題から、路面バスや電車の整備は限られるのが現状である。個別の交通手段を持たない高齢者にとっては、医療機関、公共機関等へのアクセスや買い物等の面で支障を来している場合がある。

生活に関する施設の整備も遅れており、生活基盤の整備状況は全国平均を下まわっている。特に污水处理施設に関して整備が遅れている地域が多い。

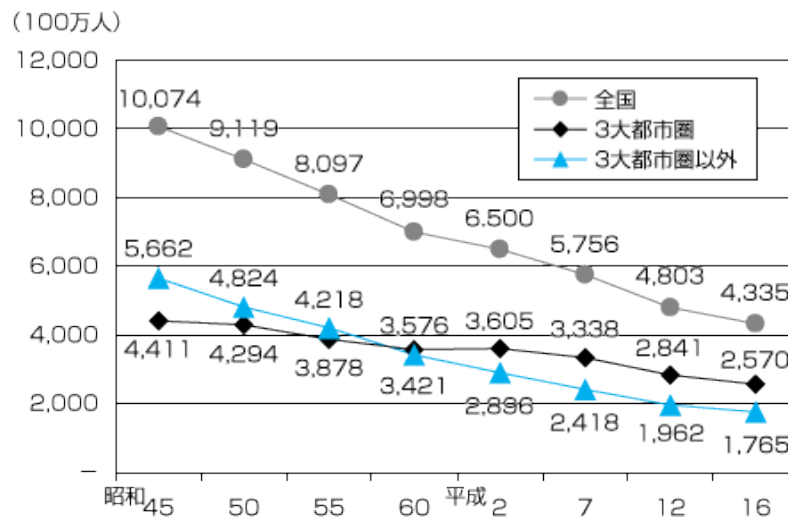


図 2-2-4 バス(一般乗合)輸送人員の推移

出所 国土交通省総合政策局 2005年「陸運統計要覧」

### 3) 中山間地域の活性化に向けた政策

中山間地域の活性化に向けた政策として、我が国で制定されている法律、制度に関して述べる。

#### (1) 山村振興法

国土の保全、水源のかん養など自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が、産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にある。山村振興法は、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的としている。「山村」の指定要件として、旧市町村(S25.2.1)単位に林野率(S35)が75.0%以上で、人口密度(S35)が1.16人/1町歩未満等と規定されている。

#### (2) 過疎地域自立促進特別措置法

過疎地域自立促進特別措置法とは、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。「過疎地域」の指定要件は、以下の①かつ②に該当する地域。

##### ① 人口要件：以下のいずれかに該当すること

A. S35年～H7年の人口減少率が30%以上

B. S35年～H7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上

C. S35年～H7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下

D. S45年～H7年の人口減少率が19%以上

\*ただし、A. B. C. の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

- ② 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

### (3) 特定農山村法

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

特定農山村法は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的としている。指定要件は、以下の①または②に該当する地域である。

- ① 平成5年9月1日現在の人口が10万人未満で、A. B. C. のいずれかに該当し、かつD. に該当する市町村の区域
- ② 平成5年9月1日現在の人口が10万人未満の市町村区域内でA. B. C. のいずれかに該当する昭和25年2月1日における市町村の区域
- A. 勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し、全田面積が全耕地面積の33%以上
- B. 勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し、全畑面積が全耕地面積の33%以上
- C. 林野率75%以上
- D. 15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合10%以上、または、総土地面積に対する農林地割合81%以上

### (4) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、適切な農業生産活動が継続されるように定められた制度である。対象農用地において農業生産活動を行う農業者に対して交付金を交付するものであり、対象農用地は、①の対象地域のうち、②の要件に該当する農地とされている。（図2-2-5）

#### ①対象地域

特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美及び小笠原の地域振興立法8法の指定地域又は地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

#### ②対象農用地

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域内に存する一団の農用地（1ha以上）であって、次のA. からE. までのいずれかの基準を満たすもの

- A. 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地(急

傾斜農用地)

- B. 自然条件により小区画・不整形な田
- C. 積算気温が著しく低く、かつ草地比率が70%以上である市町村内に存する草地
- D. 次の a. 又は b. の基準を満たす農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの。
  - a. 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上 15 度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)
  - b. 高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地
$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$
- E. A. から D. までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

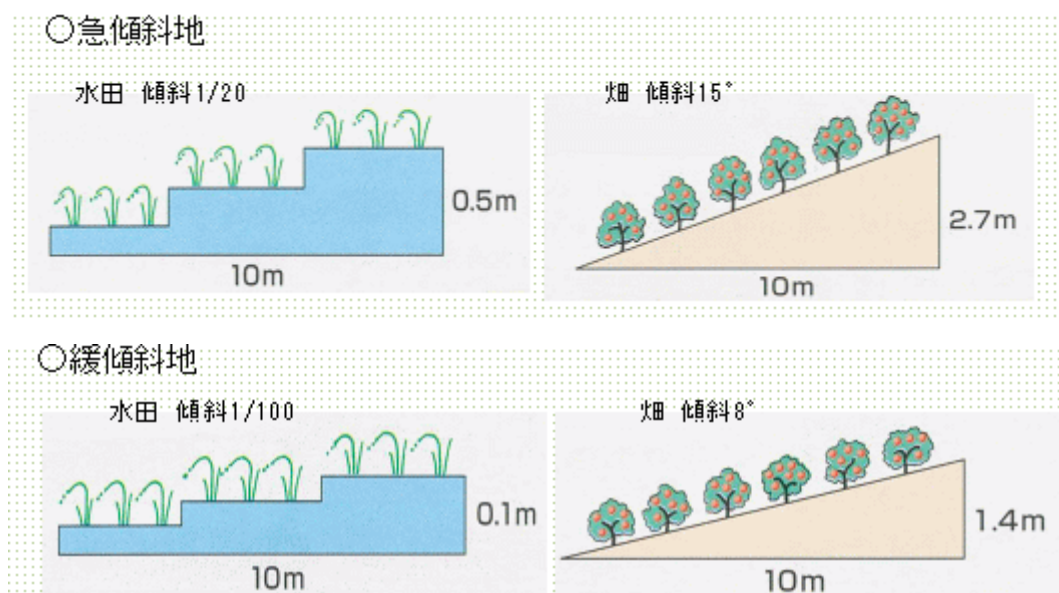


図 2-2-5 支払制度の対象となる農用地の条件

出所：農林水産省「中山間地域等直接支払制度」

以上が、中山間地域の振興施策の概要である。中山間地域のなかでも、人口が減少している地域、財政力が低下している地域を重点的に支援する体制が取られている。また農業に関しては、中山間地域における直接支払い制度が実施されている。しかし、これらの制度はあるものの、過疎の進行は続いている。

#### 4) 農地・山林の荒廃と中山間地域の多面的機能

中山間地域では、過疎化、高齢化の進行や輸入農産物の増加等、社会経済の変化に伴い農業の担い手が減少し、さらに傾斜地が多いことも要因となり、耕作放棄地が増加している（図2-2-6）。耕作放棄地の増加は、地域の活力の低下や多面的機能の低下に繋がると懸念されている。農地と同様に、森林の整備においても、高齢化の進行、担い手の不足、境界が不明の林地の増加が問題になっている。

耕作放棄地の増加、森林の未整備は、農地、山林の荒廃につながる可能性がある。

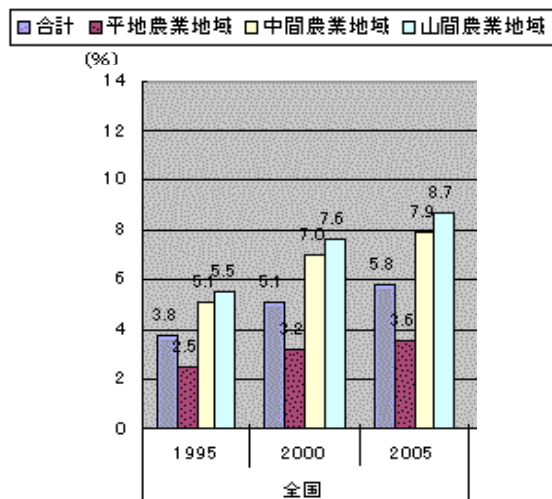


図 2-2-6 耕作放棄地率の推移

出所 農林業センサス累年統計書より作成

中山間地域の農村部は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、国民の保健、地球温暖化の防止などの都市部にはない多面的機能を有している。表 2-2-3 に中山間地域の農地の公益的機能の評価額を示す。また、日本の農産物の約 4 割は中山間地域で作られており、環境面だけでなく、食料確保の観点からも中山間地域の果たす役割は大きい。

表 2-2-3 中山間地域の農地の公益的機能

機能	評価額 (億円/年)		
	全国	中山間	全国比 (%)
洪水防止	28,789	11,496	40
水資源涵養	12,887	6,023	47
土壌浸食防止	2,851	1,745	61
土砂崩壊防止	1,428	839	59
大気浄化	99	42	42
保健休養・やすらぎ	22,565	10,128	45

出所：農林水産省農業総合研究所「農業・農村の公益的機能の評価結果（1998年）」文献38

中山間地域は、生活基盤を守る役割に加え、保健休養の場の提供にも貢献しており、更に美しい景観の形成や伝統文化の継承等、都市域にはない様々な役割を担っている。

農地・山林の荒廃を防ぎ、中山間地域の多面的機能を保全するための方策が求められている。

## 2-3 小括

2章で得られた結論について、ここにまとめる。

### 【建設業の現状と課題】

近年の公共事業の縮小で、我が国の建設業を取り巻く状況は厳しさを増している。建設投資の大幅な減少に比べて、建設業就業者数の減少は少なく、建設業就業者は余剰の傾向がある。地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模、全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合が大都市圏に比べて相対的に高い水準にあり、公共事業の減少による影響が大きい。特に中山間地域などの条件不利な過疎地では建設投資に占める公共事業の割合が高く、その地域の建設業はさらに厳しい状況にある。

近年の公共事業の縮小を受けて、地域建設業には新たな事業分野に参入する動きがある。

### 【過疎の進む地域の現状】

中山間地域などの過疎の進む地域は、農林業の低迷、公共事業の減少、公的部門の縮小を受けて、経済が低迷し、雇用機会が縮小している。中山間地域は国土面積の約7割を占めており、全国の森林の約8割、農地の約4割が中山間地域に存在する。中山間地域では、全国平均に比べ、人口が減少し、高齢化も進行している。耕作放棄地が増加し、整備されない森林が多いため、農地や山林の荒廃が懸念されている。

中山間地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、国民の保健、地球温暖化の防止などの都市部にはない多面的機能を有している。農地・山林の荒廃を防ぎ、中山間地域の多面的機能を保全するための方策が求められている。

### 第3章 建設業の農業参入の現状

#### 3-1 農業の現状

本章は、農業の現状について文献調査をして述べる。(2007年2月時点に調査)

##### 1) 農業従事者

図2-1-3に示すように、農業就業者は、1990年から2005年の15年間で411万人から259万人に減少した。その内、基幹的農業従事者数は293万人から224万人に減少した。

図3-1-1は、基幹的農業従事者のうち、65歳以上が占める割合を示したものである。全国平均で65歳以上の高齢者が約6割を占めている。また、地方別に見ると、北海道では比較的高齢化が進んでいないが、その他の都府県では高齢化が進んでいる。中国地方では7割以上が65歳以上である。農業従事者の高齢化により、後継者が不足する傾向がある。

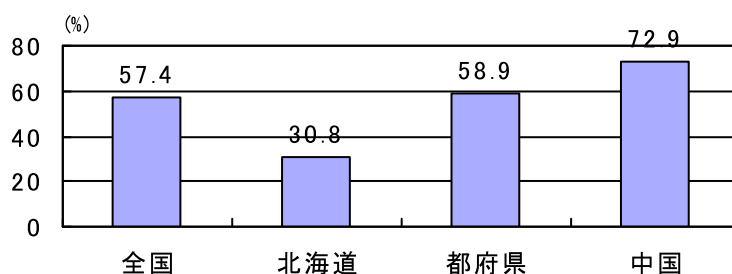


図3-1-1 65歳以上の基幹的農業従事者が全数に占める割合〈2005年〉

出所：農林水産省「世界農林業センサス2005」

年齢階層別基幹的農業従事者数を図3-1-2に示す。2000年(平成12年)の段階で、従事者の過半は60歳以上である。今後も若い人が就農しないと仮定して、全年齢階層を10年加齢して作成した2010年(平成22年)の推定グラフを追加した。この推定グラフによると2000年に75歳未満の従事者209万人が、2010年には117万人になり、44%も減少することになる。



(全ての階層を10年単位に加齢した場合)

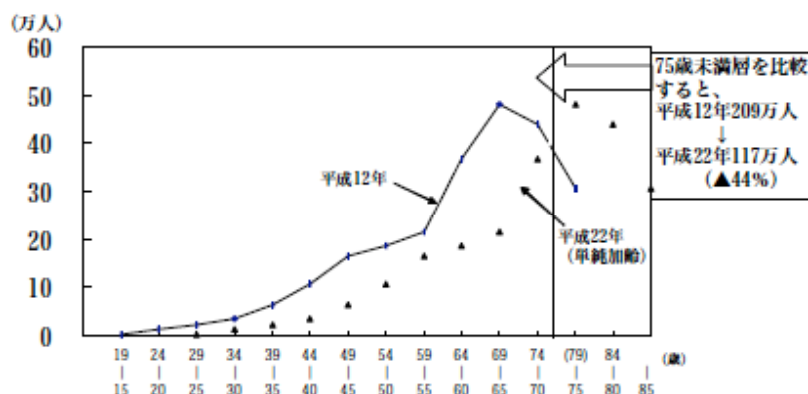


図 3-1-2 年齢階層別基幹的農業従事者数

出所：農林水産省「世界農林業センサス 2005」

## 2) 農業経営体

### (1) 農家戸数

農業経営体は、農家（個人経営体）、法人経営体、非法人の組織経営体に分けられる。非法人の組織経営体の代表的なものに集落営農組織がある。農業経営体のほとんどが農家である。

日本の農業を支えていくためには、全国の農地を耕作する農業経営体が必要であるが、1990年から2005年までの15年間で農家数は383万戸から285万戸に減少している。

農林業センサス2005によると、法人経営体は9000（2005年）、集落営農組織は約10000（2005年）であり、農家数に比べて少数である。

### (2) 家族経営体

農林業センサス2005によると、農家1戸当たり農地面積は1.8ha（2006年）であり、EUの9分の1、米国の99分の1、豪州の1,902分の1である。農家の多くは「零細家族経営」であり、一般的に次のような経営上の課題が指摘されている。

- 家計と経営が分離されていない場合が多く、経営的な観点から自らの経営を分析することが難しい。
- 家族内の労働関係が明確でなく、休日制、給料制の仕組みがないなど、労働条件が明確ではない。
- 後継者や相続の際の財産分与問題などがあり、経営の継続性が不安定である。

家族経営体が全農業経営体に占める割合を地域別に見ると（図 3-1-3）、若干北海道で割合が低いものの、全国的にほとんどの農業経営体が家族経営である。

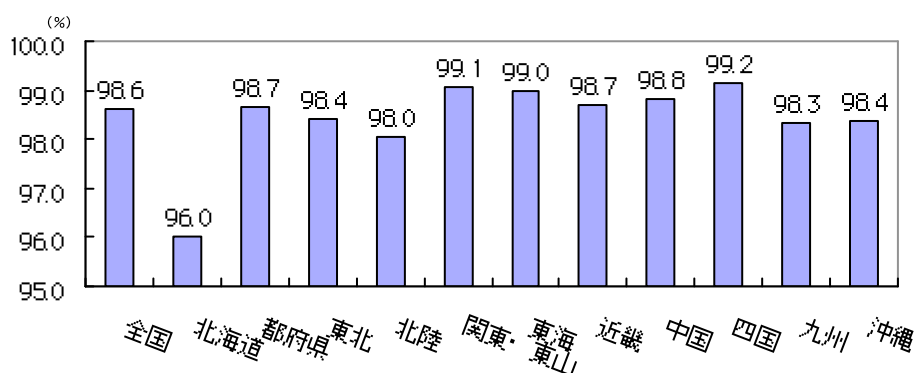


図 3-1-3 家族経営が全農業経営体に占める地域別割合

出所：農林水産省「世界農林業センサス 2005」

### 3) 農地

#### (1) 経営耕地面積

世界農林業センサス 2005 によると、農業生産基盤としての耕地の面積に関しては、1990 年から 2005 年までの 15 年間に於いて、販売農家の経営耕地面積が 436 万 ha から 343 万 ha へ変化しており、労働力と共に減少している。国際的にみて農地が少ない日本において、経営耕地面積の減少は改善されるべき課題となっている。

#### (2) 耕作放棄地

世界農林業センサス 2005 によると、耕作放棄地（土地持ち非農家も含む）に関しては、1990 年から 2005 年までの 15 年の間に 21.7 万 ha から 38.6 万 ha（上記の経営耕地面積の 11% に相当する）と、約 2 倍に増加している。耕作放棄地の増大は農業生産の場の減少を意味するとともに、耕作しないことにより病害虫が発生するなど、周囲の圃場に対して悪影響をもたらすことがある。

### 4) 農業生産

#### (1) 農業産出額

図 3-1-4 はわが国における米と野菜の産出額の推移を示したものである。これをみると産出額は、近年大幅に減少している。その一因には、農産物の輸入自由化等に伴う農産物価格の低迷に加え、基幹的農業従事者の減少、経営耕地面積の減少がある。

(兆円)

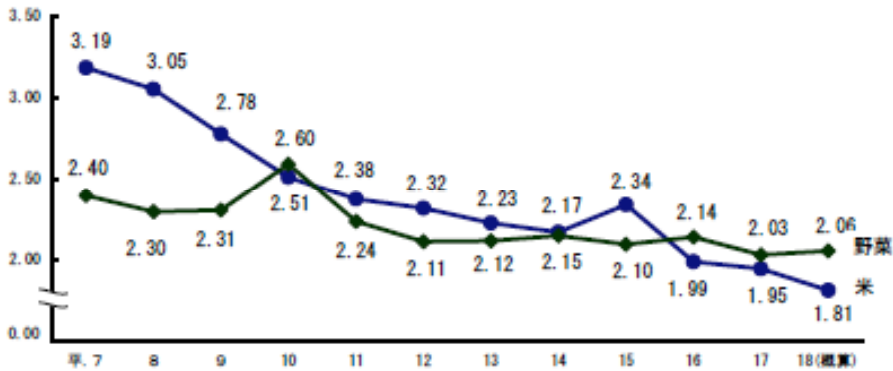


図 3-1-4 米と野菜の総産出額の推移

出所：農林水産省大臣官房統計部「農林水産統計」2007年

## (2) 食料自給率

図 3-1-5 は我が国における食料自給率の変遷である。供給熱量・生産額ベースの食料自給率が、いずれも減少傾向にある。海外からの農産物の輸入増加や食生活の変化等とともに、農業生産力が縮小したことが一因である。

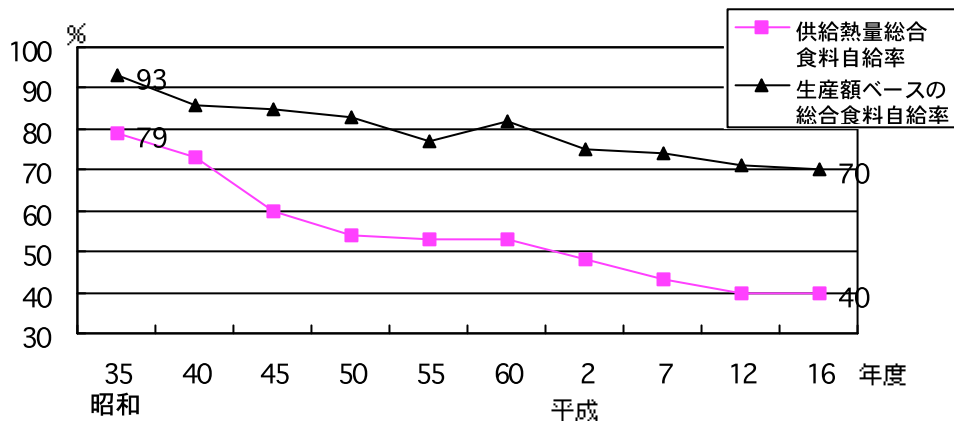


図 3-1-5 日本の食料自給率の変遷

出所：農林水産省 平成 16 年度「食料需給表」

## 5) 農業構造

これまで述べたように、わが国の農業には、農業従事者の高齢化と担い手不足、零細かつ非効率な農業経営、耕作放棄地の増大、農産物生産の停滞、食料自給率の低下等の問題がある。

一方、海外からは、WTO 交渉、FTA・EPA 締結等、自由貿易の実現のために、農産物に関しても関税引き下げなどの圧力がある。相対的に土地賦存量の少ない日本において、オーストラリアなどの農業大国と対等に競争するのは容易ではない。貿易自由化が進めば、日本の農業は深刻な打撃を受けることが懸念されている。

農林水産省は、これからの日本農業の担い手となりうる「効率的かつ安定的な経営体」を、

従来の零細規模の家族経営よりも「経営的に発展した集落営農や法人経営などの大規模経営体」と位置づけ、このような経営体に対して重点的に支援を行っていく政策を行っている。図 3-1-6 のように、平成 27 年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営の担い手として、家族農業経営 33-37 万程度、法人経営 1 万程度、集落営農経営 2-4 万程度を目標としている。多くの地方自治体が、それぞれの地域において、集落営農や法人経営体の設立の支援や育成を行っている。

○ 農業構造の展望（平成 27 年）

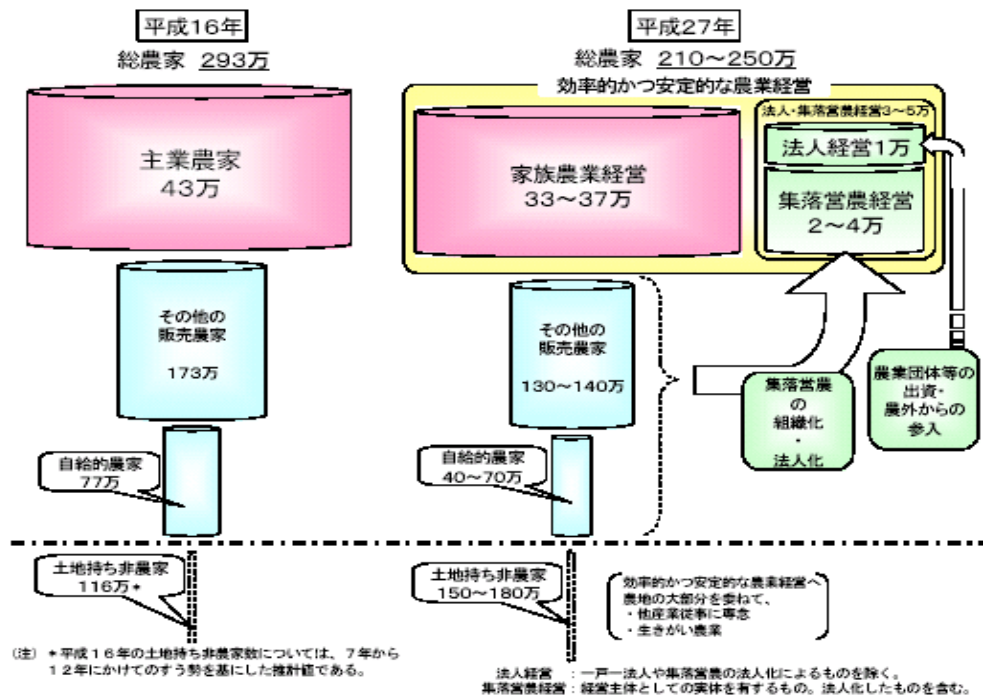


図 3-1-6 平成 27 年の農業構造の展望

出所：農林水産省「農業構造の展望」

農業においては、これまで農業構造に関して様々な議論がなされてきた。日本経済団体連合会の農政問題委員会や経済同友会の農業改革推進委員会は、日本農業の競争力を高め、農業者への直接支払い制度を導入することで、農産物の関税を引き下げ、自由貿易を進めることが重要であると提唱している。農業の制度改革を行い、企業の農業参入や企業による農地取得を促進すべきという。一方で、農業団体（全国農業協同組合中央会等）や農林水産省の職員で構成する労働組合（全農林労働組合等）は、企業の農業参入や企業による農地取得に対して否定的な見解を発表している。企業は利益がでなければ農地を放棄する怖れがあること、農地は耕作者みずからが所有するのが適切であること（耕作者主義）が、その理由となっている。

生源寺眞一は、両者の中間的な立場で、「農地の利用は耕作者を優先すべきである。耕作者は農家でも企業でも良い。」として、耕作を継続的に行うという条件付きで企業の農業参入を肯定的に捉えている<sup>文献 27、28、29</sup>。農林水産省の「効率的かつ安定的な経営体」は中間的立場に近い。

### 3-2 企業の農業参入に関わる制度

建設会社が農業参入するときは、個人による就農ではなく、企業による農業参入となるため、様々な制約が存在する。本節では、企業の農業参入に関わる制度について述べる。

戦後の農地改革で農地の所有は自作農家に限定され、企業による農地所有は認められなくなった。その後、農業生産法人の要件緩和や特定法人貸付事業などにより、様々限定付きで企業が農地を利用できるようになったものの、まだ多くの制約が残っている。

3-2-1 に、農地の取得に関わる制度の変遷の過程と関連する制度を述べる。

企業が農業に参入する場合には、農地取得にかかる費用や機械・施設の導入資金などの参入資金が必要となる。自社に余剰の資金があれば、それを活用すればよいが、資金がない場合は、制度融資の借入れを検討することが必要になる。近年では農業の担い手不足のために、農業参入を促進するための制度融資が充実している。これらの制度は農業者や農業法人を対象にしているが、農外企業（農業法人以外の企業を農外企業という。例えば建設業や食品産業等の企業）でも、別法人として農業生産法人を設立すれば利用できる。その概要を 3-2-2 に述べる。

なお、本節の内容は、2007 年 2 月時点のものである。2007 年 2 月以降の本調査に関わる主要な法改正については、7-2 「調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き」で述べる。

#### 3-2-1 企業の農業参入に関わる諸制度

##### 1) 農地の取得・転用に関する制度

農地の権利移動・転用に関する諸規制は、昭和 27 年（1952 年）に制定された農地法に拠っている。農地法は、これまで改正は行われてきたが、制定当時とその原則は変わっていない。その原則とは、戦後の農地改革の成果である自作農主義を制度化するものであり、以下の 3 点に集約できる。

###### (1) 自作農主義

農地はその耕作者自らが所有することが最も適当である。農地を売買・貸借し、農業経営を行う権利をもつものは農家と農業生産法人だけである。

###### (2) 農地の権利移動に関する許可制

農地の権利設定・移転は農業委員会の許可が必要である。次の場合は、自作農主義に反するため、許可が下りない。

- a. 権利を取得する者またはその世帯員が取得農地で耕作を行わない場合
- b. 農業生産法人以外の法人が農地を取得しようとする場合
- c. 取得後に耕作等の事業に供すべき農地等の合計が 50a 未満（北海道 2ha）の場合

###### (3) 農地の転用に関する許可制

- a. 市街化区域内 → 農業委員会への届出
- b. 農用地区域外かつ市街化調整区域内 → 都道府県知事（農地が 4ha 以上は農水省）へ許可申請。その地域の事情を考慮し、許可される場合がある。
- c. 農用地区域内 → 農用地区域除外申請が必要。認可まで長期にわたる場合が多い。

原則的に「農家」だけが農地を所有できるという農地法により、日本農地は転用から守られてきたのであるが、担い手の減少とともに、日本全域の農地を継続的に耕作することが難しくなった。そのために、農地保有をより広く認めた「農業法人」の制度が構築された。「農業法人」のなかで、農地の所有を認められたものが「農業生産法人」であり、現在では「農家と農業生産法人」に農地の所有が認められている。

「農地」を用いない場合は、農地法に抵触しないので、「農家」でなくとも農業生産を行うことができる。ただ、農地以外の宅地などは価格が高く、また所有する場合は、農地と比較して固定資産税が多く課税される（農地は税制面で優遇されている）ので、農地以外での農業はあまり行われていない。ただし、近年は、単位面積あたりの収益が大きい野菜工場等の農業が、農地以外の土地で行われる事例がある。「農業生産法人」の制度とその変遷を次に示す。

## 2) 農業生産法人制度の変遷

農業生産法人制度は1962年（昭和37年）に、「家族農業経営の発展等に資するための協業の助長」を趣旨として導入された制度であり、今日のように農業経営の法人化が一般的になる前から存在した比較的古い制度である。

制定時は、農家の協業としての法人という面が強く、構成員である農家が主となるよう要件が定められており、農家以外の者の参加には制限があった。

1970年には、農業の規模拡大をめざし、農業生産法人が借地と外部雇用ができるよう、「構成員の農地提供面積が過半」「構成員の労働力が全労働力の過半」「利益配当は、原則従事分量配当」などの要件が廃止された。

1980年には、農地を持たない個人が農業生産法人の経営に参加できるよう、業務執行役員の要件から「農地の提供」を削除した。具体的には、「農地を提供し、かつ、常時従事する構成員（農作業に主として従事するものに限る）が、業務執行役員の過半」から、「常時従事する構成員（農作業に主として従事するものに限る）が、業務執行役員の過半」へと改正された。

1993年には、農業生産法人が事業範囲を拡大し農産物の製造加工などを行えるよう、事業要件に「農業関連事業」を追加し、構成員要件に「農協」や「法人から物資の供給や役務の提供を受ける者」、「事業の円滑化に寄与する個人」などを加えた。

2000年には、経営形態の選択肢の拡大と多角化による活性化をめざして、「株式会社方式による農業生産法人設立」を認めることとし、事業要件を「農業および関連事業」から「農業および関連事業が過半」に緩和した。

現行の農業生産法人制度は2000年（平成12年）に改正されたものである。このように改正は進んでいるが、農外企業が別法人で農業生産法人を設立して農業ビジネスを展開する場合には、まだ多くの制約がある。例えば、企業が保有できる議決権の合計が4分の1以下（各々は1/10以下）、農業関連の売上げが過半以上、業務執行役員の農作業従事日数の条件等などである。このため、農外企業は、農家と共同で農業生産法人を設立している。

これまで述べた農業生産法人制度の変遷を次に纏める。なお改正内容は「斜字（青）」で示す。

・ 1962年 制度制定時

①趣旨	家族農業経営の発展等に資するための協業の助長
②法人形態要件	農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社
③事業要件	農業（農業と併せて行う林業・共同利用施設の設置を含む）及びこれに 附帯する事業
④構成員要件	農地等を提供した個人 法人の事業に常時従事する者
⑤業務執行役員要件	規定なし
⑥その他要件	常時従事構成員の議決権が過半 構成員の労働力が全労働力の過半 構成員の農地提供面積が過半 利益配当は、原則従事分量配当

・ 1970年 第1回制度改正時（斜字は改正された内容）

①趣旨	借地、雇用労働力による規模拡大
②法人形態要件	農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社
③事業要件	農業（農業と併せて行う林業・共同利用施設の設置を含む）及びこれに 附帯する事業
④構成員要件	農地等を提供した個人 法人の事業に常時従事する者
⑤業務執行役員要件	農地を提供し、かつ、常時従事する構成員（農作業に主として従事 するものに限る）が、業務執行役員の過半  (その他要件は廃止)

・ 1980年 第2回制度改正時

①趣旨	農地等の権利を有しない農業後継者等の農業生産法人の経営の参画
②法人形態要件	農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社
③事業要件	農業（農業と併せて行う林業・共同利用施設の設置を含む）及びこれに 附帯する事業
④構成員要件	農地等を提供した個人 法人の事業に常時従事する者
⑤業務執行役員要件	常時従事する構成員（農作業に主として従事するものに限る）が、業務 執行役員の過半

・ 1993年 第3回制度改正時

- |           |  |
|-----------|--|
| ①趣旨       | 農業経営の法人化の推進のための事業範囲、構成員要件の拡大   |
| ②法人形態要件   | 農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社  |
| ③事業要件     | 農業、 <b>農業関連事業（生産した農畜産物を原材料とする製造加工等）</b><br>及びこれに附帯する事業   |
| ④構成員要件    | 農地等を提供した個人<br>法人の事業に常時従事する者<br><b>農地保有合理化法人、農協等</b><br>(以下の者の議決権の合計は1/4以下、かつ、それぞれは1/10以下)<br><b>法人から物資の供給または役務の提供を受ける個人</b><br><b>事業の円滑化に寄与する者</b> |
| ⑤業務執行役員要件 | 常時従事する構成員（農作業に主として従事するものに限る）が、業務執行役員の過半  |

・ 2000年 第4回制度改正時

- |           |  |
|-----------|--|
| ①趣旨       | 経営形態の選択肢の拡大、経営の多角化等による農業経営の法人化の推進及びその活性化   |
| ②法人形態要件   | 農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社、 <b>株式会社（株式の譲渡制限のあるもの）</b>   |
| ③事業要件     | <b>主たる事業が農業（林業を含む）及び関連事業（売上高で過半）</b>   |
| ④構成員要件    | 農地等を提供した個人<br>法人の事業に常時従事する者<br>農地保有合理化法人、農協、 <b>地方公共団体</b><br>(以下の者の議決権の合計は1/4以下、かつ、それぞれは1/10以下)<br>法人から物資の供給または役務の提供を受ける <b>者（法人を追加）</b><br><b>法人に物資の供給または役務の提供をする者</b><br>事業の円滑化に寄与する者 |
| ⑤業務執行役員要件 | 常時従事する構成員（農作業に主として従事するものに限る）が、業務執行役員の過半  |

・ 2003年4月 構造改革特別区域制度の制定

**農業特区認定された地域でのみ、農地をリースすることで農業生産法人以外の法人でも、農地を利用して農業を営むことができるようになった。**

・ 2005年9月 農業経営基盤強化促進法改正：特定法人制度の創設



### 3) 特定法人貸付事業

全国で 38 万 ha にも達している耕作放棄地を減少させることが日本農業の課題である。このため、担い手の不足などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域において、2003 年には、構造改革特区制度により、特区申請すれば、農業生産法人の要件を満たさない農外企業でも、地方公共団体や農地保有合理化法人から農地を借りる形で農業に参入できるようになった。2005 年には構造改革特区方式が全国展開となり、特区申請をしなくても、市町村等を介する農地リースが可能となる次の法改正がなされた。

地域活性化と農地の有効利用の観点から、2005 年に農業経営基盤強化促進法が改正され(2005 年 9 月 1 日施行)、農業生産法人以外の法人が、市町村等を介した農地リース方式で、農業経営に参入することが可能になった。市町村が指定する「耕作放棄地が多く存在する、または今後、耕作放棄地の発生が予想される」地域で、市町村・農地利用合理化団体経由で農地をリースして農業経営を行うことができる。

農地リースの要件として、業務執行役員の 1 人以上が農作業に従事すること、「農地を荒らさない」「農業生産を行う」等の内容を盛り込んだ農地を保全するための協定を各市町村と締結すること、期間が満了になれば農地を返還することなど(農地所有者との合意の下に、期間延長は可能である)がある。特定法人貸付事業の要件を次にまとめる。

- (1) 参入可能法人 制限なし。農業生産法人以外の法人であっても、リース方式で農地の権利取得が可能
- (2) 参入可能区域 耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地が相当程度ある地域で、市町村が農業経営の基盤強化の為に作成する基本構想で定められた区域
- (3) 農地借入方法 市町村等と農業を行う等の協定を締結かつ、耕作等に常時従事する者の内、業務執行役員が一人以上いれば、市町村または農地保有合理化法人から農地借入可能
- (4) その他の事項 協定に違反した場合(農業を行っていない等)、期間満了した場合、リース契約が解除。但し、期間満了時、農地所有者に了承を得ることが可能ならば、借入期間を延長可能

### 4) 企業の農業参入に関わる諸制度

農業参入した企業の農地取得に関する制度として、農業委員会、農地保有合理化法人がある。また「効率的かつ安定的な農業経営」をめざす農業者を支援する制度として、認定農業者制度がある。

#### (1) 農業委員会

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」によって定められる市町村の行政委員会であり、農業者の代表として公選で選出された農業委員で組織される。農業委員会の主な業務は次の通りである。

- a. 農地の権利移動及び転用の許可

- b. 農地の権利移動を内容とする農地利用集積計画の策定に当たっての決定
- c. 市町村の農業振興地域整備計画の策定に当たっての意見
- d. 農地転用に係る都道府県知事の許可に際しての現地確認及び意見書の添付
- e. 農業生産法人からの定期報告の受理と、それに際して要件を欠く恐れのある法人への勧告

例えば、建設会社が農業生産法人を別法人で設立し農地を取得しようとする場合、農地を転用してアグリビジネス（加工・外食等）を展開しようとする場合には、それぞれ農業委員会の許認可を得る必要がある。しかし、農業委員会によっては、比較的簡単に農地転用を認める委員会もあれば、農地転用の許可に関して厳格な委員会もある。権限の行使に対する判断基準は必ずしも明確ではない。

## (2) 農地保有合理化法人

農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化促進法を根拠法として設立されるもので、「農地保有の合理化」の促進を目的としている。一般に、「農地保有の合理化」とは、農地の流動化を通して農業経営の規模拡大、農地の集団化等を図ることを指す。農地保有合理化法人の主な業務は、売り手から農地を買い取って、農地が欲しい者に売り渡すもしくは貸し出すことである。但し、農地保有合理化法人が扱える農地は農業振興地域に限られている。

例えば、建設会社が農業生産法人を設立し農地を取得しようとする場合、農地保有合理化法人から農地を取得することができる。ただし、(1)の農業委員会の許認可は別途必要になる。

## (3) 認定農業者制度

認定農業者制度は、「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す、農業のプロフェッショナルとして意欲を持つ農業者を支援するための制度で、農業経営基盤強化促進法を根拠法とする。なお、ここでいう農業者には農業生産法人も含まれる。

認定農業者になるためには、各市町村の定める基本構想に沿った、農業経営改善計画書（5年後の農業経営目標の策定とその実現に向けて具体的にを行う事業について示した計画書）を作成して、市町村に認可申請する必要がある、それを許可されたものだけが「認定農業者」に指定される。

市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件は次の通りである。

1. 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
2. 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
3. 計画の達成される見込が確実であること

農業経営改善計画書に記載すべき目標は次の通りである。

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

認定農業者になることで、以下のような優遇制度を受けることができる。

1. 長期低利資金の融資（スーパーL資金、スーパーS資金、認定農業者育成確保資金）
2. 税制の優遇（収入の10%を帳簿上損金計上出来る、農地保有合理化法人に農地を売却した場合の譲渡所得税に対する特別控除）
3. 市町村・農業委員会等の経営改善支援センターによる、経営相談・研修
4. 機械・施設の導入支援
5. 農地集積支援（合理化法人から優先的に農地の現物出資を受けられる。）
6. 農業生産基盤整備の支援

別法人で農業生産法人を設立して農業に参入する企業にとって、認定農業者になることは、経営の安定という側面において重要である。多くの制度融資・補助事業の対象は認定農業者に限定されることが多いためである。

しかし、農業経営改善計画の認定を行う際に、市町村によって計画達成の基準が異なり、認定の判断は明確ではない。例えば、市町村の推奨方針と異なる作目を選んだために、農業経営者の計画が認定されなかったケースもある。また、認定農業者の要件である「計画の達成される見込みが確実であること」に関して、過去の実績がないと認めないという判断をして新規参入者を排除する市町村もある。農政の専門家の間では、各市町村の認定基準を明らかにするための制度改正に対する議論がなされている。

認定農業者を主な対象とする各制度融資・補助事業の概要を次節に述べる。

### 3-2-2 農業参入に関わる制度融資制度

農業には様々な制度融資制度がある。建設会社の農業参入の時に検討の対象となる可能性のある制度を選び、それらの概要を次に述べる（出典：農林水産省「金融・税制・農業者年金に関する情報」（2007年2月時点））

#### 1) 経営体 育成強化資金

- ・ 資金内容

認定農業者以外の担い手が利用する長期資金（農地，機械，施設，長期運転資金）。

- ・ 貸付対象者

①農業を営む者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 農業所得が総所得の過半又は農業粗収益が200万円以上であること。

（法人は農業の売上高が総売上高の過半又は農業粗収益が1,000万円以上であること。）

イ 主として農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者がいること。

（法人にあつては、常時従事者である構成員がいること。）

ウ 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、次の要件を満たすこと。

その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校等に就学中を含む）しており、かつ将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 簿記記帳を行っていること。

②認定就農者\*

③①の経営の経営主以外の農業を営む者（家族経営協定を締結している農業者に限る。）

④農業を営む任意団体

⑤農業協同組合又は農業協同組合連合会

- ・ 資金使途

農地，機械，施設の購入のための資金。長期運転資金。負債の償還負担を軽減するための資金。

- ・ 貸付条件

貸付上限：個人1億5千万円、農業生産法人5億円

融資率：80%

金利：1.8%/年（2006年12月20日現在）

- ・ 償還期間

25年。うち据置期間3年以内。

- ・ 融資機関：農林漁業金融公庫

注\*) 認定就農者における「就農」は農業に就く人をいう。

認定就農者と認定農業者は異なる。

## 2) 農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)

- ・ 資金内容  
認定農業者の経営改善のための長期資金 (農地, 機械, 施設, 長期運転資金)。
- ・ 貸付対象者  
認定農業者
- ・ 資金使途  
農地, 機械, 施設の購入のための資金。長期運転資金。
- ・ 貸付条件  
貸付上限: 個人 1.5 億円, 法人 5 億円 (法人規模に応じて増加できる)  
融資率: 100%  
金利: 1.45~1.8%/年 (2006 年 12 月 20 日現在)
- ・ 償還期間  
25 年。うち据置期間 10 年以内。
- ・ 融資機関: 農林漁業金融公庫

## 3) 農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金)

- ・ 資金内容  
認定農業者の経営改善のための短期資金。
- ・ 貸付対象者  
認定農業者。
- ・ 資金使途  
短期運転資金  
(種苗代、雇用労賃等の直接的現金経費。小農具等営農用備品、消耗品等の購入費。営農用施設・機械の修繕費。リース・レンタル料。市場開拓費、販売促進費等。)
- ・ 貸付条件  
貸付上限: 個人 500 万円 (畜産・施設園芸 2000 万円), 法人 2000 万円 (畜産, 施設園芸 8000 万円)  
融資率: 100%  
金利: 1.65%
- ・ 償還期間  
10 年。うち据置期間 3 年以内。
- ・ 融資機関: 農協系統金融機関

#### 4) 農業近代化資金

- ・ 資金内容  
担い手の経営改善のための長期資金。農協等民間金融機関の資金。
- ・ 貸付対象者  
認定農業者。農業所得が総所得の過半，または1000万以上等の一定条件を満たす法人。
- ・ 資金使途  
施設資金等，長期運転資金。
- ・ 貸付条件  
貸付上限：法人2億円  
融資率：認定農業者100%。それ以外の担い手80%。  
金利：認定農業者1.45～1.8%/年。それ以外の担い手1.8%/年（2006年12月20日現在）
- ・ 償還期間  
15年。うち据置期間7年。
- ・ 融資機関：農協系統金融機関、銀行、信用金庫

#### 5) 農業改良資金

- ・ 資金内容  
新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金。都道府県の直接貸し付けと民間金融機関の転貸方式がある。
- ・ 貸付対象者  
認定農業者。農業所得が総所得の過半，または1000万以上等の一定条件を満たす法人。
- ・ 資金使途  
施設資金等，長期運転資金
- ・ 貸付条件  
貸付上限：法人5000万円  
融資率：認定農業者100%，その他の担い手80%  
金利：無利子
- ・ 償還期限  
10年以内。うち据置期間3年。

## 6) 農業信用保証制度

### ・内容

農業近代化資金等各種資金の融通を円滑化するための制度であり、以下の2点で構成されている。

- ・農協等融資機関の農業に対する貸付に対して、各県の農業信用基金協会が行う債務保証
- ・債務保証等のリスクを軽減するため、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険（必要な資金の貸付）

農業者は農協等金融機関から資金を借り入れる際、基金協会に対して債務保証の委託申し込みを行い、基金協会の保証承諾を得ることで借入が可能になる。その際、農業者は無担保で融資が受けられる代わりに、保証料として借入資金に対する上乗せ利息を支払うことになる。その枠組みを図3-2-1に示す。

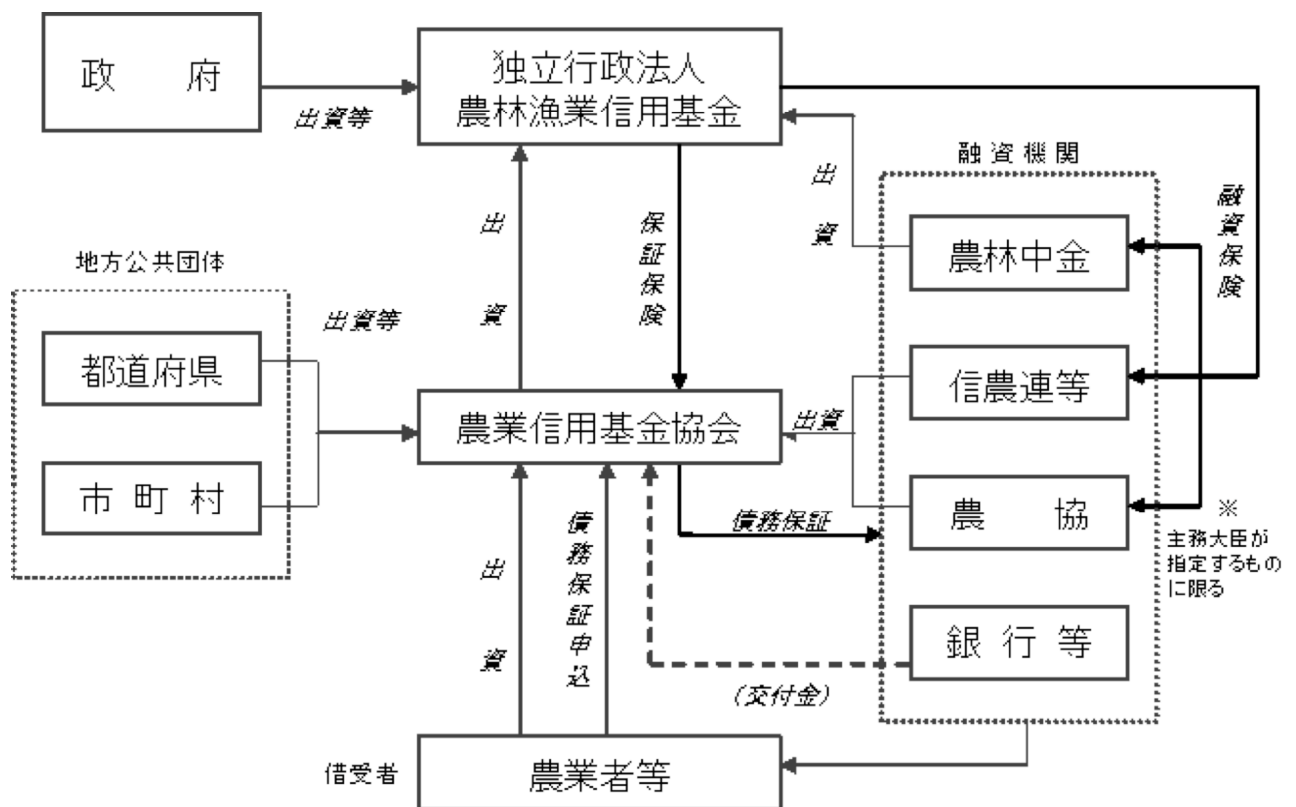


図 3-2-1 農業信用保証制度の仕組み

出所：独立行政法人 農林漁業信用基金

「農林漁業者の皆様のために」

これまで述べたように、農業を営むものに対して、主に 5 つの制度融資と経営体を信用保証する制度が用意されている。「認定農業者」（意欲と能力のあるプロの経営者と認められた者）が、融資対象または融資率において優遇される場合が多い。

企業が農業生産法人を設立して農業参入する場合は、5カ年の農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出し、認定農業者として認められることが、資金調達に有利である。

しかし、農業生産法人にとって認定農業者になるための要件は厳しく、特に農業に参入したばかりの農業経営規模の小さな法人は、認定されない場合がある。都道府県の農業参入を支援している部署などに事前に相談し、経営計画作成に力を入れる必要がある。

また、経営体育成強化資金は、認定農業者でなくとも融資を受けられる制度であるが、主に個人の農業者を対象にしている。

近年の公共事業削減により、建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資金が減少し、民間金融機関からの借入れが難しくなりつつある。建設省の農業参入促進のためには、参入時の制度融資の必要性が増している。

このような流れを受けて、2007年4月から、農業経営実績がなくても一定の要件を満たす農業参入法人を、農業近代化資金と経営体育成強化資金の貸付対象者に追加される方針が決まっている。具体的内容は次の通りである。

#### 7) 農業近代化資金と経営体育成強化資金の貸付対象法人の拡大

異業種から農業参入した法人等の農業経営実績のない（経営開始から2期以上の決算を終えてない）法人であって、次の①と②の要件を満たす法人を貸付対象に追加する。

①5年以内に認定農業者となる計画を有していること、②経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定をうけていること。

- ・ 資金使途：農地取得・施設整備にかかる資金、長期の運転資金
- ・ 貸付金利：1.8%（2006年12月20日現在）
- ・ 貸付上限額：1.5億円
- ・ 償還期限

農業近代化資金：15年以内（据置期間7年以内）

経営体育成強化資金：25年以内（据置期間10年以内）

出所：農林水産省「平成19年度概算決定の概要」より作成

ただし、これらの農業系の制度融資は、対象が5年以内に認定農業者になる予定のものに限られており、農外企業による農作業受託、施設栽培は対象外である。

例えば、建設会社が農作業受託事業を行う場合、農業機械の制度融資を受けようとしても、農業系の制度融資はその対象が農業者に限定されているために受けられない。また、中小企業金融公庫で公的融資を受けたくても、農業機械は対象外の品目である。

公的な融資が、経済産業省系と農林水産省系に分かれているために、縦割りの制度の狭間で、どちらからも融資を受けることができない状態となっている。



### 3-3 建設業の農業参入の文献調査

#### 3-3-1 建設業の農業参入状況

建設業の農業参入については、公的な全国調査がなされていないため、その参入数は把握できない。建設業の農業参入は、3-3-2「建設会社の農業参入 40 事例」で述べるが、主に次の三つの形態で行われている。

- 第1は、農外企業のみで参入する形態。(農作業受託/施設栽培/その他)
- 第2は、別会社で農業生産法人をつくり参入する形態。
- 第3は、特定法人貸付事業により農業参入する形態。(市町村などを介した農地リース方式)

建設会社の農業参入数は不明であるが、第2の形態である農業生産法人を含む農業法人数については全国統計があるため 1) に示す。2000 年の農業生産法人制度の改正以降、株式会社や有限会社方式による農業法人の設立が増加している。その一部に、建設会社の参入も含まれる。

第3の特定法人貸付事業に関しては、業種別の統計を 2) に示す。建設業が最多業種となり、第3の形態では、建設業の農業参入が増加していることがわかる。

#### 1) 農業法人、農業生産法人数の推移 (全国)

表 3-3-1 は 2005 年の組織形態別に全国の農業法人数を示した表である。農業法人の総数は 13960 であり、そのうち有限会社が 9344、農事組合法人が 2233、株式会社が 1290 となっている。建設業の農業参入の状況を示したものではないが、これまで農家が中心であった農業において、企業的な農業経営が一定の割合で行われていることを示している。なお、農事組合法人とは、3名以上の農民が農業生産や販売等を協業して行う組合のことである。

表 3-3-1 全国の農業法人数 (2005 年 2 月)

合計	農事組 法人	会 社				各種団体
		株式会社	有限会社	合名・合資 会社	相互会社	
13960	2233	1290	9344	72	-	1021

出所：世界農林業センサス 2005 より作成

農業法人は、農地の権利取得の有無によって、農業生産法人と一般農業法人に分類することができる。世界農林業センサス 2005 によると、2005 年の農業法人 13960 のうち、農業生産法人は 8412 であり、約 6 割が農業生産法人、約 4 割が一般農業法人となっている。

図 3-3-1 は、農業生産法人数の推移である。農業生産法人は、制度化された 1962 年 (昭和 37 年) から継続的に増加している。特に、2000 年 (平成 12 年) の農業生産法人の要件緩和以降の増加数が大きい。2000 年の 5889 法人が 2005 年に 8412 法人と、5 年間で 2523 法人 (年平均 505 法人) 増加している。この増加の内訳は、有限会社が 4366 から 6345 へと 1979 法人増え、農事組合法人が 1496 から 1841 へと 345 法人増え、株式会社が 0 から 180 へと 180 法人増えている

(2000年に株式会社による農業生産法人が許可されたため)。これらの農業生産法人の増加のなかには、建設会社による設立も含まれる。

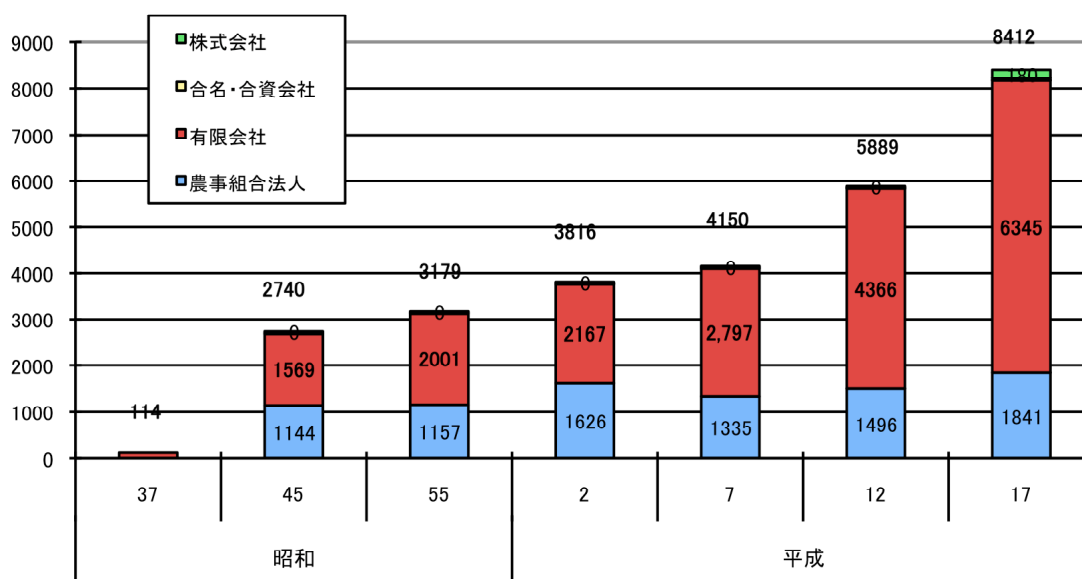


図 3-3-1 農業生産法人数の推移とその会社形態

出所：世界農林業センサス累年統計書より作成

## 2) 特定法人数

特定法人貸付事業による参入した特定法人数を、組織形態・業種別・作物別を示したものが、以下の表 3-3-2 である。特定法人貸付事業は、2003 年から構造改革特区の農地リース特区としてスタートし、2005 年に全国展開された。

表 3-3-2 組織形態・業種別・作物別特定法人数

1 組織形態・業種別 (単位:法人)							2 作物別 (単位:法人)							
参入法人数	組織形態別			業種等別			参入法人数	米麦等	野菜	果樹	畜産	花き・花木	工芸作物	複合
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他								
173 (156)	89 (80)	46 (41)	38 (35)	59 (57)	46 (41)	68 (58)	173 (156)	34 (30)	67 (65)	22 (24)	6 (6)	5 (3)	4 (5)	35 (23)

平成18年9月1日現在(カッコ書は18年3月1日現在)

出所：2006年9月、農林水産省経営構造改善課調べ

表 3-3-2 の「1 組織形態・業種別」を見ると、リース方式で農業参入した法人 173 法人のうち、建設業は 59 法人と全体の 34% を占めており、建設業が最も参入の多い業種であることがわかる。作物別の特定法人数は、野菜、複合、米麦の順に多い。借受面積は全国で 528.7ha で、参入法人 1 社あたり平均約 3 ha である。

特定法人貸付事業では、市町村が「基本構想における参入区域」を設定した上で、その区域内の農地を貸し付けることになっているが、参入区域をまだ設定していない市町村もある。

### 3-3-2 建設会社の農業参入 40 事例

#### 1) 農業参入 40 事例の概要

建設業の農業参入における可能性を洗い出し、一般的な課題を考察するために文献調査を行った。

地方自治体が作成した事例集、新聞検索などの各種の公表資料から知り得た 120 の農業参入事例を、2003 年から 2008 年の間に著者が全国を調査し、『建設業の新分野進出』<sup>文献7</sup>、『建設帰農のすすめ』<sup>文献26</sup>、『新分野に挑戦する建設業-動きだした 450 社』<sup>文献8</sup>、『建設業からはじまる地域ビジネス』<sup>文献9</sup>、『第4回建設トップランナーフォーラム』<sup>文献20</sup>に掲載した。

120 のうちで、農業参入における形態、可能性、課題について記載をした事例は 40 (重複を除く) である。この 40 事例を整理して分析を行った。

表 3-3-3 に、40 事例の取組み概要、所在地、参入形態、文献番号と掲載頁を示す。

40 事例は、主に過疎地に存在する地方中小建設会社であり、従業員数名から二百名、資本金 100 万から数千万円、売上高が数千万から数十億円の規模であり、主に地方公共団体発注の土木工事を受注する企業である。

- |  |         |
|--|---------|
| ①『建設業の新分野進出—挑戦する 50 社』 <sup>文献7</sup> 2003 年     | 【11 事例】 |
| ②『建設帰農のすすめ』 <sup>文献26</sup> 2004 年               | 【 5 事例】 |
| ③『新分野に挑戦する建設業-動きだした 450 社』 <sup>文献8</sup> 2004 年 | 【12 事例】 |
| ④『建設業からはじまる地域ビジネス』 <sup>文献9</sup> 2006 年         | 【11 事例】 |
| ⑤『第4回建設トップランナーフォーラム』 <sup>文献20</sup> 2009 年      | 【 1 事例】 |

表 3-3-3 建設会社の農業参入 40 事例

事例番号	<農業参入の取組み概要>	<所在>	<参入形態>	<文献、頁>
1	総合農業サービスをめざす	北海道	I	①P72-73
2	水稲、馬鈴薯の農作業を受託	北海道	I	①P70-71
3	ビートを中心とする農業コントラクター	北海道	I	①P74-75
4	農作業(牧草収穫)の受託業務	北海道	I	③P50-51
5	花びら茸の栽培、販売	新潟県	I	③P58-59
6	大葉の水耕栽培	新潟県	I	④P14-16
7	じゅんさいの栽培と販売	北海道	I	①P84-85
8	サフォーク羊の飼育とレストラン経営	北海道	I	①P86-87
9	EM菌の活用による有機堆肥の製造販売	青森県	I	④P185-187
10	ダチョウを飼育し、食肉・皮革販売	山形県	I	③P56-57
11	ハーブ、ブルーベリー、野菜の温室栽培	富山県	I	①P78-79
12	建設汚泥の土質改良によるリサイクル	長野県	I	③P80-81
13	樹皮リサイクルした土壌改良資材の開発販売	鳥取県	I	③P74-75

14	ダチョウを飼育・販売、観光牧場の運営	茨城県	I	①P88-89
15	大規模な野菜の減農薬栽培	北海道	II	②P105-109
16	有機農業によるカボチャ栽培	北海道	II	①P68-69
17	ぶどう栽培とワイン醸造	北海道	II	①P82-83
18	無農薬ハーブ栽培と製品製造・販売	北海道	II	③P46-47
19	大規模酪農への進出	北海道	II	③P48-49
20	青森シャモロックの飼育	青森県	II	④P117-119
21	大規模酪農業と有機堆肥、緑化基盤の生産	青森県	II	③P64-65
22	有機堆肥による農家のフランチャイズ	岩手県	II	③P52-53
23	花卉栽培と有機農業による稲作	岩手県	II	④P23-25
24	名人の米作りの企業展開	宮城県	II	④P26-29
25	大型機械を活用し転作地を含む農作業受託	山形県	II	③P54-55
26	廃棄物処理熱を利用したラン等の栽培	山形県	II	⑤P126-P128
27	有機堆肥による野菜栽培	福島県	II	④P147-150
28	無農薬トマト栽培、循環型農業めざす	長野県	II	①P76-77
29	なしの生産、販売（ふるさと農園）	島根県	II	④P17-19
30	無農薬ブルーベリーの大規模栽培	島根県	II	①P80-81
31	隠岐牛の肥育と販売	島根県	II	④P11-13
32	畜産と造園の循環産業	島根県	II	③P60-61
33	地域の循環型農業	愛媛県	II	③P62-63
34	お茶の有機栽培と林業	高知県	II	④P139-141
35	水耕小ネギのハウス栽培を展開	大分県	II	④P20-22
36	メロン栽培と粕漬け加工販売	大分県	II	④P113-115
37	遠野どぶろく特区でほうれん草づくり	岩手県	III	②P136-140
38	喜多方特区 山麓でトマトづくり	福島県	III	②P147-152
39	山間の耕作放棄地で無農薬稲作と養殖	新潟県	III	②P153-158
40	耕作放棄地でサツマイモ栽培	鹿児島県	III	②P190-194

注) 参入形態の I、II、III は、表 3-3-4「建設会社の農業参入 3 つの形態」による。

## 2) 農業参入の形態

企業が農業に参入する場合、農地法により、農地の取得に関わる制限がある。これは戦後の農地改革で、農地の所有が自作農家に限定されたために設けられた。2000 年の農業生産法人の要件緩和や、2005 年の特定法人貸付事業などにより、限定付きで企業が農地を利用できるようになったが、現状でも制約が多い。

40 事例を調べ、表 3-3-4 に示す 3 つの参入形態 I、II、III に整理した。各事例の参入形態は、表 3-3-3 の 4 列目に示す。

表 3-3-4 建設会社の農業参入 3つの形態

I	農外企業として参入	農作業受託 施設栽培	14 事例
II	別会社で農業生産法人を設立して参入	農地を利用した農業	22 事例
III	特定法人による農業参入	市町村等を介した農地リース	4 事例

3つの参入形態の特長について述べる。

Iの「農外企業として参入」は、農作業受託と施設栽培である。農作業受託は、作業のみ行うため、農地を所有する必要がない。農地法の規定に抵触せずに、農外企業でも行うことができる。施設栽培は、もやしや椎茸、ねぎやトマトの水耕栽培、養鶏、養豚など、非農地で製造業的に施設で栽培できるものである。

IIの「別会社で農業生産法人を設立」は農地を使った農業経営である。農業生産法人は「農家を主体とする法人」であり、役員半数以上が農作業従事者、農外者からの出資合計が4分の1以下、売り上げの半分以上が農業および農業関連事業の収入という要件がある。企業の経営者が個人として農地を取得し農業生産法人を設立する場合がある。農業生産法人は、農地の購入・賃借が可能であり、農業者向けの制度融資や補助金の対象となる。

IIIの「特定法人による農業参入」は、市町村が「耕作放棄の多い地域、今後多くなりそうな地域」を対象地として定めた上で、農家から農地を集めて、企業と協定を結んで貸し出す方式である。特定法人の場合、4社中3社は、耕作放棄地が貸し出されるとともに、自治体の支援を受けていた。

### 3-3-3 農業参入40事例における参入時の検討内容

異業種の企業が農業に参入する場合、様々な検討を重ねる必要がある。本節では、農業参入40事例を対象に、建設会社が農業に参入する場合の検討内容を洗い出す。

農業参入40事例から一般的な検討手順を調べ、図3-3-2に示す。次に図3-3-2の手順1)から7)において検討されている内容を、40事例の文献調査から抽出してそれぞれ記述する。

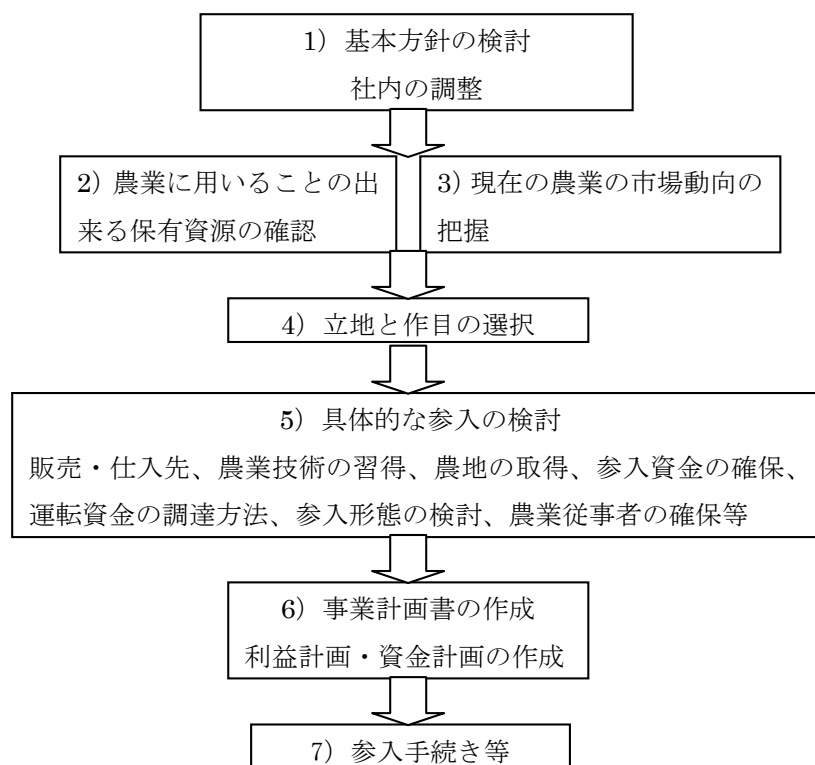


図3-3-2 農外企業が農業参入する場合の検討手順

#### 1) 基本方針の検討および社内の調整

農業を開始する前に、経営者は農業参入の基本方針を検討する。従業員が農業に従事することを想定する場合、従業員の合意を得るために、社内の調整を行う。

事例37と事例39は、経営者の中から責任者、従業員から担当者を選び、チームをつくり、基本方針、事業計画等を検討した。

#### 2) 農業に用いることのできる保有資源の確認

自社が保有する資源のうちで、農業に利用できるものは何かを検討・確認する。検討対象としては、「取引先」、「土地」、「施設・機械」、「人材」、「資金」等がある。

事例33は、「取引先」を、農産物や加工品の販売先の候補として検討した。事例19は、自社保有の遊休資産となっている「土地」、「機械・施設」の農業転用を検討した。「土地」において

は、どのような作物を栽培できるか、栽培施設を設置できるか、農機具置場に使えるか、農作物の流通における立地は良いかについて検討した。事例1は、農作業従事者を自社の保有する労働力で賄えるかを検討した。農業経験者がいれば農業を経営する上で有利なので、従業員のうち兼業農家や農業の経験者がいるかを調べた。事例32は、自己資金のなかに、農業投資に使える余剰の資金があるかを検討した。

### 3) 農業の市場動向の把握

農産物の市場動向を調査する。作物市場の情報は、「農業センサス」、「生産農業所得統計」等の農業関連の統計書、日本農業新聞に掲載される作物市況で調べることができる。一般的に農作物は、市場の需給によって価格が大きく左右される。どの作物を栽培するかという作目選択において、市場動向は判断基準の一つとなる。

事例29は、農業の市場動向の状況を、新聞・雑誌、市場関係者、農業従事者、インターネットなどで把握した。消費者のニーズを把握した上で、ニーズに合った農産物を市場に送り出す努力をした。

### 4) 立地と作目選択

農業経営をする場合に、栽培作物の選択は重要な選択である。そのため、様々な作物を候補として、立地条件、市場動向などのこれまでの検討を踏まえて、自社に最もふさわしい作目を選択することが重要である。

事例30と事例7は、健康指向、安心安全、希少価値などの高付加価値に着目して作目を選んだ。地域に栽培実績が少ないため、外部の技術ノウハウを取得するルートを準備した。

事例38は、経営の安定を目途に、県や市町村の推奨作物を選択した。推奨作物の場合には、技術指導や販路斡旋などの公的支援が得られやすい。

### 5) 具体的な参入の検討

作目の選択の候補が得られたら、具体的な参入方法を検討する。検討すべき内容としては、(1)「参入形態の選択」、(2)「農地の取得」、(3)「販売先の確保」、(4)「農業技術の習得方法」、(5)「参入資金の確保」、(6)「運転資金の調達方法」がある。

#### (1) 参入形態の選択

建設会社の農業参入には、表3-3-4に示すように三つの形態がある。第1は建設会社のままで、農作業受託や施設栽培に参入する形態であり、第2は別会社で農業生産法人をつくり参入する形態、第3は「特定法人貸付事業による農業参入」すなわち、「市町村などを介した農地リース方式による企業の特定法人による参入」である。

企業による参入は、農地を利用するのかしないのか、どのような作物をどのような農法で栽培するのか、農業生産法人設立の場合はその要件を充足可能か、など様々な要素を考慮し、当該企業に適切な参入形態を選択しなければならない。

事例 4 は、農外企業のままで行なえる農作業受託（農業コントラクター）を選択した。農作業受託は、農地を所有する必要がないので参入自体は容易である。事例 5 は、農外企業として、非農地における施設栽培を選択した。施設建設に農業の補助金は得られなかった。

事例 22 は、農地を使った農業経営をするためには、農業生産法人を設立した。ただし農業生産法人の要件を満たすのは容易ではなく、農業委員会の承認を得るのに時間がかかった。農業生産法人になった後は、農業者向けの融資や補助金を受けられるようになった。

事例 39 は、「特定法人による農業参入」を選んだ。市町村が農家から農地を集めて、企業と協定を結んで貸し出す方式である。自治体の支援を受けやすかった一方で、条件の悪い耕作放棄地しか借りられなかった。

## (2) 農地の取得

農地を必要とする作目を選択した場合、その作物を生産できる「場」の確保が必要になる。生産物の品質は、その土地の「品質」に依存する部分が大きいため、基盤整備がきちんとなされた圃場を必要量だけ取得できることが望ましい。しかし、農外企業にとっては、優良な農地がどこにあり、誰が地権者なのか等、農地に関する情報の入手が難しい。

特定法人を選んだ事例 39、事例 40 の場合、山間地、傾斜地、日照の少ない土地が、貸出しの対象となっており、良い条件の農地を得られなかった。事例 40 は、山間地の土地であったが、農業土木の経験を活かし、自社で農地の基盤を整備した。

## (3) 販売先の確保

農業を営むことには、農産物の生産だけでなく、農産物を販売して対価を得ることも含む。販売先の確保が重要な検討項目である。

従来の農家の場合、農業協同組合（JA）を通じた出荷が多いが、安定的に出荷できるというメリットがある反面、手数料が高いという。事例 37 は JA を出荷先として検討したが、JA の手数料を引くと収支が厳しくなるため、直販ルートを捜した。

事例 24 は、価格の高い販売ルートを自社で確保し、供給量を確保することで、収支の均衡を取る努力をしている。

事例 15 は、物流の条件の悪い大都市の遠隔地に位置しているため、取引先を自力で開拓する目処がたたなかった。そのため、参入後は、生産物を高価格の流通ルートに乗せられず、市場に言い値で買い取られることもある。事例 27 は、参入時は技術力・経験に欠けるため、農産物が市場の規格に合わずに、市場出荷さえできなかった。事例 37 は、公共事業の受注方式しか知らなかったため、販路開拓の営業が難しかった。

企業単独ではなく、自治体や地域の商工会、観光協会などと協力して、地域ブランドとして販売先を確保する動きもある。例えば、事例 31 のように、企業単独での農業参入ではなく、「隠岐ブランド」として町（離島）をあげて販路開拓をして、その生産の核を建設会社が担うという方式である。



#### (4) 農業技術の習得方法

参入企業の中で、農業に関するノウハウを持っている企業は少ない。生産技術の欠如は、そのまま事業の失敗に繋がるため、農業経験者のいない企業では、どのようにして技術を習得するかが課題である。天候不順、病虫害の発生、有害鳥獣による被害などにより収量が減少するリスクを軽減するための生産の安定化のノウハウの習得も重要である。

農業技術は机上でなく、実際に栽培することで経験として身につけることが重要である。そのため、地域の農家、農業大学校、地域の農協職員、都道府県の普及指導員などへの相談など、積極的に人的つながりを構築する必要がある。

事例 40 では、自治体の推奨作物を栽培することにより、都道府県の普及員の指導を受けた。

事例 7、事例 10、事例 17 は、地域で実績の少ない品種を選択したために、農業コンサルタント、地域外の農業経営者、農業施設メーカーなどの専門家の指導を受けられるように用意した。

農業技術は属人性が高いため、農業部門を支える人材育成が重要である。事例 33 は、農業も建設業も両方が一年中忙しい訳ではないため、建設業と農業の両方が担える多能工の育成を進めている。

#### (5) 参入資金の調達

農業に参入する際には、農地取得にかかる費用や機械・施設の導入資金などの参入資金が必要となる。参入資金の調達を事前に検討する必要がある。

自社に余剰の資金があるならば、それを活用すればよいが、参入資金の全てをまかなう余裕がない場合は、制度融資、地銀や信用金庫等の民間金融機関からの借入れが必要となる。

制度融資の場合、農業系の制度融資は原則として農業者を対象にしているため、農外企業の参入は対象にならない。制約は多いものの、農業生産法人を別途設立し、その法人として制度融資を申し込むことはできる。農業系の制度融資は認定農業者を優遇しているため、融資を受けようとする時には、5カ年の農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出し、認定農業者として認められることが重要である。また、民間金融機関からの借入れの場合も、複数年の事業計画を作成しておく事が重要である。

#### (6) 運転資金の調達

参入資金と同様、運転資金もどのようなルートから取得するのかを検討しなければならない。運転資金を安定的に確保できる環境を整えることが、経営安定化のための必要条件である。

企業の運転資金の場合、一般的に、銀行・信用金庫等の民間金融機関との取引や自社の資金の投入が主な調達方法となるが、農業の場合は、一定以上の農業経営規模のある認定農業者等は、低金利の各種制度融資（スーパー S 資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金など）を活用できる。

農外企業による参入は、これらの制度融資の対象外である。また、農業生産法人を設立した場合でも、参入当初は、事例 15 のように、制度融資の利用に必要な経営規模（例えば農業近代化資金では農業所得が 1000 万円以上）を達成できずに、運転資金に制度融資を利用することが

難しい場合がある。

## 6) 事業計画書の作成

参入における具体的な課題の検討が一通り終了したら、事業計画書を作成する。事業計画書は、各種金融機関に提出することで、参入資金を得やすくなる。具体的な利益計画・資金計画に関しては、専門知識が必要になるので、事例 30 は、農業経営の専門家に相談して策定した。

農林水産省の農業経営部門別統計には、野菜の品目別に、10a あたりの農業経営収支（調査農家の平均）が掲載されている。例えば、大根という品目では 10a 当り、130 時間の労働で 6 t の販売量があり、粗収益 45 万円から 16 万円の経費を引いて所得 29 万円が調査農家の平均である事が示されている。実際の収量や単価は、栽培方法、農地の状況、天候等に左右されるが、検討する上でめやすになる。ただ、農産物は気候変動、病虫害の発生などのリスクがあり、豊作時の価格下落、不作時の価格上昇など、さまざまな価格変動要因があることも念頭に入れる必要がある。

農業生産法人を設立して本格的に参入する場合は、5 カ年の農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出し、認定農業者として認められることが、制度融資や助成を受ける場合に有利である。

## 7) 参入手続き

事業計画が出来上がったならば、あとは各種手続きを済ませれば、参入企業となる。さまざまな参入形態があるので、手続きも多様であるが、ここでは、一例として、別会社として、株式会社・農事組合法人を設立して、「農業参入法人」となる時の手続きのフローを示す。

### 【別会社として、株式会社もしくは農事組合法人を設立する手続き】

#### ①事前準備（発起人）

基本的事項（組織形態、資本金、事業内容、資産の引継等）の決定

法務局で同一本店所在地に同一の商号の会社があるかどうか調査

#### ②定款の作成

目的、商号、本店所在地、出資財産の価額の最低額、発起人の氏名又は名称及び住所（原始定款の絶対的記載事項）等を規定

※ 株式会社の農業生産法人の場合は、株式の譲渡制限の定めが必要

#### ③定款の認証

公証人による定款の認証

※ 農事組合法人の場合、定款認証は不要

#### ④出資の履行

発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、当該設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払込み、又は金銭以外の財産の全部を給付

#### ⑤設立時役員等の選任

発起人は、出資の履行完了後遅滞なく、設立時取締役を選任

専任・監査役設置会社等の場合、監査役等を選任

設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定

※ 農事組合法人は発起人が理事を選任したときは、その事務を理事に引き継ぐ

⑥設立時取締役の調査

設立時取締役は、出資の履行の完了や設立手続の法令又は定款へ調査の違反の有無等を調査

⑦設立時代表取締役の選定

取締役会設置会社は、設立時代表取締役を選定（設立時取締役の選定の過半数の決定）

⑧設立登記

設立登記は、設立時取締役の調査終了日又は発起人が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に行う

※農事組合法人は発起人が役員を選任した日や出資の払込日から2週間以内

⑨知事への届出

※ 農事組合法人のみ必要（設立から2週間以内）

⑩諸官庁への届出

税務署、都道府県税事務所、市町村役場（税務・国民年金）、労働基準監督署（雇用保険、労災保険）、社会保険事務所（健康保険、厚生年金）など

引用：農林水産省「集落営農の法人化に向けて」の中から抜粋

以上のように、別法人を設立して参入するには、多くの手続きが必要である。

### 3-4 建設業の農業参入における一般的課題と可能性

#### 3-4-1 建設業の農業参入における一般的課題

農業参入 40 事例の文献から、建設業の農業参入における一般的な課題を抽出したところ、61 の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて「作付作物の選択」「販売先の確保」「農業技術の習得」「参入資金の確保」「運転資金の調達」「農地取得の難しさ」「労働力の確保」「地元（農家、JA 等）との調整」「農業生産法人検討」「参入手続き」「参入形態の選択」「助成制度」の 12 項目に整理した。その内容を表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 40 事例における農業参入時の一般的課題

一般的課題	事例調査から得られた一般的課題の内容	事例番号
作付作物の選択	様々な作物を候補として、立地条件、市場動向を踏まえた選択。 健康指向、安心安全などの付加価値をもつ作目の探索。	36、38 7、30
販売先の確保	農業の市場動向の把握、および消費者ニーズの調査。 農産物の新しい販売先候補の探索。 流通・輸送ルートの効率性の検討。	29 33、29 19
農業技術の習得	自治体の推奨作物の場合、自治体の技術支援を依頼。 地域に実績がない場合、外部の技術ノウハウの取得が必要。 施設栽培の場合、メーカーによる支援を検討。 大学・研究機関の技術指導を受けることを検討。 地元の自治体、農家、農協の協力をえる努力が必要。	20、38 7、30 6 7、16 11、16
参入資金の確保	建設会社に、農業に進出する余剰の資金があるかを検討。 銀行・信用金庫等の民間金融機関に相談。 建設会社は農外企業のため、制度融資の対象外。	32 24 15
運転資金の調達	運転資金の調達ルートの探索。 事業計画を立案し、金融機関と交渉。	32 24
農地取得の難しさ	自社・経営者が保有している土地の有効利用を検討。 農地法のため、農地取得の制限が多く、農地の情報の把握も難しい。 市町村を介して農地を借入することを検討。 遊休地、耕作放棄地の利用を検討。	19、11 39、41 38、40、 6、16
労働力の確保	農作業従事者を自社の保有する労働力で賄えるかを検討。 従業員の中に兼業農家や経験者がいるかを調査。 農業経験者の採用を検討。 建設従業員の余剰対策としての農業を模索。	3 1、11 2 3、4、16
地元（農家、JA 等）との調整	地元の農業協同組合との事前協議が必要 地元の農家の同意を得るのに事前協議が必要。 建設業の受注請負と異なる農業生産・経営の業習慣にとまどい。	1、2、25、31 20、26、29 5、15、36
農業生産法人検討	役員の過半数以上が農業関連従事者、農外者の出資合計が4分の1以下、売上げの半分以上が農産物関連という諸要件が難しい。	22、27
参入手続き	農地取得、農業法人の立ち上げ等の手続が煩雑。 特定法人の設立要件に対して制約が多すぎる。	29、35 39
参入形態の選択	農地利用の有無、農業生産法人の要件を充足可能かなど様々な要素を考慮し参入形態を選択する必要がある。農地法の制約が多過ぎる。	1、39、41
助成制度	農作業受託では、農業機械の導入時に制度融資が使えない。 農外企業として参入する時に公的支援策がない。 農業参入時に、農外企業は制度融資が使えない。	3、4 3、15、20 6、41

注)「参入時」とは参入の検討と参入手続きの段階をさす

農業参入 40 事例の文献から、農業参入後における一般的な課題を抽出したところ、47 の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて「収支改善」「販路の拡大」「農業技術の習得」「生産の安定化」「農業の規模拡大」「アグリビジネス展開」「農地の改良投資」「資金調達」「建設市場の縮小」「制度上の問題」の 10 項目に整理した。その内容を表 3-4-2 に示す。

ここで「参入時」とは参入の検討と参入手続きの段階をさし、「参入後」とは農業生産を開始した後の段階をさす。「参入時の表 3-4-1」と「参入後の表 3-4-2」の両表ともに、多様で重要な課題が得られたと思われる。

表 3-4-2 40 事例における農業参入後の一般的課題

一般的課題	事例調査から得られた一般的課題の内容	事例番号
収支改善	受取価格の高い販売ルートを選び、出荷量を確保する努力。 加工・販売・観光への多角化による収支改善への努力。 地元の商工会、観光協会の協力が必要。	24、34 8、18 20、31
販路の拡大	農協の流通ルートは手数料が高い。 過疎地のため、販売先をみつけるのが難しい。 公共事業の受注に慣れていたため、販路開拓を難しく感じる。 ブランドを確立し、販売の強化をめざすことが必要。 インターネットによる販売の模索。 販路開拓に関する公的支援が必要	37、22 15、34 11、15 5、10、24 7、8 10、15、37
農業技術の習得	地域の農業者との人的なつながりを構築する必要。 新規の作目の場合、地域外の専門家から技術を習得する必要。 農産物が市場の規格に合わずに、市場出荷が難しいことがある。 技術の向上と人材育成が重要。	40 17 11、37 24、33
生産の安定化	安定化のために、作物の栽培方法、栽培期間の見直しが必要。 安定供給体制の確立が課題。 病害虫の被害、連作障害、天候不順で安定供給が難しい。	6 10、22 23、27
農業の規模拡大	農作業受託だけでなく、業務範囲の拡大を検討。 機械を大型にして、大規模農業を展開し、コストを下げる。 経営安定のために、農業の大規模化を模索。	2 3 19、21、32
アグリビジネス展開	通年の仕事確保のため、堆肥製造、改良土への多角化が必要。 観光牧場、レストラン、加工業への展開が必要。 ワイン製造、水産加工等、地域ビジネスへ多角化への努力。	4、12 8、10、13 17、26
農地の改良投資	元耕作放棄地であったため、農地の改良に多額の投資が必要 農業生産物の向上のために、農地の改良が必要	39 27
資金調達	農業の制度融資を受けることが難しい。 銀行・信用金庫等の民間金融機関の利用を模索。	15 4、24
建設市場の縮小	土木工事の落ち込みが大きく、資金調達が難しくなった。農業経営 拡大への余裕がない。	3、4、22
制度上の問題	農地法のため、農地取得に制約が多く、規模拡大が難しい 農業参入後に建設業の経営事項審査の評価が下がった 都市計画法と農振法の土地利用規制が多く、煩雑。	1、39 8、10、28 8、18

注)「参入後」とは農業生産を開始した後の段階をさす

### 3-4-2 建設業の農業参入における可能性

#### 1) 農業参入 40 事例における可能性

農業参入 40 事例の文献から、農業参入における可能性を抽出したところ、94 の可能性があげられた。これらの可能性には共通するものが多く、共通するものをまとめて、表 3-4-3 の「A. 土壌に重点」「B. 低農薬栽培」「C. 循環型の土壌づくり」「D. 記録写真による履歴」「E. 農業の機械化」「F. 建設機械による基盤整備」「G. 工程管理の導入」「H. 企業型農業の展開」「I. 農業と建設業の連携」の 9 つの項目に整理した。各事例における可能性は表 3-4-4 に示した。

建設会社の農業参入では、土地改良や排水等の技術を利用して土壌作りに重点をおく事例が 16 ある。低農薬、無農薬、有機肥料により安心安全な農業をめざす事例が 8 ある。食品残さ、草、牛の糞尿などを利用した循環型の土壌づくりを行う事例が 9 ある。また、土木工事の記録写真の習慣を農業に持ち込み、栽培履歴の充実をはかる事例が 3 ある。

建設業の機械技術をいかし、農業の機械化を進める事例が 9、自社の建設機械を使って農場整備や耕作放棄地の再生などの農業の基盤整備を進める事例が 12 ある。建設業の工程管理の手法を、分散した複数の農地の耕作に導入し、資機材と人員を効率良く回して生産性の向上をめざす事例が 5 ある。

農産物の生産だけでなく、加工や販売、観光農園などビジネス展開を図る事例が 18、米づくり名人の農家と連携し優良な米を生産する等、建設業と農業の新たな連携を行う事例が 4 ある。

これらの可能性のうちで、「E. 農業の機械化」「F. 建設機械による基盤整備」「G. 工程管理の導入」は、表-1 の事例番号 1、3、4、16、19、21、25、33 において、農業の生産性を向上させる傾向が見られる。

表 3-4-3 農業参入 40 事例における可能性

A	土壌に重点	土木の技術を利用して「土づくり」に重点をおく	16 事例
B	低農薬栽培	無農薬、低農薬、有機肥料、低化学肥料などによる農業を行う	8 事例
C	循環型の土壌づくり	食品残渣を利用した堆肥づくり、造園工事で出た草を牛の飼料としその糞尿から堆肥をつくるなど、循環型の土壌づくりを行う	9 事例
D	記録写真による履歴	土木工事の記録写真の習慣を、農産物の栽培記録に用いる事によりトレーサビリティの向上をはかる	3 事例
E	農業の機械化	建設業の機械技術を活かし、農業の機械化を進める	9 事例
F	建設機械による基盤整備	自社の建設機械を使って農場整備や耕作放棄地の再生を行う	12 事例
G	工程管理の導入	工程管理の手法を分散農地の耕作に導入し、生産性の向上をめざす	5 事例
H	企業型農業の展開	農作物の生産だけでなく、加工や販売、観光農園や農業体験のアグリビジネス展開を図る	18 事例
I	農業と建設業の連携	米づくり名人の農家と連携し優良な米を生産するなど、建設業と農業の新たな連携を行う	4 事例

表 3-4-4 農業参入 40 事例における可能性

事例	農業参入の取組み概要	所在	可能性
1	総合農業サービスをめざす	北海道	E. G. H.
2	水稲、馬鈴薯の農作業を受託	北海道	E.
3	ビートを中心とする農業コントラクター	北海道	E. G.
4	農作業（牧草収穫）の受託業務	北海道	E. G. H.
5	花びら苺の栽培、販売	新潟県	B. H.
6	大葉の水耕栽培	新潟県	B. H.
7	じゅんさいの栽培と販売	北海道	B. H.
8	サフォーク羊の飼育とレストラン経営	北海道	H.
9	EM 菌の活用による有機堆肥の製造販売	青森県	A.
10	ダチョウを飼育し、食肉・皮革販売	山形県	F. H.
11	ハーブ、ブルーベリー、野菜の温室栽培	富山県	B. F.
12	建設汚泥の土質改良によるリサイクル	長野県	A. C.
13	樹皮リサイクルした土壌改良資材の開発販売	鳥取県	A. C.
14	ダチョウを飼育・販売、観光牧場の運営	茨城県	F. H.
15	大規模な野菜の減農薬栽培	北海道	A. F.
16	有機農業によるカボチャ栽培	北海道	A. C. D. E. F. H.
17	ぶどう栽培とワイン醸造	北海道	H.
18	無農薬ハーブ栽培と製品製造・販売	北海道	B.
19	大規模酪農への進出	北海道	E.
20	青森シャモロックの飼育	青森県	
21	大規模酪農業と有機堆肥、緑化基盤の生産	青森県	A. C. E. H.
22	有機堆肥による農家のランチャイズ	岩手県	A. C. H.
23	花卉栽培と有機農業による稲作	岩手県	A.
24	名人の米作りの企業展開	宮城県	A. I.
25	大型機械を活用し転作地を含む農作業受託	山形県	E. G. I.
26	廃棄物処理熱を利用したラン等の栽培	山形県	C.
27	有機堆肥による野菜栽培	福島県	A. B.
28	無農薬トマト栽培、循環型農業めざす	長野県	A. D. I.
29	なしの生産、販売（ふるさと農園）	島根県	F.
30	無農薬ブルーベリーの大規模栽培	島根県	A. B. D. F. H.
31	隠岐牛の肥育と販売	島根県	C. F. H.
32	畜産と造園の循環産業	島根県	A. C. I.
33	地域の循環型農業	愛媛県	A. C. F. G. H.
34	お茶の有機栽培と林業	高知県	A. B.
35	水耕小ネギのハウス栽培を展開	大分県	H.
36	メロン栽培と粕漬け加工販売	大分県	H.
37	遠野どぶろく特区でほうれん草づくり	岩手県	
38	喜多方特区 山麓でトマトづくり	福島県	A. E. F.
39	山間の耕作放棄地で無農薬稲作と養殖	新潟県	F. H.
40	耕作放棄地でサツマイモ栽培	鹿児島県	F.

注) 表の A から I は、表 3-4-3 「農業参入 40 事例における可能性」による。

## 2) 農業参入における特徴

農業参入における可能性の特徴としては、「A. 土壌に重点」「B. 低農薬栽培」「C. 循環型の土壌づくり」にみられる『土木系の技術を土壌づくりに利用』があり、「D. 記録写真による履歴」「E. 農業の機械化」「F. 建設機械による基盤整備」「G. 工程管理の導入」にみられる『建設業のノウハウや技術を活かした農業』がある。「H. 企業型農業の展開」、「I. 建設業と農業の新たな連携」はそれぞれが特徴と捉えられる。

40 事例の文献調査をもとに、これらの4つの特徴ごとにAからIの各可能性について述べる。

### (1) 土木系の技術を土壌づくりに利用

#### A. 土壌に重点／土木の技術を利用して「土づくり」に重点をおく

建設会社の農業参入で特長的なのは、土地改良の技術を利用して「土づくり」に重点をおく企業の多さである。愛媛県の事例 33 は、かつお節のくず、豆腐店のおから、精米所の米ぬか、モミガラを混合したものに、有用微生物を混ぜ、独自のぼかし肥料を製造している。その肥料を圃場に入れて、無化学肥料、無農薬の米作りをしている（図 3-4-1）。鳥取県の事例 13 は、スギ、ヒノキの樹皮を特殊加工して土壌改良材を製造する技術を開発し、販売するとともに、緑化基盤の工事も行っている。

建設会社の土づくりでは、炭と微生物と鉱物の三種が使われることがある。事例 28 は炭を使った土壌改良と土壌浄化、事例 9 は有用微生物を使ったたい肥づくり、事例 30 は鉱物を浄化や保水に利用した農地整備を行っている。地域の風土や土質にあった土壌づくりが、各地各様で工夫されている。

良い土壌で育てることにより、事例 28 は糖度の高いトマト、事例 16 は甘みのある中身のつまったカボチャ、事例 22 はえぐみのないほうれん草など、作物の味の良さで差別化を図ろうとしている。

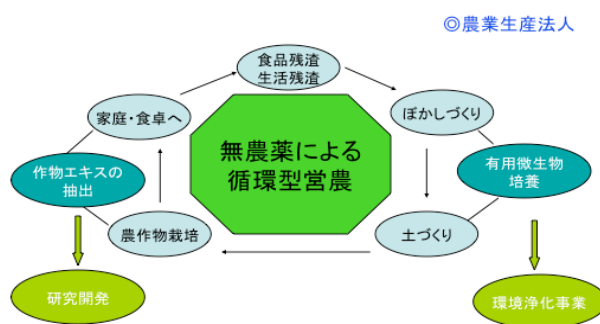


図 3-4-1 食品残さを利用した土作り（事例 33）

#### B. 低農薬栽培／無農薬、低農薬、有機肥料、低化学肥料による農業

農業に参入した多くの建設会社が、良い土壌づくりに努めると共に、無農薬、低農薬、有機肥料、低化学肥料の栽培を実現し、安心・安全な作物づくりをめざしている。北海道の事例 18



の無農薬ハーブ、島根県の事例 30 の無農薬ブルーベリーに代表されるように、健康に良いといわれる農産物を安全に栽培して、差別化をめざす例がある。

#### **C. 循環型の土壌づくり／食品残渣を利用した堆肥づくり、造園工事で出た草を牛の飼料としその糞尿から堆肥をつくるなど、循環型の土壌づくりを行う**

地域にある資源をリサイクルしながら、循環型農業をめざす建設会社がある。島根県の事例 32 では、造園業の会社が牛の繁殖・肥育に参入し、造園と畜産を結んだ循環型農業の実現をめざしている。造園業で、公園や堤防などの除草や芝刈作業で発生する刈草を牛の飼料とする。そして牛糞に、造園業で出る木材チップや剪定くずをまぜて堆肥化する。その堆肥を造園の土壌改良材、果樹栽培用肥料、吹きつけ工事の基盤材に使う。

事例 33 は、食品残渣を再利用して堆肥づくりを行ない、地域にある資源の循環を図っている。事例 22 は家畜の糞尿からエネルギーを取り出すバイオマス発電に挑戦している。

### **(2) 建設業のノウハウや技術を活かした農業**

#### **D. 記録写真による履歴／工事の記録写真の習慣を、農産物の栽培記録に用いる事によりトレーサビリティの向上をはかる**

公共工事に携わる建設会社は、現場の写真記録を工事段階ごとにとることを、検査のために義務づけられている。進捗状況を写真にとることが日常化した業界である。事例 28 は、農業に進出しても、習慣のように記録写真をとり続けている。トレーサビリティが重要視されるなかで、記録写真は、消費者の求める農作物の生産履歴の明示につながる。

#### **E. 農業の機械化／建設業の機械技術を活かして、農業の機械化を進める**

建設会社は工事で機械を多用しているため、農業機械の操作への順応性が高い。事例 1、3、4、16、19、25 は農業の機械化を進め、生産性を向上させつつある。北海道の事例 1 は、オペレータ作業だけでなく、農業機械の修理まで行う。北海道の事例 19 の牧場では、ユニックやタイヤショベルをはじめ、コンクリートミキサー車を飼料の攪拌に使用するなど、さまざまな建設機械を農業へ転用している。事例 19 では、過疎の地方の建設会社はピーク時に合わせ、機械をもつことが多いため、使用していない機械を農業に転用すれば利益が出しやすいという。ただし、事例 4 のように、農作業のピークは一時に集中するので、機械利用の平準化が難しいという例もある。

#### **F. 建設機械による基盤整備／自社の建設機械を使って農場整備や耕作放棄地の再生を行う**

地方の建設会社は、農場や農道を整備する農業土木を行なう会社が多く、農場整備は本業の一つである。事例 39 のように耕作放棄地を農地に戻す際に、自社で施工できる。耕作放棄といっても、放棄が長期に及べば、雑木の生い茂る土地になる。重機を使って開墾する必要があり、これは建設会社の仕事そのものである。

農場整備では、建設会社ならではの工夫がある。福島県の事例 38 は、特定法人で耕作放棄地を借入れ、その土地を開墾してトマト栽培を始めたが、トマトの世話や収穫に手間がかかることを知り、作業の効率化のために、軽トラックが通れる道を農園のなかに整備した。

この他にも、事例 30 は、ビニールハウス、貯蔵所、灌水用パイプ、害獣防止柵など、それぞれ自社で工夫しながら農場を整備をしている。

### G. 工程管理の導入／工程管理の手法を分散農地の耕作に導入し生産性向上めざす

分散された農地の農作業の受託では、建設会社の工程管理のノウハウを役にたてる動きがある。建設会社は、複数の工事現場をうけもち、手持ちの資機材と人員をうまく回して、効率よく仕事をこなしてきた。事例 33 は、そのスケジュール管理能力を、複数の農場に導入して生産性を向上させつつある（図 3-4-2）。これまでの農業では、土地を集約して機械化を進めることで生産性の向上を図ることが多かった。今後は建設会社の参入で、分散した農地であっても、工程管理の手法を導入することで作業効率を向上させることが期待される。

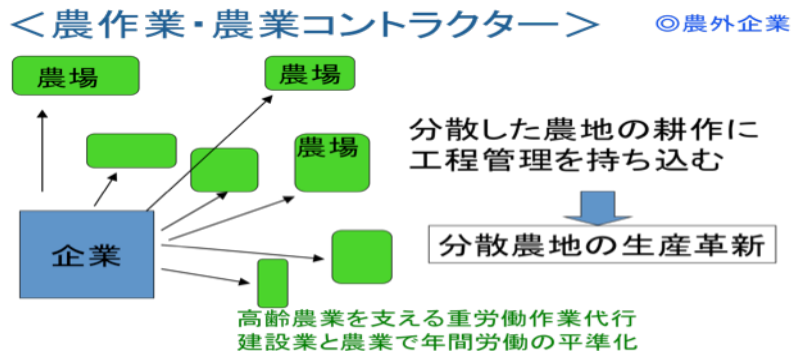


図 3-4-2 農作業受託を工程管理で生産性向上

### (3) 企業型農業の展開

#### H. 企業型農業の展開／農作物の生産だけでなく、加工や販売、観光農園や農業体験のアグリビジネス展開を図る

農作物の生産だけでなく、加工や販売まで行なうアグリビジネスの展開や、観光農園や農業体験の企画などグリーンツーリズムの展開などを行なう企業も増えている。

岩手県の事例 22 は、自社でほうれん草を作るだけでなく、自社開発した有機堆肥を、近隣の農家 30 軒に販売して、自社の栽培法でほうれん草を栽培してもらい、それを集荷し自社名のブランドで、東京の市場に直接販売している。低農薬、低化学肥料でつくるために、通常よりも高く販売できるという。これは、堆肥と栽培法を共通にした農産物の地域ブランド化である。新潟県の事例 39 も、独自の有機肥料で近隣の農家とともに米を生産し、デパートなどに直販している。（図 3-4-3）

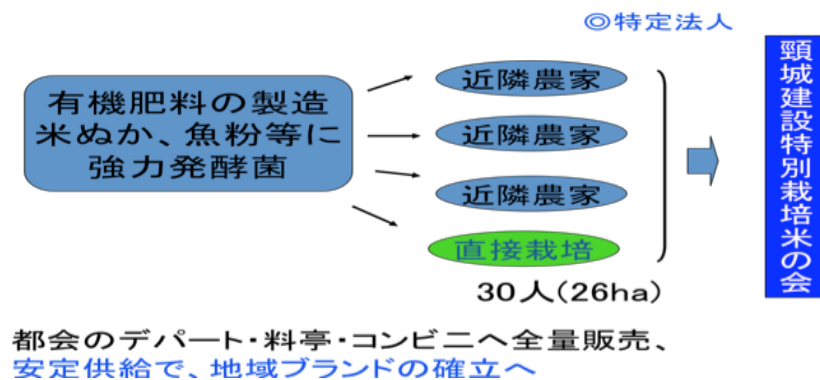


図 3-4-3 栽培方法を共通化した農産物の地域ブランド化

島根県の事例 30 は、大田市にある国立公園三瓶山のふもとでブルーベリー観光農園を準備中である。都会に転居した同窓生の協力も得て、現在、1本1万円、年間維持費 3,000 円で、苗木オーナーを募集している。オーナーは自分の木でなった実を味わうだけでなく、収穫ツアーも楽しめる計画である。

投資においては、農家では難しい規模の投資を、企業が行う例が増えている。北海道の事例 4 は農業コントラクターとして農業機械に1億円以上も投資し、受託農地の規模を2870haまで拡大している。青森県の事例 21 は、肉用牛を中心に1800頭の牛を飼い、家畜の糞尿に加えて、下水汚泥、食品残渣も原料にして大規模な有機廃棄物リサイクル工場を運営し、堆肥、緑化基盤、植生土のうなどを製造している。

#### (4) 建設業と農業の連携

##### I. 建設業と農業の連携／米づくり名人の農家と連携し優良な米を生産する等、建設業と農業の新たな連携を行う

宮城県の事例 24 では、日本を代表する米づくり名人を副社長に迎え、建設会社5社の経営者が共同で農業生産法人を設立した。農地を借り受け、名人が長年かけて確立した無農薬、無化学肥料の栽培法で、米作りを行なう。建設業就業者は農業のプロではないために、素直に栽培法を勉強するところが良いという。名人の農法を、農地リースや農作業請負で広めることで、安全でおいしい米を沢山供給したいという。

これまで農業の生産革新といえば、バイオテクノロジーや大規模水耕栽培などに関心が集まっていたが、既存の農家の中にも、経験に裏付けられた優れた生産ノウハウがある。その優れた技術やノウハウを、企業という器に入れて育てて広めることは、建設業と農業の新たな連携の形といえる。

本章で行った40事例の文献調査では、建設業の農業参入における可能性と一般的な課題を抽出した。農業参入における課題を詳しく把握するために、次章で、ヒアリング調査を行うと共に、一般的な課題であがった項目をもとに選択肢を作成してアンケート調査を行う。

### 3-5 小括

3章で得られた結論について、ここにまとめる。

#### 【農業の現状】

日本の農業は、高齢化による担い手不足、零細な経営規模、耕作放棄地の増加、食料自給率の低下などの課題がある。一方、海外からは自由貿易の推進のために、農産物の関税引き下げの圧力がある。農林水産省は「効率的で安定的な農業経営体」を育成する施策を進めている。

#### 【企業の農業参入に関わる諸制度】

企業が農業に参入する場合、農地法により、農地の取得に関わる制限がある。戦後の農地改革で、農地の所有は自作農家に限定されたために設けられたものである。2000年の農業生産法人の要件緩和や、2005年の特定法人貸付事業などにより、限定付きで企業が農地を利用できるようになったが、現状でも制約が多い。

農業に関わる制度融資は、農業者、農業法人が対象であり、建設会社等の農外企業は対象外である。建設会社等の農外企業も農業生産法人を別途設立して、一定の条件を満たせば利用できる。(2007年2月時点)

#### 【建設業の農業参入の文献調査】

企業の農業参入は、農地制度等の緩和と共に増加しつつある。特定法人貸付事業における最多参入業種は建設業である。

農業参入40事例を文献調査し、建設業の農業参入には、「農外企業として参入」「別会社で農業生産法人を設立して参入」、「特定法人による参入」の3つの形態があることがわかった。

農業参入40事例における一般的な検討手順を示し、検討すべき内容を洗い出した。検討すべき内容は多く、手続は煩雑である。個人の就農ではなく企業による参入形態に起因する難しさがある。

#### 【建設業の農業参入における一般的課題と可能性】

40事例を文献調査し、建設業の農業参入における可能性と一般的な課題を抽出した。参入の課題は、参入時（検討段階から参入手続まで）の一般的な課題として、作付作物の選択、販売先の検討、農地・用地の取得、参入形態の選択、技術の習得等の12の課題を抽出した。参入後（農業生産開始後）における一般的な課題として、収支改善、販路の拡大、農業技術の取得、生産の安定化等の10の課題を抽出した。

可能性については、9項目を抽出し、それらの特徴として「土木系の技術を土壌づくりに利用」「建設業のノウハウや技術を活かした農業」「企業型農業の展開」、「建設業と農業の新たな連携」の4つをあげた。

## 第4章 建設業の農業参入における課題と対策

### 4-1 建設業の農業参入におけるヒアリング調査

建設業から農業に参入した企業を訪問し、農業経営の概況や農業参入における課題についてヒアリング調査を行った。調査の実施時期は2006年10月から2006年12月の間である。ここでは、農業者の高齢化が進む中国地方の中山間地域を対象に、その地域で農業に参入した6社を、地方自治体による事例集、ホームページ、新聞検索などの各種の公表資料で農業に取り組んでいるとされる企業から選定した。6事例のなかで、4) F農園は、3章で調べた40事例の1つである。

地域と数が限られているが、6社の参入形態は様々であり、栽培品目も多様であるため、それぞれの立場から回答を得ることができた。

#### 調査企業の概要

- 1) 広島県神石郡神石高原町 M建設、特定法人、花卉栽培等
  - 2) 広島県世羅郡世羅町 株式会社N、農業生産法人、野菜工場
  - 3) 島根県江津市 H組、特定法人、有機農業
  - 4) 島根県那珂郡旭町 F農園、農業生産法人、大規模果樹園経営
  - 5) 島根県浜田市金城町 K農園、特定法人、建設会社と社会福祉法人が合同で設立した果樹園
  - 6) 広島県世羅郡世羅町 S菜園、農業生産法人、建設会社と食品会社が提携したトマト工場
- 次に、建設業の農業参入の現状と課題についてヒアリングした結果を記載する。

#### 4-1-1 ヒアリング調査結果

##### 1) 特定法人による試験的参入～「M建設」(広島県神石郡神石高原町)

M建設の取締役会長からヒアリングした結果を記載する。

###### (1) 農業経営の概況

###### ① 参入のきっかけ

M建設は中山間地域において土木・建築業を行う企業である。公共事業が減少するなかで、地域で開催された建設業の新分野進出等の勉強会に参加して、農業参入を思い立った。県が企業の農業参入を推進しており、県の推奨作物を選択すれば、公的指導・支援を受けられるという説明を聞き、新規事業に対する不安が緩和された。

2004年から広島県の推奨作物である「トルコギキョウ」を中心に栽培し、農業を営んでいる。また、同町では、町や県の支援により、他に2つの建設会社も同時期に農業参入し、梅の栽培、二条大麦(焼酎の原料用)の栽培を行っている。この地域一体は、自然災害は少ない方であるが、鳥獣被害が多く発生するため、イノシシ等の被害の少ない作物を選んだ。現在、県の農林部門の支援を受けている。

## ② 参入形態と農地の取得

参入形態は特定法人で、市町村を介して農地をリースした。最初は農業生産法人を設立する予定であったが、手続きが煩雑であったため、特定法人により建設会社のままで参入することにした。リースした農地は険しい山間部に立地しており、日照があまりよくない。周辺に湧水地があるため、農業用水は確保できている。

## ③ 栽培品目

現在はトルコギキョウとユリをハウスで栽培している。トルコギキョウが主であるが、初心者でもあり、開始当初は栽培しやすいユリを実験的に導入した。また、トルコギキョウの栽培ができない冬場には、同ハウスにおいて、ハウレンソウ栽培を予定している。経営面積は 16a（ハウスが 6 棟）で、内訳はトルコギキョウが 13.5a、ユリが 2.5a である。

## ④ 初期投資および資材・施設の仕入先

初期投資はハウス建設や資材等で合計 500 万円と、ハウスを 6 棟設置したにもかかわらず、コストを低く抑えることができた。ハウス建設には建設業から出るビニール等の廃材を利用し、用地整備には建設業のトラクターを利用して、施設・機械にかかる費用を節約した。また、資材を JA（農業協同組合）から購入せず、一般の企業から仕入れることで、経費を節約している。建設業の資源を活かし、農業参入の初期投資を抑える努力を続けている。

## ⑤ 販売先と売上

トルコギキョウの販売先は、自社出荷による福山市場と広島市場が主であるが、広島県内の市場だけではすべてを売ることが難しいので、JA を通して大阪梅田市場へも出荷している。トルコギキョウの価格は 1 本 80～180 円で季節変動が激しい。販売額は、前年度 200 万円程度である。あまり、初年度から大規模に行うと、失敗した場合の本業に与える影響が大きいため、初年度は作付面積を抑えた。

## ⑥ 農業従事者

農業従事者は 3 人で、建設会社の会長とその妻（常務取締役）・娘（部長）である。

## ⑦ 栽培手順と技術の習得

トルコギキョウの栽培手順は、1 月に播種（種は購入）、3～6 月に定植、9 月から収穫作業である。定植作業は労働力が 3 人と少ないため、適期である 6 月までに終了することができず、7 月までかかる。トルコギキョウの栽培技術に関しては、県の農業技術センターの指導員から 1 ヶ月毎に訪問指導を受けている。ユリは近隣の農家から技術を学んでいる。

## (2) 農業参入における課題

農業参入時には、多くの課題が存在する。特に栽培技術や販路に関する課題が重大である。

### ① 建設業分野の落ち込み

a. 地域の公共事業がピーク時の 2/3 に減少しており、建設部門が厳しい状況にある。

### ② 販売先

a. JA に出荷しているものの、JA の花卉の規格が厳しく、規格外品が多く出てしまう。JA 出荷では、販売手数料が高く、買取り価格が安いのが問題である。そのため、自社出荷の量を多く

する努力をしている。

b. 最終的には、JA 出荷よりも自社出荷による直接取引だけにしたいが、販路に関する情報が少ない。

### ③栽培技術

a. トルコギキョウに虫害が発生し、その対応に苦慮している。

b. トルコギキョウは温度管理が難しく、まだ上手に管理できない。

c. 山陰に立地するので、必要な日照量が得られていない。

初年度の実験的な栽培においては、収穫時に一気に花が咲いてしまい、収穫作業が大変であった。また、一度に大量の花を出荷したので、福山市場だけではさばききれず、広島市場にも出荷した。

d. 連作障害が不安である。

### ④資金・資材の調達

a. 温度管理のために木材チップボイラーを購入したいが 500 万円と高価なため、購入できていない。木材チップボイラーに併せて、建設業において出た廃材を燃料チップとして利用したいが、廃棄物処理に関わる許可を取ることが難しい。

b. 日照不足を補うためにランプを購入したいが、暖房と同様、高価なため購入できていない。

c. 参入時における制度融資がないので、資金が不足し、資材の調達に苦労した。

d. 農業規模拡大にむけて制度融資の拡充を要望したい。

### ⑤農業生産法人設立

a. 別会社を立てるための、人的なコストや煩雑な事務処理を考えて断念した。将来的には、農業生産法人の設立も考えている。

### ⑥農作業従事者の確保

a. 労働力不足のため、時期遅れで定植する苗もあり、そのような苗は育ちが悪かった。

### (3) 今後の計画

3 年後には、栽培品目をトルコギキョウに絞り、経営面積を現在の約 2 倍である 30a にする予定である。これが達成された場合、販売金額を収支均衡ラインである 600 万円の約 2 倍の 1200 万円にできると試算している。

栽培技術を磨き、将来的には殺菌装置を含む暖房設備を導入したいと考えている。それにより、生産量の安定化と高品質化により、所得の向上を図ることができると見込んでいる。

## 2) 農業生産法人による野菜工場参入～「株式会社 N」(広島県世羅郡世羅町)

### 広島県福山市 建設会社 K 社が設立

K 建設が設立した株式会社 N の工場長からヒアリングした結果を記載する。

#### (1) 農業経営の概況

##### ① 参入のきっかけと農地取得

福山市にある K 社は土木・建築業を営む地域の中堅建設会社である。2002 年の公共事業の縮小を受け、新分野進出を検討する中で、K 社の社長はもともと農業に関心があったため、農業ビジネスの可能性に焦点をあてて調査していた。

広島県世羅町の国営開発事業による農地に空き地があり、世羅町が企業を誘致してことを知り、資本金 1000 万円で農業生産法人「株式会社 N」を設立してその土地を購入し、農業進出を図った。農業生産法人設立は 2003 年であったが、施設建設のための補助金の申請手続きに時間がかかったことや、施設の建設、栽培ノウハウの習得、販路の開拓などの準備に時間をかけたため、栽培開始は 2005 年度からとなった。この間に、事業計画を熟考した。

購入した農地面積は 5.42ha で規模が大きく、日照はよく、農業用の取水も容易であり、条件はよい。

##### ② 栽培品目

購入・造成した、農地のうち約 1.6ha において、ポストンレタス(サラダ菜)を施設で周年栽培している。施設は農場というよりは工場に近く、その施設を一般に開放し、見学者から料金を徴収して、運営の一助にしている。

##### ③ 施設の導入費用

カナダのハイドロ・ノバ社からフローティングラフトという技術を導入しており、それに併せて施設を購入した。農業生産法人であるため、農業補助金を得ることができた。施設の購入費用は約 8 億円で、そのうち補助金は半額の約 4 億円であった。

##### ④ 栽培技術と生産量

ポストンレタスは、周年で 11 のプールによる水耕栽培を行っている。施設を導入した企業であるハイドロ・ノバ社から技術員を派遣してもらい、指導を受けている。栽培期間は約 45 日(冬季は 55 から 65 日)であり、年間で 7、8 回転させている。次に栽培手順を述べる。

播種：専用のプールにおいて、1 週間強で発芽。

育苗：苗を 1 列 72 株ずつ育苗プールに浮かべ、1 週間で次のプールに移動させる。

本床へ移植：苗を 1 列 18 株ずつ本床用のプールに浮かべる。

収穫

病害虫対策には、ほとんど農薬は用いていない。消毒散布は最初の幼苗段階だけ行い、害虫である小バエは黄色のハエ取り紙で駆除している。

この過程において必要な労働力は、苗の移動だけであり、温度の管理は全てコンピュータ制御で、夏は水冷・冬は LP ガスにより自動で行っている。1.6ha の施設内には、作業員は少ない。大量に必要な農業用水に関しては、地下水が豊富なので、くみ上げて水を確保している。

生産量は、一日約 1 万 5000 株で、一株あたり 150 g である。通常、店頭に並ぶものは 100 g



程度であるため、かなり大ぶりである。

#### ⑤ 販売先と売上

販路は 2 人の営業マンが直接スーパー等の小売店を回ることで確保している。主な販売先としては小売店（パン屋，居酒屋など）、商社、大手スーパー、仲卸業者等であり、地域では関西が主な出荷先である。一株あたり 80 円～100 円程度（競合野菜であるレタスは 50 円前後なので比較的高い）で販売しており、年間で 500t、1 億 5000 万円程度の売上となっている。これは、全国のポストレタス販売量における 25%のシェアを占めている。季節による価格変動があるので、出荷調整を行っている。

出荷の際には、運送会社を 3 社併用して、各取引先に運搬しており、そのコストは全体の 10%を占める。

#### ⑥ 労働力

農業生産法人の構成員が 3 名、常時雇用は 30 名で、ローテーションを組んでいる。臨時雇用はほとんどないが、夏季・年末の繁忙期には派遣会社を利用している。常勤者の勤務時間は 9：30～16：30、時給は 800 円である。農業の収益性を上げて、将来は建設会社の社員を農業部門で使いたいと考えている。

### (2) 農業参入における課題

#### ①販売上の問題

生産量以上に、販売契約を結んだため、販売に支障をきたしたことがある。

#### ②栽培技術

病気が蔓延し、苗が全滅したことがあった。病気対策に腐心している。

#### ③運送コスト

運送コストが全体のコストの 10%を占めていることが、収支に影響しているので、軽減策を講じたい。

### (3) 今後の計画

将来的には、年間売上をほぼ倍増の 2 億 5000 万円から 3 億円程度にしたいという目標がある。採算ラインは 1 億 7000 万円のため、現在の赤字経営から一気に黒字に転換する計画をたてている。

### 3) 特定法人による有機農業経営～建設会社「H組」、島根県江津市

H組の取締役で農業部門の責任者である農業部長からヒアリングした結果を記載する。

#### (1) 農業経営の概況

##### ①参入のきっかけ

島根県西部の中山間部に位置する江津市（旧桜江町）の（有）「H組」は、公共工事を中心に土木工事を請け負っていたが、公共事業の減少により土木工事だけでは将来の経営に不安を感じていた。

こうした中、社長の息子である農業部長は、もともと農業経営を行ってみたいと思い、農業学校に通い、他県で有機農業の経験も積んでおり、社長に農業参入を勧めた。有機農業の実践経験を地元で生かしたいと思っていた。また、同市の健康食品製造販売会社が青汁の原料となる大麦・はと麦若葉等の生産者を求めていることや、旧桜江町が構造改革特区申請を検討していたことなどの背景があり、2004年3月の構造改革特区の認定を機に、旧桜江町を介した農地リース方式による農業参入を決めた。4月には同社の農業部を「桜江オーガニックファーム」と名付け、有機栽培による農作物の生産を始めている。

##### ②参入形態と農地の取得

参入形態は構造改革特区によるリース方式での参入であり、同市より14ha程度借入れている。農地は多くが耕作放棄地であったため、造成に苦慮した。鳥獣類の巣窟となっている林野や草地进行を切り開き、作付け可能な農地を整備した。また、近くを川（江川）が流れており、水害が多発する地域に立地している。



図 4-1-1 造成の様子（左：造成前の耕作放棄地、中：造成の様子、右：造成後の圃場）

##### ③栽培品目

水稲、ごぼう、大麦（種子用）、大麦若葉（健康食品用）、はと麦（種子用）、はと麦若葉（健康食品用）、大豆を有機栽培している。作付面積の内訳は、水稲 3ha、ごぼう 0.5ha、大麦 11ha、はと麦 2.4ha である。

##### ④初期投資

機械の購入に 5500 万円程かかった。補助金はその半額が交付された。

##### ⑤生産、販売先と売上

営業活動はあまり行っていない。「よい品を作れば、自然に取引の話が来る」という姿勢をと

っている。以下は、品目ごとの販売状況である。

a. 水稲

都錦酒造向けに「五百万石」の酒米を作っている。また、主食用の米を生産している。酒米は 30 k g あたり 1 万円として販売している。規格に合わないと、一部の米にクレームがついたこともあり、当初の契約より安い価格で販売している。食用の米は 30 k g あたり 1~2 万円位の価格帯で、スーパーのバイヤーや地域住民に直接販売している。

品質の良いものは、高価格で出荷するなど、栽培成果に合わせて取引交渉を行っている。有機栽培なので、稀少価値があり、より高価格を要求することも出来るが、取引の継続性を考慮して、価格を抑えている。

b. ごぼう

春に播種し夏から秋に収穫する作型と、冬場にトンネル栽培するものとの併用で生産を行っている。しかし、連作が出来ないので、5 年に 1 度の栽培としており、その間は大麦若葉を栽培している。現在は、地元の直売所へ出荷 (1000 円/1kg) しており、地域ではおいしいと評判で、全体的には品質の評判は良い。特に春蒔きの方がおいしいと評価されている。そのため、東京のスーパーから販売契約の要望があるが、栽培を始めたばかりで、品質が安定しないために契約をしていない。品質が安定した段階で販路を拡大する予定である。

JA 所有のごぼうの加工場を取得し、アグリビジネスを展開する計画がある。取得した場合には、自社の栽培面積を拡大するとともに、地域の農家にもごぼうの栽培を委託し、供給量を確保した上で、加工・市場出荷する予定である。将来的には、もともと「川越ごぼう」は、この地域一帯の特産品であった。かつてのブランド野菜を復活させたいという意欲をもっている。

c. 大麦・はと麦若葉

有機圃場において作られた種でないと、有機栽培と認められないため、自社において種子を栽培し、それをを用いて若葉を有機栽培している。出荷先は、全て同市にある健康食品会社である。はと麦は規格が厳しいので、徐々に大麦に移行していくつもりである。

d. 大豆

広島県福山市にある醤油醸造会社に全量出荷している。単価は高く、1 kg あたり 300~400 円 (通常 100 円程度) で取引される。しかし、収量が低下しつつあり、現在 10a 当り 140 kg (通常 200 kg 程度) の収穫である。収量を増加するための対策が必要となっている。

以上が、品目ごとの販売に関する概況であり、全体としては 1300 万円程度の売上 (平成 17 年度) となっているが、まだ赤字経営である。

⑥農作業従事者

常時農作業に従事している者は 3 名で、うち 1 名は見習いの段階である。繁忙期である 6~7 月には、臨時に 30 名に草刈等の作業を頼んでいる。この 30 名には、建設会社の社員や家族も含まれる。

(2) 農業参入における課題

① 農作業従事者

農作業従事者が3名（うち1名は見習い）と少なく、各作業の適期を逃してしまうので、農作業に従事する者の育成が急務となっている。建設部門の社員を使うことも考えている。

## ② 栽培技術

有機栽培であるために、土壌消毒、殺虫剤等の農薬を使えないので、病虫害が懸念される。

また、販路や販売量をより拡大し、経営を安定させるために、単収や品質を安定・向上させる必要がある。かつて農業を学んだ時にできた有機農業の仲間との交流があり、仲間と相談しながら、試行錯誤を続けている。

## ③ アグリビジネスの展開

農産加工場を取得して、カット野菜を出荷する予定である。第1弾としてごぼうのカット製品を検討している。加工場出荷のごぼうは、有機栽培である必要はないが、健康指向の製品をめざしており、減農薬栽培が望ましい。自社の生産だけでは足りないため、他の農家にも減農薬のごぼうを作ってもらった必要があるが、栽培方法の違いから、その依頼に苦勞している。

## ④ 自然災害

経営する農地は江川の近くに立地し、水害が多発する地帯に立地している。平成18年夏季の水害の際には、14haの圃場のうち、95%が冠水した。幸い、農作物の被害はさほど大きくはなかった（ごぼうのみ被害をうけた）が、水害のあった土地では土壌流出の懸念から、JAS有機認証を取り消される恐れがある。

## (3) 今後の計画

規模拡大を行うことで早期の黒字化を目指す。有機農法を基本として、大麦・はと麦若葉やごぼう等の生産を拡大することにより、地域農業を活性化したい。



図 4-1-2 左：水害後の圃場復旧の様子と右：復旧後の圃場（2006年12月）

#### 4) 農業生産法人による大規模果樹園経営～「F 農園」 島根県那珂郡旭町

F 農園の社長からヒアリングした結果を記載する。

##### (1) 農業経営の概況

###### ① 参入のきっかけ

島根県で建設業・運輸業を営む中堅企業 H 社の社長が、別法人として農業生産法人 F 農園を設立した。きっかけは、20 年前に、高速道路浜田道の開通に伴い、新分野進出を模索していたところ、旭町から県営開発地へ入植して、梨栽培をしてはどうかという話を持ちかけられ、本格的に参入することを決断した。建設部門の従業員の定年退職後における就職先づくりというのが当時の目的であった。

###### ② 参入の形態と農地の取得

農事組合法人による農業生産法人を設立し、梨栽培用の県営開発地 2 耕区 30ha の農地を取得した。県・町は地元農家との調和も考えて 1 耕区を勧めたが、結局自治体の意向に沿わない形での参入となった。そのため、地域の農家や町との確執があり、梨の共同選果場の利用などに関するいざこざが絶えなかった。最終的には、選果場を自前で建設し、問題は解決した。

###### ③ 初期投資と施設の導入

選果場等の設備に対する投資に 1 億 8000 万円かかった。特に高価なものは、光センサーによる選果システムであり、導入に約 1 億円を要した。この機械は、近赤外線を利用した、梨の大きさ・糖度・重量を同時に測定できる非破壊センサーである。これが当農園のなしの品質を高めており、差別化につながっている。

###### ④ 栽培品目

「F 農園」では、西日本で主に栽培されている「二十世紀」に代表される青梨ではなく、東日本の代表的品種である「幸水」、「豊水」などの赤梨を栽培している。その選択の理由は、韓国からの梨の輸入に対する懸念や競合産地にある。「幸水」や「豊水」等の赤梨は、収穫後 10 日前後で出荷する必要があるため、海外からの輸入は無理と判断した。また、「二十世紀梨」の大産地である鳥取県には青梨では優位にたてないために、赤梨を主力とした栽培を選択したのである。市場の需要や地域性などをよく研究した上で作物を選択するよう努力した。

主な栽培品種は「幸水」、「豊水」であるが、それ以外に「新水梨」・「愛甘水梨」・「新興梨」・「愛宕梨」・「二十世紀梨」もある。また、梨以外に桃や巨峰ぶどうも栽培している。

###### ⑤ 生産・販売先と売上

主力の「幸水」、「豊水」の収量は 10a 当り約 2 t で、関東において通常ならば 2.5 t なので、それに比較すると低い。それは、気候条件が関東地方とは異なるため、梨の木が大きく育たないためである。

流通に関しては直売と JA 系統出荷の両方を利用する。JA 系統出荷においては、引き取り価格は低いが出荷量は確保できるため、代金回収が容易である。同農園では量を多く出すため、複数の市場ルートで販売する。その内訳は量にして直売が 2 割、系統が 8 割であり、販売額で直売が 3 割、系統が 7 割となっている。JA 系統出荷のほうが量・売上ともに多い。しかし、JA 系統出荷といえども、JA に任せるわけではなく、少しでも高価格で取引するために、自社で市場

へ運ぶようにしている。価格は市場出荷が kg 当り 210 円（2006 年 12 月）程度で、直売はその約 5 割増しで販売できる。以前は、市場出荷においても 300 円ほどで売れた時代もあったが、果樹などの作物は生産調整しにくく、供給過剰気味であるために安くなっている。全体の総売上高は 3200 万円（2005 年度実績）である。

#### ⑥ 農作業従事者

従業員は 8 人。農作業に従事するものの 2/3 は常勤で、1/3 は臨時のパート・アルバイトである。給料に関して言えば、以前は常勤に対して建設業の同程度の水準である月給 22 万円を支払っていたが、それでは経営が成り立たないので、現在は月給 10～12 万円で雇っている。農業の経営が軌道にのれば、建設業の給与水準に回復できると考えている。現在は、建設市場が厳しさを増しているので、農業の売上げを伸ばしていきたい。

#### ⑦ 刑務所 PFI の更正プログラムへの参画

隣接する市町村である浜田市に、A 級受刑者（初犯で軽犯罪）専用で 2000 人収容の刑務所ができる予定である。PFI（Private Finance Initiative）を導入し、大手ゼネコンと警備会社が参加して、受刑者のための施設を作り、更生のためのプログラムを実施することになっている。このような刑務所 PFI の動きは、日本における刑務所の収容人数が受け入れ可能な人数を超過しているという事態から、山口県美祢市を第一号に、各地に広がりを見せ始めている。その更生プログラムの一環として、受刑者の農作業従事があり、その事業に参画しようと考えている。

更正プログラムを請け負い、受刑者を労働力として、所有する梨園での簡単な農作業（剪定作業）や、浜田市所有の 10ha の農地を用いて軟弱野菜の栽培を行う予定である。受刑者の収容施設等は、参画している大手ゼネコンが建設してくれる。そのため、あとは地元の農家と競合しないような野菜を選択すれば、とにかく労働力が安価（日当 400～600 円で 6 時間労働）なので、採算はとりやすいと見込んでいる。

### (2) 農業参入における課題

#### ①栽培技術

栽培技術を更に向上させることによって、販売単価を上げることが、一番の課題である。

#### ②販路開拓

果樹は生産調整しにくいので、新たな販路の開拓をしたいと考えている。

#### ③自然災害

果樹栽培にとって災害が最も怖く、台風によって梨全体の 4 割が減収した年もあった。

#### ④近隣の農業者との関係

大規模化をめざし、県営開発地 2 耕区 30ha の農地を取得したため、1 耕区が望ましいとしていた地域の農家や町との間に摩擦が生じた。そのため、梨の選果場の共同利用を断られるという問題が生じた。従来の家業としての農家と、企業による農業経営は異なるが、理解しあうのは容易ではない。

### (3) 今後の計画

今後はさらなる農業分野の拡大として、PFI 事業への参画を視野に入れている。建設帰農の新しい取り組みの一つになると考えている。

## 5) 特定法人による果樹園～建設会社と社会福祉法人が合同で設立

### ～「K 農園」 島根県浜田市金城町

K 農園の取締役 2 名にヒアリングした結果を記載する。

#### (1) 農業経営の概況

##### ① 参入のきっかけ

地元浜田市の建設業界が厳しい状況にあり、土木分野の公共事業を行ってきた建設会社「K 組」、 「N 組」の両企業は新分野進出を模索していた。手始めに、同建設会社 2 社と地元の社会福祉企業である「K」が共同で、地域発展のために環境保全事業を行う NPO 法人を立ち上げた。ただ、NPO 事業は地域のために有意義ではあるものの、雇用創出にはつながりにくい。そこで同 3 社は次に雇用につながる新事業を検討した。しかし、特に地域には目立った産業がなく、農業は担い手を必要としていた。同 3 社は「地域振興のためには農業が重要」と意見が一致し、さらに県の農林部による支援も得られることになり、参入を決断した。

##### ② 参入形態と農地取得

合同で別会社（特定法人）を設立し、平成 18 年に農業参入した。農地の貸借料は、2 つの圃場を合わせて年間 14 万円で、浜田市を介して借りている。

農地の造成には県の補助金を利用し、造成の作業は外注した。当初は自社の機械を使って造成して費用を抑えたかったが、補助金は外部支払いにしか使えなかったため、諦めざるを得なかった。

##### ③ 初期投資と運転資金の確保

初期投資は施設・機械等合わせて、総額 1 億円強である。そのうち、県から 2800 万円の助成を受け、残りは農林漁業金融公庫のスーパー L 資金（農業経営基盤強化資金）を借入れした。当面の運転資金は、農林漁業金融公庫のスーパー S 資金（農業経営改善促進資金）を借入れする。

県の農業部門のアドバイスをうけたおかげで、制度融資を利用できた。

##### ④ 栽培品目と技術

ブドウとイチゴを栽培している。主な栽培作物はブドウであるが、苗木から栽培しているのが収穫するまでに時間がかかる。また、ぶどうの収穫は 9 月だけなので、それ以外の期間との作業の平準化を図るために、イチゴも栽培することにした。

##### a. イチゴ

品種は「ベニホッペ」と「さちのか」で、25a（ハウスが二棟）の農地で培地を利用しての養液・高設栽培を行っている。高設栽培とは、従来ならばイチゴは低木なので低い姿勢で作業を行う必要があるが、培地テーブルを高い所に設置することで、立ったままの姿勢で作業することができる。作業効率のよい方法である。イチゴは促成栽培であり、9 月に定植して、12～5 月まで収穫する作型を採用している。定植した苗は購入である。受粉には、養蜂業者からレンタルしたミツバチ（1 箱 1 万 3000 円）を利用している。ハウスには農薬を極力利用しないところ

もあるが、当農園に関しては農薬を使用している。また、養液は垂れ流しの方式を採用している。なお養液を循環させる方法は、多額の追加設備資金がかかるので断念した。

技術に関しては、県の養液栽培のマニュアルがあるので、農業が初めての素人でも栽培しやすい。併せて、県の普及員や農業試験場からの指導も受けている。

現在は、イチゴが色づき始めた時期であり、今後、初収穫を迎えるところである。初年度ではあるが、特に大きな問題なく収穫できる見込みである。



図 4-1-3 イチゴの栽培施設内の様子

#### b. ブドウ

品種は「ピオーネ」で、当農園の主力生産品目である。ブドウを主力にした理由は、旧金城町（現在は合併されて浜田市）がブドウを町の特産品にしようと考え、推奨していたためである。現在は苗木を栽培している段階で、2007年2月に取得する60aの農地にその苗木を定植する予定である。

##### ⑤ 生産・販売量と売上高

イチゴは、反収3tを予定しており、2006年12月の1ヶ月で300g入りのパックを500個出荷する予定である。販路は、JAを通しての販売と、直売の両方を考えている。総販売額は915万円を予定している。

ブドウに関しては、60aで6tの生産量を予定している。販路は未定だが、直売を主にしたい。

##### ⑥ 農作業従事者

常勤が2名、パート・アルバイトや知的障害者10名で農作業に当たっている。今後はブドウ栽培も行っていくため、9月の収穫期には人手が不足する可能性がある。しかし、建設部門の従業員は農作業に従事させておらず、農業部門を手伝う程度にとどめている。それは、建設業と農業の労働単価の違い（建設業：12,000円/日、農業：5,000円/日）や、農繁期と建設部門の繁忙期が重なるためである。ただし、建設市場の縮小により、建設業の労働単価が下落しつつある。今後は農業への配置転換も検討しようと考えている。



## (2) 農業参入における課題

### ① 栽培技術

病虫害対策が課題。イチゴの病気には、うどん粉病等があり、併せて葉ダニやアブラムシなどの虫に苦慮している。

### ② 労働力

ブドウの収穫が始まると労働力が不足し、運送・販売に対応できなくなるという懸念がある。建設業と農業の労働単価に違いがあり、現時点では、建設会社の職員は手伝い程度にとどめているが、できれば将来的には建設会社の余剰労働を利用したいと考えている。

### ③ 作目選択

新しいブドウの流行品種が登場してきて、「ピオーネ」の需要が小さくなることも考えられ、その時の対応が課題である。特に、果樹作物の場合、品種転換が容易ではないため、不安を感じる。

### ④ その他

農地造成の際に、県の補助金が 1/3 以上入っている場合は、当該企業である自社は施工できない規則になっている。そのため、農地造成を自社施工できず、経費節約にならない。建設会社の参入によるメリットを活かせないので、制度を見直してほしい。

## (3) 今後の計画

さまざまなアグリビジネスの展開を考えている。イチゴの販売に併せて、観光農園として施設の開放を行う予定で、ブドウに関してはマスコットを作った。

観光農園に関しては、2007 年 2 月に開園して、5 月まで営業を行う。料金は大人 1,500 円、小人（小学生以上）1,000 円、幼児（4 歳以上）500 円で「30 分間食べ放題」とする予定である（3 歳以下は無料）。観光農園のみの売上げで最大 1200 万円を見込んでいる。

このような、アグリビジネスの展開や、農作業技術の向上による収入の増大により、ブドウを地元のブランドとして世間に認知させ、5 年後には農園経営を黒字転換させる計画である。

## 6) 農業生産法人によるトマト工場一建設会社と食品会社が提携

### ～「S 菜園」広島県世羅郡世羅町

S 菜園の社長（K 建設の取締役）にヒアリングした結果を記載する。

#### (1) 農業経営の概況

##### ① 参入のきっかけ

広島県世羅町において国営開発事業が 1960 年に計画され、1977 年に着工され、21 年かけて 357ha の農地が開拓された。しかし、出来上がった農地の多くが売れ残っていた。そこで 1998 年から同町は農業振興策を開始し、空き地解消のために、農業参入者に 5 年間を限度として固定資産税を免除すると共に奨励金を出すことにして、担い手の誘致に乗り出した。

同時期にトマト加工を中心とする食品会社大手「K」は生鮮事業部の拡大をめざしていた時期で、トマトを栽培するのに適した農地を探していた（2006 年現在、同企業の生鮮事業部は、「K」の総売上上の 10%を占めるまで成長）。一方、地元の土木を中心とする建設会社「K 建設」は公共事業の激減により、新分野進出を模索していた。

これらの三者の意向が一致し、食品会社と建設会社が提携し、国営開発事業による農地を利用してトマトの施設栽培を行うことになった。

同大手食品会社は当菜園のほかに、7ヶ所のトマト農園を所有して、生食用のトマトや加工用のトマトを販売している。

##### ② 参入形態と経営の拡大

2000 年 3 月、有限会社の法人形態で農業生産法人を設立することにより、農業参入を果たした。食品会社は設立当初、資本金（5,000 万円）全体の 10%を出資していたが、後に株式会社に組織変更（資本金 8,000 万円）、認定農業者の資格を取ることにより、47%まで増資している（注/認定農業者になると農外企業の出資上限が 50%までとなる）。参入当初は、国営開発事業の約 3ha の農地を造成することでトマトの温室栽培を行っていたが、その後の事業拡大により、現在は 8.5ha にまで栽培面積を増やしている。まとまった農地の確保は、地域に農地が余っている状況だったので、比較的容易であった。農業経営拡大のために行った事業は以下のとおりである。

(2000～2001 年度)

温室・作業棟・選果施設の建造（温室等面積 2.96ha）

事業費：1,116,150,000 円（うち補助金：514,250,000 円）

(2004 年度)

基盤整備（9.2ha）

事業費：115,006,500 円（うち補助金：54,719,000 円）

温室・作業棟・選果施設・農業廃棄物処理施設の建造（温室等面積 5.65ha）

事業費：1,711,276,875 円（うち補助金：814,893,000 円）

「S 菜園」の運営主体は、建設会社からの出向者が担当しており、それを食品会社が資金面でバックアップするという形で連携しながら農業経営を行っている。

##### ③ 初期投資と運転資金の確保

初期投資は約 11 億円で、そのうち経営構造対策などの補助金が約 5 億円である。残りは、資本金とスーパーL 資金を利用し確保した。運転資金は、農林金融公庫や市中銀行から借入れを行い、対応している。このような資金調達は、大資本の食品会社というバックがあるため、比較的容易であった。

#### ④ 栽培品目と技術

品種は一般に生食用に栽培している「桃系トマト」ではなく、加工用に栽培される「赤系トマト」を生食用として栽培することにした。それは、完熟状態のトマトが最もおいしく、「桃系トマト」が完熟する前に収穫されるのに対し、「赤系トマト」は完熟した状態で収穫・出荷できるためである。また、健康効果を持つことで知られるリコピンも「赤系トマト」のほうが優れている。そのような特徴を持つ「赤系トマト」を 4 品種栽培している。

ロックウールという岩石由来の培地を利用した水耕栽培を採用しており、長期多段階栽培による周年栽培を行っている。一本のつるを 10 ヶ月かけて収穫する。

施設にはトマト栽培本場のオランダ式を採用し、気温・日照をコンピュータ制御で管理し、日照が足りないときには窓やカーテンが自動で開く仕組みになっている。施設の製造者から技術指導を受けている。

受粉にはクロマルハナバチを使用している。

細菌の感染が重大なため、病害虫対策には非常に気を配っている。しかし、農薬をなるべく使用しないようにしている。それは、農薬を使用すると害虫が耐性をもつようになり、際限なく強い農薬を使い続けなければならなくなるためである。とにかく「害虫や菌を外部から持ち込まないこと」を基本に病害虫を防いでいる。具体的には、農場内に入る際にはエアシャワーによる粉塵除去や手のアルコール消毒をおこない、更に農場内にもアルコール消毒用の霧吹きが配置してあり、トマトに直接触れる際にはそれで消毒することなどを徹底している。しかし、それでも害虫は入り込んでくるので、入ってきた害虫は、天敵やハエ取り紙などで除去している。

養液は廃液を循環させて繰り返し使用している。そのまま垂れ流してしまうと、環境汚染につながるからである。養液をリサイクルする施設には多額の資金がかかるが、当農園においては、資金に関しては余裕があるため、施設をつくることができた。

温室の暖房は、石油ボイラーを使用している。冬場は室内温度を一定に保つために使用するが、夏でも光合成により CO2 濃度が下がってしまうために焚くことがある。

日照不足対策としては、カーテンの開閉だけで、基本的には行っていない。それは、トマトは欧州の作物で、日本は緯度が低いので日照不足にはなりにくいいためである。費用対効果を考えるとランプの導入はマイナスであり、利用は考えていない。

選果作業にはカメラ付きの選別機械を導入し、大きさ・重量別にトマトを自動的に仕分けることができる。



図 4-1-4 左：栽培施設の様子、右：選果場の様子

#### ⑤ 生産・販路と売上高

2006年の収量は10ヶ月1クルの栽培で㎡あたり25～26kgである。今後は技術を向上させて30kg以上の水準を目指すという。

販路に関しては、ほぼ全量を食品会社が買い上げて、それを全国の手スーパー等の小売店へ流す形にしている。残りは、地元の産直市に出荷している。消費者からの問い合わせに対応可能なように、栽培履歴を検索できるシステムを導入している。

年間の総売上高は約8億円である。

#### ⑥ 農作業従事者

構成員は4人。常時雇用が36名、パート95名、アルバイト57名の体制で農作業や選果作業を行っており、地域の一大雇用先となっている。パート・アルバイトの時給は800円で、9:30～16:30まで作業に従事する。建設部門の社員も一部に含まれている。

### (2) 農業参入における課題

#### ① 農業参入時における課題

全くといってよいほど滞りなく参入できた。販路が予め確保されていたことや、大資本による初期投資にかかる資金の調達が容易に進んだこと、自治体の協力が背景にある。

#### ② 労働力

広大な施設全体をカバーするのに必要な労働力が不足している。現地は典型的な中山間地域で労働人口が少ないと同時に、大型スーパーが地域内に立地しており、パートやアルバイトの需要に関する競合が発生しているため、慢性的な人員不足に悩まされている。農業の報酬は、建設部門よりも低いという賃金格差の問題はあるが、公共事業の減少が続いており、今後は建設部門から農業部門への労働移転を考えている。

#### ③ 栽培技術

欧州が本場であるトマトは、日本の夏の暑さに弱い。寒い場所を暖めるのは簡単だが、暑い場所を冷やすことは容易ではないため、夏における栽培が困難である。また、最近の石油高騰で、暖房のコスト高に悩まされている。

#### ④ 制度上の課題

県の補助事業を利用するのに、その手続きが大変であった。県の農業普及員の支援のおかげで、補助金を取得できた。

#### ⑤野菜工場における規制の問題

当野菜工場は、農業生産法人により、農地の上に農業施設として開設されたため、農業系の補助金を受けることができた。しかし、食品会社大手「K」は、国内の他所にも野菜工場を作っており、「K」社によると、野菜工場には次のような規制の課題があるという。

例えば、工業用地に野菜工場を建設する場合は、農外施設扱いになり、農業系の補助金や融資が受けられない。固定資産税が高くなり、建築基準法も厳しくなる。逆に、野菜工場を農業施設として建設する場合には、工業団地に建設することが難しくなる。工業団地で使用する水は工業用水であるため、それを農業用水として使用することができない等の問題も生じる。

#### (3) 今後の計画

栽培技術を向上させ反収を上げることで売上高拡大を図り、現在の年間売上高 8 億円から、10 億円の水準に乗せることが当面の目標である。現在は収支均衡であるが、売上拡大に伴い、黒字経営にしたい。

#### 4-1-2 ヒアリング調査のまとめ

農業者の高齢化が進む中国地方の中山間地域で農業に参入した6社を対象に、農業参入の現状と課題をヒアリングした。地域と数が限られているが、6社の栽培品目は、花卉栽培、野菜工場、有機農業、大規模果樹園、果樹園（施設栽培）、トマト工場と様々であり、それぞれの立場から回答を得ることができた。

6社のヒアリングで得られた課題のうち、共通する項目をまとめて『販路の拡大』『作付作目の選択』『収支の改善』『生産の安定化』『労働力の確保』『農業技術の習得』『参入資金の確保』『資金調達』『地元（農家、JA等）との調整』『農地取得の難しさ』『参入手続』『その他の制度上の問題』の12項目に整理した。

企業が異業種に参入する場合の課題の分類としては、一般的に、(a) 事業性の確保、(b) 技術・ノウハウの習得、(c) 資金の調達、(d) 業習慣（業種毎の習慣）の相違、(e) 制度上の課題の5つが想定される。ヒアリング調査において得られた課題の項目を5つの分類にあてはめたところ、次のように分けることができた。この5つの分類でヒアリング調査の結果を整理して次に示す。

##### (a) 事業性の確保

###### 『販路の拡大』

販路の拡大に関しては、企業によって様々な対応がとられていた。食品会社と連携した広島県世羅町の「S 菜園」、県や市町村の推奨作目で安定した売り先の確保をめざす広島県神石高原町の「M 建設」、有機栽培で差別化を図り販売先を確保する島根県江津市「H 組」、自社の営業担当2名が販路を開拓する広島県世羅町の「N 社」、JAと直販の両方のルートで出荷する島根県旭町の「F 農園」、JAと直販のルートに加え観光農園の売上げを見込む島根県浜田市の「K 農園」とそれぞれに工夫しながら販路の拡大に努めている。

しかし、「S 菜園」を除く企業は、現在の販売先に満足しているわけではなく、将来は安定的かつ高単価の販路を開拓していきたいと考えており、今後の課題となっている。

販売先においては、「M 建設」は、JAへの出荷は量はまとめられるものの、買取価格が安く、規格に合わせるのが難しいと指摘する。自社による直接販売は、買取価格は高いものの、販路先に関する情報が得にくいという。

###### 『作付作目の選択』

県や市町村の推奨作目を選定する「M 建設」、連携した食品メーカーが買いとる作目を栽培する「S 菜園」、付加価値をつけて差別化できる作目を選ぶ「H 組」、「F 農園」がある。立地条件、農地の条件、市場の動向などを総合的に勘案し、栽培作目を選ぶ努力をしている。

###### 『収支の改善』

農業経営については収支均衡ラインに達しない企業が5社あった。経営を安定させるためには、品質と収穫量を安定・向上させて、販路や販売量を拡大する必要がある。5社においては、経営規模の拡大や設備の拡充が課題となっている。ただし、「M 建設」は建設業の落ち込みにより、大規模化のための投資資金の不足を指摘している。

### 『生産の安定化』

災害による被害として、江津市「H組」は洪水で農地の95%が冠水した。浜田市「K農園」は台風被害で、収穫の4割が被害をうけ、減収となった。施設栽培に進出した企業は天候による被害を受けることが少なく、販路が安定していれば、収支をとりやすいという。

### 『労働力の確保』

「S菜園」や「H組」、「K農園」では、労働力不足が課題となっている。農業と建設業の間に賃金格差があるため、建設業の労賃水準のまま、建設会社の従業員を農業に従事させると農業の経営が成り立たない。そのために、建設業から農業への配置換えが難しいという。農業においては、賃金水準の低いパート従業員の雇用が多く、そのパートの確保が課題となっている。ただし、農繁期には、建設部門の社員が農業部門を手伝う。

公共事業の減少で、建設業の労賃も下落傾向にあるため、「S菜園」、「N社」、「H組」、「K農園」は、今後は雇用維持のために、建設部門から農業部門への労働移転を進める予定である。建設業の余剰雇用を農業に振り向ける方針である。

## (b) 技術・ノウハウの習得

### 『農業技術の習得』

ヒアリング調査において、全企業が共通して重大な課題として挙げたのは、農業技術の向上・習得である。「N社」では野菜工場内に病気が発生し苗が全滅し、「M建設」では規格外品が多く発生するなど、技術が未熟なための問題も発生している。栽培技術は、農産物の品質、単価、生産量の安定など、農業経営に直接的に関わるものであり、今後克服すべき課題となっている。

県の農林部の技術指導や近隣の農家から指導を受ける「M建設」「K農園」、施設の製造者から技術指導を受ける「N社」「S菜園」、参入前から有機農業を学びその仲間と助け合う「H組」など、それぞれの企業が技術・ノウハウの相談先を確保している。

## (c) 資金の調達

### 『参入資金の確保』

資金調達については、初期投資については、建設業の経営資源を活かして施設整備を低価格で行うなど投資額を抑える工夫をしている会社が多かった。自治体の支援を得た「S菜園」「K農園」のように、農業者向けの施設整備の補助金や制度融資を利用した会社もある一方で、参入時に農業系の補助金や制度融資を受けられなかった「F農園」もある。

### 『資金調達』

今後の方針として、すべての企業が経営規模の拡大や、施設の充実をめざしている。しかし、「M建設」のように、農業は短期的収益を得にくく、建設業は落ち込んでいるため、資金の手当が難しくなりつつあるという回答がある。「M建設」は制度融資の拡充が必要という。

## (d) 業習慣（業種毎の習慣）の相違

### 『地元（農家、JA等）との調整』

農業参入に際し、地元の農業者や自治体との間の調整に苦労したという回答があった。「F 農園」では、大規模化をめざし、県営開発地 2 耕区 30ha の農地を取得したため、1 耕区が望ましいとしていた地域の農家や町との間に摩擦が生じた。そのため、梨の選果場の共同利用を断られるという問題が生じた。従来の家業としての農家と、企業による農業経営は異なるが、理解しあうのは容易ではないとの回答であった。

### (e) 制度上の課題

#### 『農地取得の難しさ』

農地については、特定法人として参入した次の 2 社は条件の良くない農地を、自治体を介して借りていた。「M 建設」は山間部で日照があまり良くない農地、「H 組」は水害多発地帯の耕作放棄地で造成に苦慮した 14ha である。特定法人貸付事業の対象地が「耕作放棄地の多い地域、もしくは耕作放棄になりそうな地域」となっているためと思われる。ただし、特定法人で参入した「K 農園」は施設栽培に参入しており、農地問題の指摘はなかった。

別法人として農業生産法人を設立した「N 社」と「S 菜園」は、国営開発事業による条件の良い農地を購入した。これには、売れ残っていた国営開発事業の農地へ、町が奨励金をつけて企業誘致をしたという経緯があった。また、農事組合法人を別会社で設立した旭町の「F 農園」も、県営開発団地の 2 耕区 30ha を購入した。

#### 『参入手続き』

行政手続きについては、農業生産法人の設立の手続きが煩雑なため、特定法人に変更した「M 建設」、補助金申請が複雑で、普及員の指導をうけてやっと補助金の取得ができた「S 菜園」など、参入障壁の軽減や手続きの簡素化への要望がある。

特定法人貸付事業で貸借した農地を造成する際に、県の補助金では、当該企業である自社は施工できない規則になっており、やむなく外注した「K 農園」もある。自社施工による経費節減という建設業参入のメリットを活かせなかったという回答があった。

#### 『その他の制度上の問題』

「S 菜園」に共同出資している食品会社大手「K」によると、野菜工場には次のような規制の課題があるという。

例えば、工業用地に野菜工場を建設する場合は、農外施設扱いになり、農業系の補助金や融資が受けられない。固定資産税が高くなり、建築基準法も厳しくなる。逆に、野菜工場を農業施設として建設する場合には、工業団地に建設することが難しくなる。工業団地で使用する水は工業用水であるため、それを農業用水として使用できないなどの問題も生じる。

ヒアリング調査において、回答企業の数や所在地が限られているが、企業参入における経営の概況や課題の具体的な内容を把握することができた。次節では、全国を対象に、農業参入した建設会社を対象にアンケート調査を実施する。回答企業の地域性の偏りを少なくするとともに、回答企業数を増やすことで、より広範な参入企業における課題を詳しく調べることにする。



## 4-2 建設業の農業参入におけるアンケート調査

### 4-2-1 建設会社の農業参入の概況

3-3「建設業の農業参入の文献調査」では、40事例を分析し、建設業の農業参入における可能性と一般的な課題を抽出した。4-1「建設業の農業参入におけるヒアリング調査」では、地域や数は限られるものの、農業参入の現状と具体的な課題を把握した。

本節では農業参入における課題を詳しく把握するために、ヒアリング調査を参考にして、40事例であげられた一般的課題をもとに選択肢を作成して、アンケート調査を行った。

アンケート調査は2007年1月に行い、地方自治体による事例集、ホームページ、新聞検索などの各種の公表資料から、農業に取り組んでいるとされる建設会社を50社選び、アンケート票を郵送した。送付した50通のうち、回収は31通で、回収率は62%であった。このうち40事例と重なる会社は12社である。

#### 1) アンケート回答企業

アンケート回答企業31社のうちで、40事例と重なる企業は次の12社である。

事例番号

1	総合農業サービスをめざす	北海道
6	大葉の水耕栽培	新潟県
10	ダチョウを飼育し、食肉・皮革販売	山形県
11	ハーブ、ブルーベリー、野菜の栽培	富山県
18	無農薬ハーブ栽培と製品製造・販売	北海道
20	青森シャモロックの飼育	青森県
23	花卉栽培と有機農業による稲作	岩手県
24	名人の米作りの企業展開	宮城県
29	なしの生産、販売	島根県
32	畜産と造園の循環産業	島根県
34	お茶の有機栽培と林業（農事組合法人）	高知県
39	山間の耕作放棄地で無農薬稲作と養殖	新潟県

アンケート回答企業31社のうちで、40事例に重ならない19社である。

- ・農業生産法人で、ブルーベリー農園 青森県
- ・建設会社として、ブルーベリー、マタタビ栽培 青森県
- ・建設会社として、とうもろこし、りんごの栽培 青森県
- ・建設会社として、大根、人参栽培、有機肥料開発 福島県
- ・建設会社が集まり、農協と連携して農作業受託 群馬県
- ・その他の形態で、グリーンツーリズム農園の経営 長野県
- ・村内建設会社4社で農業進出 長野県
- ・農業生産法人で、しいたけの菌床栽培に進出 長野県
- ・その他の形態で、イチゴ栽培と観光農園 長野県
- ・その他の形態で、枝豆の栽培 岐阜県
- ・農業生産法人で、トマトの水耕栽培 広島県
- ・特定法人で、花卉栽培に進出 広島県
- ・施設栽培で、ネギ、水菜、サラダボウル 島根県
- ・特定法人で、耕作放棄地で有機栽培 島根県
- ・建設会社として、大規模ブルーベリー栽培 鳥取県
- ・建設会社として、自然薯の栽培 島根県
- ・その他の形態で参入 畑わさびの栽培 島根県
- ・農業生産法人で、いちじくの栽培 島根県
- ・農業生産法人で、花卉栽培と減反対象田の転作 大分県

## 2) アンケート票の内容

アンケート票の内容は次の通りである。

参照：付録2「建設業の農業参入に関わるアンケート調査票」

### (1) 企業（建設分野）の概況

- ・ 資本金（現在／2007年）
- ・ 従業員数（昨年度／2006年度）
- ・ 売上（昨年度／2006年度）
- ・ 設立年次（西暦）

### (2) 農業分野の概況

- ・ 従業員数（昨年度の常勤・延べ臨時の人数。生産が今年度からの場合は現在までの人数）
- ・ 売上（昨年度実績。生産が今年度からの場合は現在までの売上。）
- ・ 利益（傾向のみ。具体的な数値は求めず。）
- ・ 作付面積（現在における耕種、施設園芸、農作業受託・畜産・その他の5種類に欄をて記入してもらう。）

### (3) 農業参入のきっかけについて（選択式）

(4) 農業参入時の課題（選択式）とその対応（自由記述）。参入時どこから支援を受けたか。

(5) 農業参入後に浮上した課題（選択式）とその対応（自由記述）。現在の課題について。

(6) 建設業の農業における強みについて（自由記述）

(7) 農外企業の農業参入において、どのような制度が望ましいか、またどのような制度を見直すべきか（選択＋自由記述）

次に、アンケートの結果を記述する。

## 3) 調査対象企業の属性について

表 4-2-1 は調査対象企業の建設分野における資本金、従業員数、昨年度売上を資本金の多いほうから降順に並べたものである。

回答企業 31 社は、地方の中小建設業であり、資本金は 100 万円から 9,800 万円で平均は 3,654 万円、従業員数は 4 人から 200 人で平均は 45.7 人、売上は 800 万円から 60 億円で平均は 13 億 4 千万円の企業である。

資本金、従業員数、売上の平均はそれぞれ 3,654 万円（多いほうから 13・14 番目の間）、45.7 人（同 9・10 番目の間）、134,000 万円（同 9・10 番目の間）である。回答企業における建設分野の売上の規模にはばらつきがある。

表 4-2-1 回答企業の建設分野の規模

順位	資本金 (万円)	従業員 (人)	売上 (万円)	順位	資本金 (万円)	従業員 (人)	売上 (万円)	順位	資本金 (万円)	従業員 (人)	売上 (万円)
1	9,800	120	395,600	12	4,000	34	62,000	23	2,000	24	36,800
2	8,500	100	600,000	13	4,000	20	30,000	24	2,000	21	20,000
3	8,000	146	728,000	14	3,030	45	170,000	25	2,000	20	15,900
4	7,000	45	70,000	15	3,000	33	143,900	26	2,000	10	10,000
5	5,800	18	16,000	16	3,000	10	45,000	27	2,000	15	不明
6	5,000	23	34,600	17	2,700	17	33,000	28	1,500	4	800
7	4,800	69	不明	18	2,500	48	100,000	29	500	6	8,000
8	4,500	200	350,000	19	2,500	15	20,000	30	100	9	16,000
9	4,500	100	280,000	20	2,400	47	70,000	31	不明	不明	不明
10	4,500	58	160,000	21	2,000	40	91,560				
11	4,000	45	150,000	22	2,000	30	83,147	平均	3,650	45.7	134,000

注：不明の企業は平均の算出から除いている。本表は資本金の多い順に並べた。

図 4-2-1 は、設立年次を 1944 年以前（戦前）、1945～1954 年（戦後復興期）、1955～1973 年（高度成長期）、1974～1990 年（安定成長からバブル期まで）、1991 年以降（バブル崩壊後）に分け、回答企業における分布を示したものである。高度成長期が 12 社、戦後復興期が 7 社と多い。

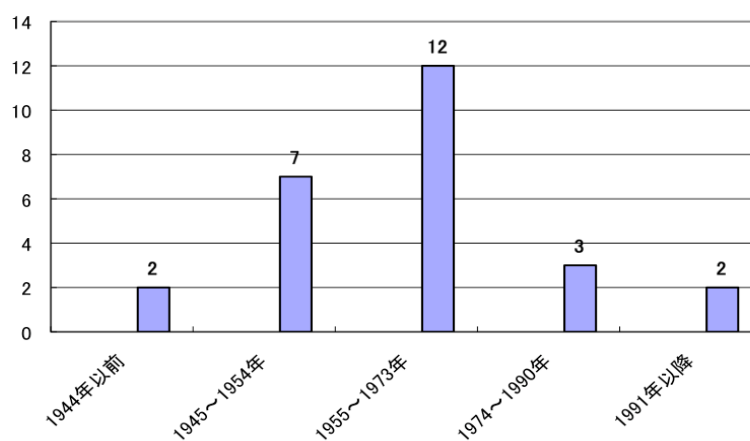


図 4-2-1 回答企業における設立年次（西暦）の分布（単位：社）

所在する地域別の企業数を示したものが図 4-2-2 である。東北 8 社、山陰 8 社、関東・東山 4 社、北陸 3 社、北海道 2 社、山陽 2 社、四国 2 社、九州 1 社、東海 1 社と全国に分布している。

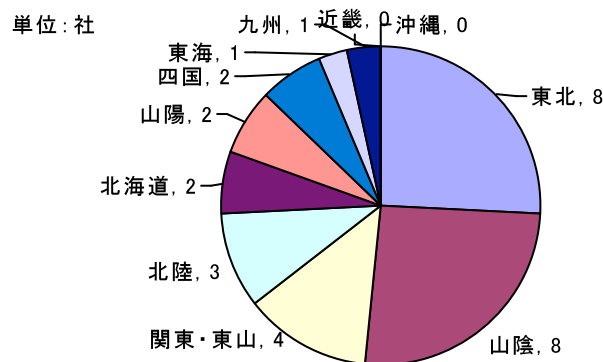


図 4-2-2 アンケート回答企業における所在地域別企業数

注) 農林業センサスの全国農業地域の区分で表示した。東山は長野県と山梨県のこと

#### 4) 農業分野の概況

表 4-2-2 は、回答企業の農業分野における昨年度売上（万円）、現在の経営面積（a）または畜産の場合は飼育頭数を、それぞれ、売上の大きい順に示した表である。回答企業の農業分野の1社あたりの売上は0円から67,000万円であ平均は5287万円、1社あたりの経営面積は7.95aから12,339aであ平均は1,142a（農作業受託と畜産を行う企業を除く）である。農業分野の常勤従事者の数は、1人から18人であ平均は3.5人である。

農家の平均規模と比較すれば、本調査における企業による農業経営は大規模といえる。なお、2006年度の売上げが0円の企業が5社あるが、その理由は、「参入したばかりである」「試験的な栽培段階である」「収穫したが、販売まで至らなかった」「果樹の栽培で、収穫まで数年かかる」「試行したものの途中で断念した」である。

農業分野の売上と規模は、建設分野と同様、企業間にばらつきがある。建設分野の規模の大きい企業が農業分野の規模も大きいという相関はない。

表 4-2-2 回答企業の昨年度売上（単位：万円）、経営面積（単位：a）

順位	売上	経営面積	順位	売上	経営面積	順位	売上	経営面積
1	67,000	850	11	2,400	1,000	21	500	16
2	13,488	600頭※	12	1,943	1,895	22	450	45
3	11,700	95,000◎	13	1,500	150羽※	23	200	350
4	10,000	65	14	1,392	450	24	200	16
5	8,695	100	15	1,200	1,960	25	50	290
6	7,800	4,200	16	1,030	905	26	1	10
7	7,000	12,339	17	800	2,500羽※	27	0	700
8	3,900	7.95	18	667	1,313◎	28	0	350
9	3,581	3,611	19	500	450	29	0	330
10	3,100	200	20	500	105	30	0	129.4
						31	0	95

注：売上に関して、2006年度に始めた場合は2006年12月までの売上。経営面積は農作業受託面積を含む。経営面積の欄で※のある数字は畜産における飼育頭数を、◎は農作業受託を表している。本表は売上の多い順に並べた。

表 4-2-3 は回答企業の生産している作目・家畜である。回答企業数は 31 社に対して、生産作目の種類は 50 に及び、多様な作目を生産していることが分かる。

水稲 7 社、ブルーベリー 5 社の他は、ネギ、ハーブ、ハト麦など 49 作目はそれぞれ 1 社が栽培している。

ブルーベリーはジャム等に加工でき、アントシアニンや食物繊維を含む健康作物として需要が高まっている。また、シーズベリー、大麦若葉、はと麦、ハーブ、有機栽培茶などの健康に良いとされる付加価値の高い作目選ばれている。

表 4-2-3 回答企業が生産している作目一覧（単位：社）

(果樹)		(普通畑・田)			
ブルーベリー	5	水稲	7	ネギ	1
シーベリー	1	大麦	1	ニンジン	1
ラズベリー	1	大麦若葉	1	ミニトマト	1
リンゴ	1	はと麦	1	セロリ	1
赤梨	1	大豆	1	山菜	1
イチジク	1	枝豆	1	薬用作物	1
サルナシ	1	トウモロコシ	1	唐辛子	1
マタタビ	1	馬鈴薯	1	ハーブ	1
果樹(品目不明)	1	サトイモ	1	有機栽培茶	1
		ゴボウ	1	リンドウ	1
		ダイコン	1		

(施設園芸)		(林業)		(農作業受託)	
花苗	2	マコモダケ	1	田植え	1
ユリ	1	自然薯	1	稲刈り	1
トルコキキョウ	1	ワサビ	1	耕起	1
トマト	1	シイタケ	1	デントコーン	1
レタス	1			牧草	1
水耕栽培ネギ	1	(畜産)			
水耕栽培水菜	1	肥育牛	1		
ハウレンソウ	1	繁殖牛	1		
ナス	1	ダチョウ	1		
アスパラ菜	1	青森シャモ	1		
大葉	1				

注：作目名横の数字はその作目を生産している企業数

図 4-2-3 は、生産方式別の企業数である。農業の生産方式は、田・畑・果樹が 19 社、施設栽培が 8 社、農作業受託が 5 社、畜産 3 社、林業（きのこ栽培）が 4 社である（複数の方式を行う企業有り）。林業に分類されるきのこ栽培は、施設を利用した菌床栽培である。農作業受託が 4 社あるが、これは農外企業のままで行える方式である。

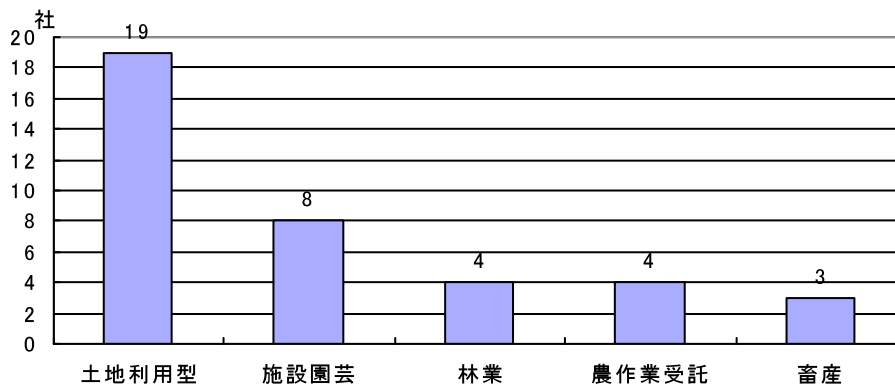


図 4-2-3 生産方式別の企業数（複数回答、単位：社）

回答企業の常勤農作業従事者数のグラフが図 4-2-4 である。農業分野の常勤農作業従事者は 0 人から 18 人で、平均は 3.5 人である。農業の売上規模にばらつきがあるように、農業の従事者数にもばらつきがある。

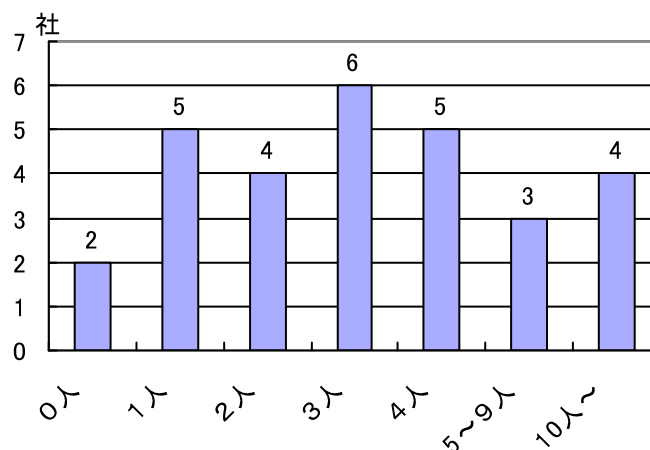


図 4-2-4 回答企業の常勤農作業従事者数（単位：社）

図 4-2-5 は、農業参入年次を 1999 年以前、2000~2002 年（2000 年に農業生産法人第 4 回制度改正）、2003~2004 年（2003 年に構造改革特区によるリース方式参入認可）、2005 年以降（2005 年に特区が全国展開になり特定法人制度設立）に区分して、その期間ごとに、参入形態を示したものである。

これを見ると、各年代に分散していることが分かる。参入形態は、農外企業として参入 11 社、別会社の農業生産法人で参入 12 社、特定法人として参入 3 社である（有効回答 26）。企業の農業参入の規制が緩和された 2003 年以降の参入は、リース方式（特区及び特定法人）や建設会社本体での参入も増えている。

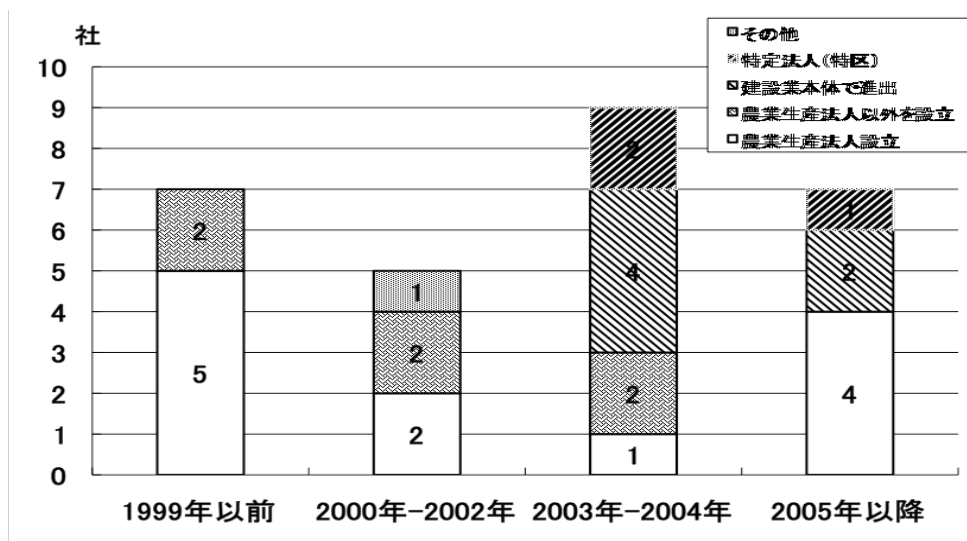


図 4-2-5 農業参入年次と参入形態 (単位: 社)

図 4-2-6 は、回答企業の農業分野における収支の状況である。農業分野の収支は 24 社が赤字基調、4 社が収支均衡、1 社が黒字基調である (有効回答 29)

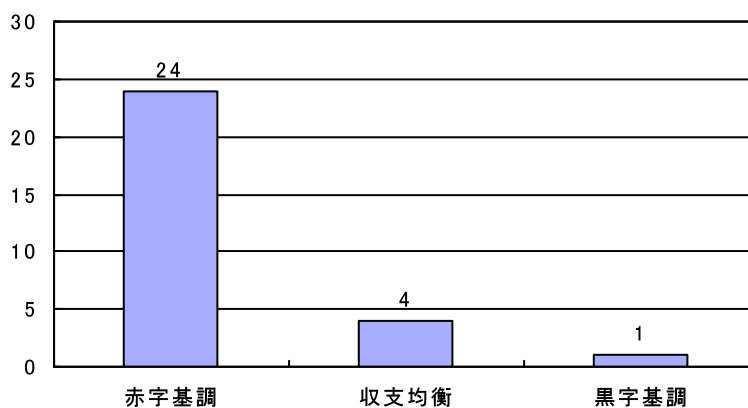


図 4-2-6 農業分野における収支の状況 (単位: 社)

表 4-2-4 は、企業の参入のきっかけについての回答結果 (複数回答可) である。最もあてはまるもの (第 1 位) の回答も得た。

農業参入の動機は、「公共事業の減少」が 30 社、「建設業の技術・ノウハウが活用できると考えた」が 14 社、「農業・建設業ともに衰退したら地域が維持できなくなる」が 8 社、「将来、農業が地域を支える産業になると思った」が 7 社、「経営資源 (労働・土地等) の有効活用のため」が 4 社である (複数回答可、有効回答 30)。

複数回答・第 1 位の両方において、「公共事業の減少」が最大の参入の理由になっている。第 1 位の回答では、「将来、農業が地域を支える産業になると思った」が 3 社で、「公共事業の減少」に次いでいる。

「経営資源（労働・土地等）の有効活用のため」と回答した4社は、全て本業規模が上位の企業である。

表 4-2-4 農業参入のきっかけ（単位：社）

	複数回答(有効回答数 30)			第一位(有効回答数 23)		
	合計	規模 上位	規模 下位	合計	規模 上位	規模 下位
公共事業等の土木建築需要が減少した若しくは見込まれたため	30	15	15	16	8	8
建設業の技術・ノウハウを活用できると考えたため	14	6	8	0	0	0
農業・工業ともに衰退してしまったら、地域が維持できなくなると思ったため	8	5	3	1	1	0
将来、農業が地域を支える産業になると思ったため	7	4	3	3	1	2
経営資源(労働・土地)の有効活用の為	4	4	0	1	1	0
その他	3	2	1	2	1	1
合計	66	36	30	23	12	11

注：第一位は最も当てはまるものをひとつ選択（以下の表においても同様）

注：規模は本業の資本金上位15・下位15社で区分。資本金上位14位は同率で2社存在したため、売上上位は規模上位、下位は規模下位にそれぞれ算入した。

回答企業の属性を次にまとめる。

回答企業31社は、地方の中小建設会社であり、資本金、従業員数、売上の平均は、それぞれ3,654万円、45.7人、13億4千万円である。地域的には、東北8社、山陰8社、関東・東山4社、北陸3社、北海道2社と全国に分布している。

回答企業の農業分野の売上平均は5287万円、経営面積平均は1142a（農作業受託と畜産を行う企業を除く）、農業常勤従事者の数は3.5名である。生産方式は、田・畑・果樹が19社、施設栽培が8社、農作業受託が5社、畜産3社、きのこ栽培が4社である。栽培作目は、回答企業が31社に対して作目数は51と多様である。水稻7社、ブルーベリー5社、付加価値の高い作目を選ぶ企業が多い。参入形態は、農外企業11社、別会社の農業生産法人12社、特定法人3社である。農業分野の収支は24社が赤字基調、4社が収支均衡、1社が黒字基調である。

農業参入の動機は、「公共事業の減少」が30社、「建設業の技術・ノウハウの活用」が14社、「農業・建設業ともに衰退したら地域が維持できなくなる」が8社、「農業が地域を支える産業」が7社、「経営資源の有効活用のため」が4社である。



## 4-2-2 農業参入における課題と対応策

### 1) 農業参入時における課題

「農業参入時において課題となったものは何か」の設問を、農業参入 40 事例の文献調査における「農業参入時の一般的な課題（表 3-4-1）」の 12 項目「作付作物の選択」「販売先の確保」「農業技術の習得」「参入資金の確保」「運転資金の調達」「農地取得の難しさ」「労働力の確保」「地元（農家, JA 等）との調整」「農業生産法人検討」「参入手続き」「参入形態の選択」「助成制度」のうち、「参入形態の選択」「助成制度」を除く 10 項目を回答の選択肢として作成した。複数回答可で、最も当てはまる課題（第一位）を一つ選ぶことを依頼した。なお「参入形態の選択」「助成制度」の 2 項目は「4-2-3 農業参入制度に対する意見・要望」の対象とした。

表 4-2-5 は、建設業の農業参入時における課題の回答結果である。参入時の課題として回答数が最も多かったものは「販売先の確保」である。特に、農業部門の売上下位のグループでは、重要な課題としてあげる企業が 12 社あった。2 番目以降は「農業技術の習得方法」、「農業参入に必要な資金の確保」、「作付作目の選択」、「運転資金の調達方法」、「地元との調整」、「農業生産法人設立要件の難しさ」、「労働力の確保」と続いている。

回答者が第 1 位に選んだものは、多い順に、「販売先の確保」、「農業技術の習得方法」、「運転資金の調達方法」である。参入時の課題として「運転資金の調達方法」を選んだ企業 5 社のうち、第 1 位の課題とした企業が 3 社あり、資金の確保が難しい企業では、それが重大な課題となっていることがわかる。1 社平均の課題の選択数は 2.4 個である。農業部門の売上を上位・下位に分けて結果を見てみると、課題の選択において大きな違いはなかった。

表 4-2-5 農業参入時における課題（複数選択・第 1 位のもの。単位：社）

	複数回答 (有効回答数 31)			第一位 (有効回答数 20)		
	合計	売上 上位	売上 下位	合計	売上 上位	売上 下位
販売先の確保	20	8	12	7	2	5
農業技術の習得方法	17	10	7	3	1	2
農業参入に必要な資金の確保	10	5	5	2	1	1
作付作目の選択	5	2	3	0	0	0
運転資金の調達方法	5	3	2	3	3	0
地元との調整(農家・JA・農業委員会など)	3	2	1	1	1	0
農業生産法人設立要件を満たすことが難しい	3	1	2	1	0	1
労働力の確保	3	3	0	1	1	0
農地取得の難しさ	2	1	1	0	0	0
参入手続きが煩雑	2	0	2	1	0	1
その他	4	2	2	1	1	0
合計	74	37	37	20	10	10

注：第一位は最も当てはまるものを選択。売上上位・売上下位は農業部門の売上上位 16 社、下位 15 社を示す。

## 2) 農業参入後における課題

「農業参入後において課題となったものは何か」の設問を、農業参入 40 事例の文献調査における「農業参入後の一般的な課題（表-3-4-2）」の 10 項目「収支改善」「販路の拡大」「農業技術の習得」「生産の安定化」「農業の規模拡大」「アグリビジネス展開」「農地の改良投資」「資金調達」「建設市場の縮小」「制度上の問題」のうち、「制度上の問題」を除く 9 項目を回答の選択肢として作成した。複数回答可で、最も当てはまる課題（第一位）を一つ選ぶことを依頼した。なお「制度上の問題」の項目は、「4-2-3 農業参入制度の対する意見・要望」の対象とした。

表 4-2-6 は、建設業の農業参入後における課題の回答結果である。参入後の課題は、回答の多かった順に、「販路の拡大」、「収支改善」、「建設業の落ち込み」、「農業技術の習得及び向上」、「アグリビジネス展開の難しさ」、「安定した生産ができない」、「農業の規模拡大」、「資金調達」、「農地の改良投資」である。

回答者が第 1 位に選んだものは、多い順に、「販路の拡大」、「収支改善」、「農業技術の習得及び向上」、であり、事業性の確保と技術の習得の重要性が高いことがわかる。

1 社平均の課題の選択数は 2.8 個である。農業部門の売上を上位・下位に分けて結果を見ると、課題の選択において大きな違いはなかった。

参入時、参入後ともに、販路の確保、技術の習得、資金の調達が大きな課題になっている。なお、「参入時」とは、参入の検討と参入手続の段階をさし、「参入後」とは、農業生産を開始した後の段階をさす。

表 4-2-6 農業参入後における課題

	複数回答 (有効回答数 29)			第一位 (有効回答数 24)		
	合計	売上 上位	売上 下位	合計	売上 上位	売上 下位
販路の拡大	19	9	10	8	4	4
収支改善	12	8	4	5	3	2
建設業の落ち込みが予想以上に大きい	11	5	6	1	0	1
農業技術の習得及び向上	9	3	6	3	2	1
アグリビジネス(加工・販売等)の展開が難しい	8	5	3	0	0	0
安定した生産ができない	6	4	2	2	1	1
農業の規模拡大	5	2	3	1	0	1
資金調達	3	2	1	2	1	1
農地の改良投資	3	0	3	0	0	0
その他	4	3	1	2	2	0
合計	80	41	39	24	13	11

注：第一位は最も当てはまるものを選択。売上上位・売上下位は農業部門の売上上位 16 社、下位 15 社を示す。

### 3) 農業参入時・参入後の課題への回答企業の対応

アンケートで示された参入時・参入後の課題に対する企業の対応について、自由記述の回答を収集した。各企業の対応は多様であり、参入時の対応として57、参入後の対応として41の回答が得られた。各回答は、参入時や参入後の各課題に必ずしも1対1で対応しておらず、複数の課題に対応するものもある。ここで、参入時と参入後の課題を大きな分類でくくり、これらの回答を整理することにした。

4-1-2のヒアリング調査のまとめで述べたように、企業が異業種に参入する場合の課題の分類としては、一般的に、(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣（業種毎の習慣）の相違、(e)制度上の課題の5つが想定される。農業参入時における課題（表4-2-5）、農業参入後における課題（表4-2-6）を、この5つの分類に当てはめたところ、次のように過不足なく分けることができた。

(a)事業性の確保：参入時の課題「販売先の確保」「作付作目の選択」「労働力の確保」。

参入後の課題「販路の拡大」「収支改善」「アグリビジネスの展開が難しい」  
「安定した生産ができない」「農業の規模拡大」。

(b)技術・ノウハウの習得：参入時の課題「農業技術の習得方法」。

参入後の課題「農業技術の習得及び向上」。

(c)資金の調達：参入時の課題「農業参入に必要な資金の確保」。

参入後の課題「建設業の落ち込みが大きい」「資金調達」「農地の改良投資」。

(d)業習慣の相違：参入時の課題「地元との調整（農家・JA・農業委員会など）」。

(e)制度上の課題：参入時の課題「農業生産法人設立要件を満たすことが難しい」

「農地取得の難しさ」「参入手続きが煩雑」。

そこで、農業参入における課題の分類として、この5分類を用いることにした。この分類に従って課題への回答企業の対応を整理した結果を表4-2-7に示す。

表4-2-7「農業参入時、参入後の課題への回答企業の対応」においては、参入時と参入後を合わせて、「(a)事業性の確保」への対応が最も多かった。参入時には、各所へ営業、市場出荷、県の紹介、マーケティング機関の利用による販路の確保をはじめ、建設業の繁忙期と重ならない作目の選択など20の対応がある。参入後には、販路拡大、生産規模拡大、アグリビジネス展開、人件費削減などに関して28の対応がある。

次に「(b)技術・ノウハウの習得」への対応が多い。参入時には、視察・研修・講習会に参加、農業者の指導を受けるなど22の対応がある。参入後には、研修会に参加、栽培技術の向上に務める、技術指導を受けるなど9の対応がある。

3番目は「(c)資金の調達」への対応である。参入時には建設部門の資金を利用、制度融資の利用、地方銀行へ協力要請などの11の対応があり、参入後には制度融資の借入、建設部門の資金から借入などの3の対応がある。

「(d) 業習慣の相違」では、参入時に、農地取得、栽培作物の選定で地元の農業者との合意形成への努力がなされており、参入後には地域の共同作業に協力することで地元の農業者との融和を図っている。「(e) 制度上の課題」では、参入時に「自社で地域の農地調査を行い、農地を確保」「農業生産法人の設立で農業委員会に指導を仰ぐ」が対応としてあげられている。

表 4-2-7 農業参入時、参入後の課題への回答企業の対応

	参入時の対応策	参入後の対応策
(a) 事業性の確保	直接、各所に営業することで販路確保 (6) 市場へ出荷することで販路確保 (4) 県の紹介で販路確保 (2) 民間企業主催の勉強会に参加 マーケティング機関を利用 努力したが販売できず (2) 建設業の繁忙期と重ならない作目を選択 建設部門以外からパート職員を採用 (3)	販路の拡大のため、自力で営業 (5) 町・商工会議所・農家との連携により販売促進 (2) 商品 (ダチョウ) 認知のための PR を行う 農産物の品質向上につとめて販路拡大 市場調査をリサーチ会社に依頼 流通関連企業・金融機関の支援を受ける 地方公共団体の支援を受ける 販売戦略見直し 新規の生産物の開発 栽培技術の向上を図る 生産規模拡大を図る (4) 作付け時期調整により農作業受託面積を拡大 農産物の加工場を取得 他種の農業者と連携を図る 農業部門拡大・アグリビジネス展開する 人件費削減 (2) 農作業受託に関する料金の改定 建設業から農業へ労働力を移動させる 社員の家族を動員する
(b) 技術・ノウハウの習得	視察・研修・講習会に参加 (9) 直接指導を受けた (農家・普及員など) (7) 自ら試行錯誤 (2) 県から作目選択の指導を受ける (3) 農業関連企業に指導を受ける	農業技術の研修会に参加 (2) 農業技術を自力で習得 安定生産のために栽培技術の向上に務める (3) 地方自治体・JA の農業指導を受ける 農業関連企業の技術指導を受ける 加工に関する知識を習得
(c) 資金の調達	建設部門の資金を利用 (7) 制度融資・助成金を利用 (2) 助成金と建設部門の自己資金の両方を利用 地方銀行へ協力要請	制度融資の利用 (2) 建設部門の資金より借り入れ
(d) 業習慣の相違	農地取得にあたり、地元農家との合意形成に苦勞 既存農家と競合関係にならない栽培作物を選定	水路管理等、地域の共同作業に協力
(e) 制度上の課題	自社で地域の農地調査を行い、農地を確保 農業生産法人の設立で、農業法人会議に指導を仰ぎ、なんとか設立できた。	

自由記述による回答から作成。( ) は複数回答数

表 4-2-8 は、「参入時にどこから支援を受けたのか」という質問に対する回答結果の一覧がある。この回答結果によると、参入企業に対して、最も多く支援をしているのは、県や市町村などの自治体である。次に多いのは、JA (農業協同組合) である。JA は、農産物の集荷と販売だけでなく、技術指導も行っている。日本海側の都道府県に立地している企業は、より多く自治体から支援を受ける傾向がある。日本海側は、太平洋側と比較して、公共事業に依存する割合が高い地域が多い。

表 4-2-8 参入時に支援を受けた機関

	複数回答(有効回答数30)			第一位(有効回答数24)		
	合計	日本海側	それ以外	合計	日本海側	それ以外
県関連	22	14	8	9	8	1
市町村	16	10	6	6	3	3
JA	8	4	4	2	1	1
農業関連企業	6	4	2	3	0	3
農家	6	3	3	2	0	2
金融機関	2	2	0	1	1	0
なし	1	0	1	1	0	1
流通関連企業	1	0	1	0	0	0
産業振興機構	1	0	1	0	0	0
合計	63	37	26	24	13	11

注:「日本海側」とは日本海に面している都道府県に所在している企業 15 社による回答数で、「それ以外」とは日本海に面していない都道府県に所在している企業 15 社による回答数である。

### 4-2-3 農業参入制度に対する意見・要望

「どのような制度があれば、参入が促進されると思うか」の設問を、「農業参入時の一般的な課題（表 3-4-1）」「農業参入後の一般的な課題（表 3-4-2）」から抽出した 9 の制度への要望を、回答の選択肢として作成した。複数回答可で、最も当てはまる課題（第一位）を一つ選ぶことを依頼した。また、その他の意見・要望として、自由記入の欄を設けた。

表 3-4-1 から抽出した要望は「農業参入時における制度融資の拡充」「農作業受託の企業にも農業に対する融資をしてほしい」「農用地取得に関する制度（農地法）の見直し」「特定法人の要件緩和」「農業生産法人の設立要件緩和」である。表 3-4-2 から抽出した要望は、「販路開拓に関する支援をしてほしい」「建設業の経営事項審査への配慮をしてほしい」「都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し」である。

表 4-2-9 は設問に対する回答である。制度への要望としては、「参入時における制度融資の拡充」「販路開拓への支援」「建設業の経営事項審査への配慮」「農用地取得に関する制度」の順に回答が多かった。回答者が第一位に選んだものは、「販路開拓への支援」「参入時における制度融資の拡充」「建設業の経営事項審査への配慮」の順に多かった。

農業部門の売上下位のグループでは、13 社中 10 社が「販路開拓への支援」を選んでおり、特に強い要望となっている。この他の項目は、売上上位、下位における違いはあまりみられなかった。自由記述では、総合的な参入窓口、環境保全型農業への助成などの 7 の要望があった。

表 4-2-9 農業参入の制度に対する意見・要望（複数回答）

	複数回答 (有効回答数 27)			第一位 (有効回答数 21)		
	合計	売上 上位	売上 下位	合計	売上 上位	売上 下位
農業参入時における制度融資の拡充	16	8	8	5	3	2
販路開拓に関する支援をしてほしい	15	5	10	7	3	4
建設業の経営事項審査への配慮をしてほしい	14	7	7	3	2	1
農用地取得に関する制度（農地法）の見直し	10	4	6	0	0	0
農業生産法人の設立要件緩和	7	3	4	2	2	0
農作業受託の企業にも農業に対する融資をしてほしい	6	4	2	1	0	1
都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し	5	2	3	2	1	1
特定法人の要件緩和	4	2	2	0	0	0
その他	2	2	0	1	1	0
合計	79	37	42	21	12	9

その他の意見・要望（自由記述）

農業技術がない、リスクが大きいため生産開始時は経営が不安定になることが必至である。そのため、参入後数年間にわたって、助成をしてほしい。
参入の総合的な窓口がほしい。
補助金の窓口を JA ではなく、行政が行うべきである。
農薬・化学肥料・除草剤の多投への制限をするべき。
遊休農地を利活用できるための制度を設立してほしい。
安心安全農産物に対する助成をもっとしてほしい。
環境保全型農業に対する助成をもっと行うべきである。

#### 4-2-4 アンケート調査のまとめ

アンケート調査で把握された課題と各企業の対応について、4-2-2の3)で述べた5分類、「事業性の確保」「技術・ノウハウの習得」「資金の確保」「業習慣の相違」「制度上の課題」を用いて、それぞれ述べる。

##### (a) 事業性の確保

参入時・参入後共に、最も大きな課題は「販売先の確保」である。参入時の対応としては、自力で営業した企業が6社と多いが、市場出荷(4社)や県の紹介を利用した企業(2社)もある。販売できなかった企業も2社ある。参入後は、自力で営業が5社、町・商工会議所・農家との連携で販路拡大した企業が2社、リサーチ会社を利用した企業が1社ある。

参入後は、販売先の確保とともに「収支改善」が課題になる。農業分野の収支は24社が赤字基調、4社が収支均衡、1社が黒字基調である。

「収支改善」への対応としては、生産規模拡大、人件費削減、栽培技術向上、新規の生産物の開発、販売戦略見直し、加工・販売へのビジネス展開という回答があった。農作業受託の料金の改訂を委託先に要望した企業もある。

建設業の農業参入では、事業性を確保するのは困難なため、販路開拓に対する公的な支援を求める意見が15社と多い。

##### (b) 技術・ノウハウの習得

「農業技術の習得方法」は、参入時、参入後ともに重要な課題となっている。天候や土壌に左右され、マニュアルどおりにいかない栽培技術の習得を課題とする企業が多い。栽培技術は、農産物の販売単価と収量に関わり、収支改善のために重要である。

参入時の農業技術の習得には、研修等に参加した企業が9社、農家・普及指導員の指導を受ける企業が7社であり、自力で試行錯誤して習得する企業は2社であった。栽培技術の習得には、農業の専門家による指導を受ける企業が多い。行政による技術指導の果たす役割も大きい。また、地域で栽培実績の少ない作目に関しては、地域外の農業者の技術指導を受ける会社がある。

##### (c) 資金の調達

「参入時の課題調査」で3番目に多くあげられたのは「資金の調達」の問題である。「農業参入の制度に対する意見・要望」で最も多かったのは、公的な制度融資の拡充であり、16社が要望している。

参入時の企業の対応としては「本業である建設部門の資金の利用」が7社と多かった。これは、建設会社は農業の制度融資の対象にならないため、自己の資金を出した企業が多かったのが理由と思われる。建設会社でも、別に農業生産法人を設立すれば制度融資の対象となり、アンケート調査でも2社が参入時に制度融資を利用したと回答している。

資金の調達が課題になっているのは、公共事業の縮小と共に、地方の建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資本が減少し、民間金融機関からの借入が難しくなりつつあるためと思われる。参入後の課題として、「建設業の落ち込みが予想以上に大きい」と答える企業が11社あることにも示されている。そのため、農業の制度融資を農業に参入する企業に拡充することを求める意見が多い。

#### (d) 業習慣の相違

農業参入時にどのような課題があったかの回答に対し、「既存農家・JA（農業協同組合）などの地元との調整」が課題と答えた企業が3社あった。参入時における企業の対応としては、「既存農家と競合関係にならない栽培作目を選定」「農地の取得において地元の既存農家との合意形成に苦労」がある。参入後の対応としては、「水路管理等、地域の共同作業に協力」がある。地元の農家や農業団体との協力関係を築くことに努力する建設会社があることがわかる。

#### (e) 制度上の課題

農業参入の制度に対する意見・要望において多かったのは、1番が「参入時における制度融資の拡充」、2番が「販路開拓に関する支援」である。3番は、「建設業の経営事項審査への配慮」であり、農業に参入したことで負債が増して経営事項審査の評価が下がり、公共事業の入札で不利にならないよう求めている。

4番以降は、「農用地取得に関する制度（農地法）の見直し」、「農業生産法人設立要件の緩和」、「農作業受託の企業にも農業融資を」、「都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し」「特定法人の要件緩和」が続いている。企業の農業参入が認められたとはいえ、制約条件が厳しすぎるので、より自由に農業に参入させて欲しいという要望が強いことがわかる。

この他に行政に対する要望として、「参入後の継続的な助成」「参入の総合的な窓口がほしい」「補助金の窓口をJA（農業協同組合）ではなく行政が行うべきである」「遊休地の利活用のための制度創設」の意見がある。



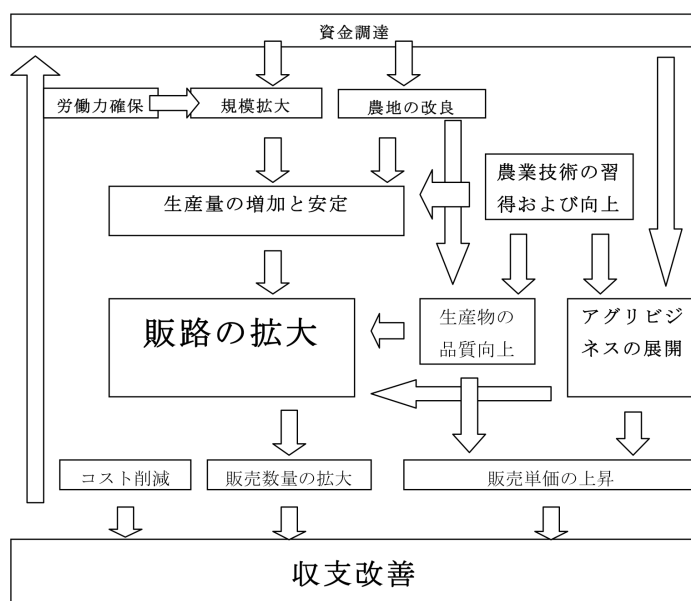
### 4-3 建設業の農業参入における課題と対策

#### 4-3-1 建設業の農業参入における課題の対策

ヒアリング調査とアンケート調査の結果から、建設会社の農業参入には課題が多いことがわかった。販路開拓の難しさ、技術習得における問題、資金の調達、制度上の参入障壁等、さまざまな課題がある。

これらの課題の関係を考察して、図 4-3-1 に「農業参入における各課題の相関図」を示す。この図は、表 4-2-5～4-2-9 に示した課題と対応策をもとに、各課題の克服により、最終目的である「収支改善」が達成されると考えられる経路を矢印で表している。また、各課題の関係性をより分かりやすくするために、その過程で達成されると思われる項目を追加した。

図 4-3-1 をみると、ある課題とその他の課題が多く矢印で接続されていることが分かり、課題の克服までの道のりは複雑といえる。建設業の農業参入において、数多くの課題は複合的に存在している。そのために、課題の一つを単独に解決していくのではなく、複合的に解決を図る必要があると思われる。そのため、参入企業の支援を行政が行う場合には、より包括的な施策を講じていくことが重要であると思われる。



注：太字は回答企業によって挙げられた課題を示し、フォントの大きさは課題の重要性を示す。  
矢印は、始点の課題の克服により、終点の課題が達成されることを示す。

図 4-3-1 農業参入における各課題の相関図

次に、「事業性の確保」「技術・ノウハウの習得」「資金の確保」「業習慣の相違」「制度上の課題」の5分類において、課題に対する対応策を考察して述べる。

#### (a) 「事業性の確保」に関する対策について

農業参入の調査の結果、農業の採算をとることの難しさを課題とする企業が多かった。農業参入した企業の多くは赤字経営である。一方で、工程管理を使った分散農地の耕作、建設業の機械力や農場の整備力を活かして事業性を確保しようとする事例もある。

過疎地の主要産業である農業と建設業がそろって低迷することは、過疎地の低迷につながる。課題は多いものの、地方建設会社の農業参入には、機械化、規模拡大や生産性向上が期待されている。そのため、建設業の農業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的な技術支援・販路開拓支援が一つの対策になると思われる。

ただし、参入当初の公的支援が、農業の自立につながる事が重要である。農業の場合、各企業が、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売へのビジネス展開に向けて努力を続けることが重要といえる。さらに、過疎の建設会社は販路開拓に不慣れな企業が多いため、食品・流通・小売業との連携も重要になると思われる。

#### (b) 「技術・ノウハウの習得」に関する対策について

多くの企業が、農業における技術、ノウハウの習得が課題と述べている。農業では、栽培技術の習得レベルが、農産物の品質、単価、生産量の安定など、農業経営に直接的に関わっている。

農業では、個人就業者に対する公的な講習や実技指導は充実しているものの、企業向けの講習はほとんどなく、その充実が対応策の一つと思われる。

農業技術の習得は、栽培品目、気候・土壌条件によって異なり、マニュアルどおりにいかないため、実務指導を受けることが必要と思われる。そのため、地域の農家、地域のJA職員、都道府県の普及指導員などの技術支援を受けられる体制づくりが望ましい。ただ、地域であまり栽培されてこなかった作目については、農業コンサルタント、地域外の農業経営者、農業施設の専門家の指導を紹介する事が必要になると思われる。

#### (c) 「資金の調達」に関する対策について

公共事業の縮小と共に、地方の建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資本が減少し、民間金融機関からの借入が難しくなりつつある。そのため、農業参入にあたり、制度融資を利用したい企業は多いが、建設会社は、農業向けの制度融資の対象外であるという課題が指摘されている。

農業では、農地取得にかかる費用や機械・施設の導入資金が必要になる。企業の農業参入を進める場合には、農業の制度融資や補助金の対象を、「農業者」だけでなく、農業に第一歩を踏み出す企業、農作業受託や施設栽培などを営む農外企業にも広げることが必要になると思われる。

建設会社が農業生産法人を別途設立し、認定農業者に認められれば、制度融資や公的支援を受けることができるが、農業生産法人の設立のための要件が厳しく、煩雑な手続きが必要となるので、法人設立や手続に関する公的支援も必要と思われる。

**(d) 「業習慣（業種毎の習慣）」に関する対策について**

建設業の農業参入では、地元農家や農業団体との協力関係の構築が課題となっている。

農業参入時には、栽培作目の選定について地元農家との競合関係を調整することや農地の取得において地元農家の事前合意を得ること、参入後は水路管理などの地域の共同作業に協力することで、地元の農家との協力関係を築くことが必要と思われる。

高齢農業や担い手不足を補完する農作業代行や、耕作放棄地の再生などにより、地元農家、にとっても良い面があることを、参入する建設会社が示すことが重要と思われる。

**(e) 「制度上の課題」に関する対策について**

企業が農業に参入する場合、農地法により企業が農地を所有することができないなど、制度による参入障壁がある。市町村を介して農地を借りる特定法人の創設で、規制は緩和されつつあるが障壁は残っている。

建設業の農業参入を促進する場合には、農業生産法人や特定法人の要件緩和などの参入障壁の低減が必要と思われる。

#### 4-3-2 建設業の農業参入における制度上の課題と対策

本節では、4-1のヒアリング調査、4-2のアンケート調査において抽出された農業参入時の制度に関わる課題のうち、見直しの要望が多かった「農業法人に関する制度」「農地に関する制度」「農業の制度融資と補助事業」を対象に、その対応策を検討して述べる。

##### 1) 農業法人に関する制度

###### (1) 特定法人貸付事業

(課題)

- a. 市町村が、農地を貸し出せる対象区域を、基本構想で指定する事が前提となるが、企業の農業参入に消極的な市町村の場合、対象区域の指定自体が進んでいない。
- b. 「耕作放棄地、または将来耕作放棄地になると予想される農地が相当量存在する地域」が参入対象地域なので、条件の悪い農地が貸し出されがちである。
- c. 「常時農作業に従事する役員が一人以上」という役員要件の充足が難しい。
- d. 市町村・農業委員会・農業団体等のなかには、企業に対して農地貸付することに慎重な態度をとる者がいる。従来の農業団体（JA等）と参入企業とは、生産調整や農産物の流通等をめぐり、利害が対立する場合もある。
- e. 農地を貸し付ける農家は、一般的に農地に対する思い入れがあり、長期間の賃貸借契約を避ける傾向がある。また短期契約では、企業が農地改良への投資を控える傾向がある。
- f. 特定法人で農業参入した建設会社から、農地を農家から直接借りたいという要望がある。
- g. 少数ながら、「農地を借入れるより、購入したい」という企業もいる。

(想定される対応策)

- ① 原則として参入区域を限定せず、市町村全域とする。ただし、地元の集落営農組織、認定農業者との土地利用の事前調整は必要である。
- ② 農作業従事に関する役員要件を設けず、事後的な調査で、営農状況を確認する。
- ③ 事業の窓口となる市町村を都道府県が支援する。
- ④ 公的機関が制度の周知・啓発に努める。
- ⑤ 特定法人貸付事業自体を廃止し、農地法を改正し、企業に対する農地の貸出しを解禁する。

①の参入区域を市町村全域にするということに関しては、青森県などの地域では既に行われていることであり、他の都道府県においても検討されるべきと思われる。

②の役員に農作業を義務付ける役員要件に関しては、農業のビジネス化を進めるために緩和されるべきと思われる。しかし、農地を貸借したものの、耕作されずに放置されることがないように、事後チェックは必要であると思われる。

③に関しては、市町村が企業参入に積極的でない理由として、専門家不足ということが考えられるため、都道府県が人的な支援をしていく必要があると思われる。

なお、①から④は特定法人の修正策であるが、抜本的な対応策としては、⑤の農地法の改正も重要な方向である。特定法人による実績を調査して、農外企業に対する貸出しで重

大な問題が生じなければ、農地法を改正し、企業に対する農地の貸借を許可することも選択の一つと思われる。

企業による農地の売買の解禁についての検討は、農地の貸借の解禁から始めて、状況をみながら進めていくのが良いと思われる。

(期待される効果)

- イ. 企業参入の促進
- ロ. 遊休農地の解消
- ハ. 多様な農業経営体の創出

## (2) 農業生産法人制度

(課題)

a. 事業要件（農業関連事業が売上の過半を占めること）、構成員要件（農外者の議決権・出資が4分の1未満まで。法人が認定農業者の指定を受けた時は2分の1未満まで）、業務執行要件（常時、農業に従事する構成員が業務執行役員の過半）を充足することが難しい。

(想定される対応策)

- ① 総売上に対する農業関連事業の売上が占める割合の上限を引き下げる。
- ② 農業関連事業の定義をさらに拡大する。
- ③ 農外者の出資上限を引き上げる。
- ④ 金融機関が農業生産法人に出資できるようにする。
- ⑤ 役員の農作業従事日数に関する要件を緩和もしくは廃止する。

農業生産法人制度に関しては、本調査においても設立要件の充足が難しく、制度改正に関する回答が多く寄せられた。特に業務執行役員要件における、役員の農作業従事日数に義務づけを設けることは、特定法人の役員要件と同様、企業における労働と経営の分離の観点から見て、法人経営のメリットを損なわせている面があると思われる。また、出資制限については、農外分野から農業分野への出資促進の妨げとなっている面もあると思われる。また、農業の大規模なビジネス展開を図る場合には、多額の投資が必要となる場合もある。現在は禁止されているが、地域金融機関による出資も検討する必要があると思われる。

(期待される効果)

- イ. アグリビジネス（加工・販売・外食）の展開
- ロ. 企業参入の促進
- ハ. 企業の経営力を活かした農業の展開

## 2) 農地に関する制度

(1) 土地利用規制に関する制度の見直し

(課題)

a. 土地利用に関する制度として、農業振興地域の整備に関する法律と都市計画法があるが、そ

それぞれのゾーニングの整合性がとれていない。

b. 農産品等の加工・販売施設、農業の体験施設等を農地に建てるできない。

(想定される対応策)

①土地利用規制に関する制度を一本化する。

②土地利用区域が数十年前に設定されたままの地域も多く、そのような土地利用計画を抜本的に見直し、優良農地のゾーニングを再度行う。

③現在、農地の上には、農機具小屋などの農業関連施設は建てることできる。その農業関連施設の定義の範囲を、農産物の加工、販売施設等まで拡大する。

①については、都市計画法が国土交通省、農業振興地域の整備に関する法律が農林水産省と所轄が分かれているため、両省の業務所掌の縦割りを超える必要があると思われる。

農産品等の加工・販売施設、農業の体験施設等の農地上の設置に関しては、農業の振興と農業のビジネス展開を進める目的であれば許可されるのが妥当と思われる。

(期待される効果)

イ. 土地利用の見直しによる地域活性化、優良農地の確保

ロ. 企業体のアグリビジネスへの進出。農業のビジネス化。グリーンツーリズムの進展

### 3) 農業の制度融資と補助事業

(1) 制度融資を利用した資金調達

(課題)

a. 認定農業者でなければ、主要な制度融資の対象にならない。経営体育成強化資金は、認定農業者でなくても借入れが可能であるが、農業粗収益が1000万円以上でなければならない。

b. 建設会社として農業参入した場合、中小企業の制度融資を受けにくくなることもある。建設分野で公的な融資を受けようとする際に、信用保証協会から農業部門への資金流用を懸念されるため、本業部門と農業部門の会計を切り離すように指導される。

(想定される対応策)

①制度融資の貸付対象者の条件緩和（特定法人や農外企業も対象に加える。農業粗収益の条件を緩和）

②農林業系制度融資と、中小企業向け公的融資の一本化

③民間地域金融機関の農業融資への参入促進

①は、2007年度から、認定農業者以外の経営体に対する制度融資の貸付枠が拡大される見込みである。②は農林水産省と経済産業省の公的融資制度の合体化を意味するので、相当な困難が予想される。③は、民間金融機関が農業融資に関するノウハウをどのように育てていくかが課題であると思われる。

(期待される効果)

イ. 参入企業の経営の早期安定

ロ. 企業経営の投資環境の改善

## (2) 補助事業

### (課題)

- a. 補助事業の対象者の条件が農業者に限られ、特定法人や農外企業は対象にならない。
- b. 農業に関わる制度変更を、市町村・農業委員会がよく知らない例が見受けられる。
- c. 共同利用施設・機械を導入する際の補助金など、農業協同組合が実質的な窓口になっている補助金がある。参入企業が農業協同組合を使わず、独自の販路開拓をしている場合、補助金の申請手続きが円滑に進まないことがある。

### (想定される対応策)

- ① 補助事業の対象に特定法人および一定規模以上の農業を行う農外企業を追加する。
- ② 補助事業等の制度変更を市町村等に対し周知徹底する。
- ③ 補助金申請に関わる自治体の窓口機能を強化する。
  - ①は、2007年度から、特定法人を農業の補助事業の対象に加えることが検討されている。特定法人だけでなく、農業を営む農外企業も対象に加えることを検討する必要があるとされる。②の市町村への周知は、政策の実効性を高める上で必要と思われる。③は農業協同組合を通さずに自治体の窓口で補助金申請を円滑に進めるために必要と思われる。

### (期待される効果)

- イ. 初期投資の負担軽減による経営の早期安定
- ロ. 農業に関わる制度改革の円滑な実施
- ハ. 企業など新しい担い手の参入促進

これまで、建設業の農業参入における制度上の課題と対策について考察して述べてきたが、その一つの根本的な要因は、日本の産業政策が、「農業」と「農業以外の産業」に区別されて、縦割りで行われていることであると思われる。建設会社が参入する場合、別法人で農業生産法人を設立することにより「農業者に認められる」か、農外企業のままで参入し「農業者として認められない」かにより、大きな違いがでてくる。一般的に、「農業者に認められる」形態の方が公的な補助や融資や支援は受けやすいものの、様々な制約があるために、企業としてビジネス展開を行っていく。

建設業の農業参入を進める場合には、参入企業への制度融資の対象拡大が重要であり、農業生産法人や特定法人の要件緩和による参入障壁の低減も必要であると思われる。

#### 4-4 小括

4章で得られた結論について、ここにまとめる。

##### 【建設業の農業参入におけるヒアリング調査】

3章の農業参入40事例の調査を踏まえて、農業に参入した6社の建設会社に対し、農業参入の概況や課題についてヒアリング調査を行った。その結果、『販路の拡大』『作付作目の選択』『収支の改善』『生産の安定化』『労働力の確保』『農業技術の習得』『参入資金の確保』『資金調達』『地元（農家、JA等）との調整』『農地取得の難しさ』『参入手続』『その他の制度上の問題』の12項目の課題があがった。これらを分類して(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣の相違、(e)制度上の課題にまとめて述べた。

##### 【建設業の農業参入におけるアンケート調査】

農業に参入した建設会社を対象にアンケート調査を実施し、31社から回答を得た。事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達が重要な課題となっており、業習慣の相違、制度上の課題にも課題が存在することがわかった。

一方で、建設業の機械力や基盤整備力により農業が改善する可能性が一部に見られる。制度の見直しや公的支援に対する要望も多い。対象企業数が限られているため、建設業の農業参入の全体を把握したとはいえないが、一般的な課題を抽出することができたと思われる。

##### 【建設業の農業参入における課題と対策】

建設業の農業参入を進める場合には、技術習得・販路開拓・参入手続に関する参入時の公的支援、参入企業への制度融資の対象拡大が重要であり、農業生産法人や特定法人の要件緩和による参入障壁の低減も必要である。ただし、参入当初の公的支援が、農業の自立につながる事が重要である。農業参入した企業が、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売へのビジネス展開に向けて自助努力を続けることが重要といえる。過疎の建設会社は販路開拓に不慣れな企業が多いため、食品・流通・小売業との連携が重要になると思われる。



## 第5章 建設業の林業参入の現状

### 5-1 林業の現状

日本は国土の67%が森林であり、森林占有率において、OECD加盟先進国のなかでフィンランドに次ぐ有数の森林国である。地球温暖化防止等の公益的機能を発揮する健全な森林を育成するために、木材産業が求める国産材原木を安定的に供給するために、日本の林業が持続的な生産活動と森林整備を実施していくことが重要である。しかし、長期にわたる木材価格の低迷、間伐が適切に行われていない森林の多さ、林業就業者の減少・高齢化など、林業を取り巻く状況は厳しい。このような林業の現状について文献調査を行い、次に述べる。(2008年12月時点)

#### 1) 日本の森林の状況

図5-1-1に示すように、日本の国土面積の3779万haのうち森林面積は2512万haであり、森林が国土の67%を占めている。図5-1-2の森林の所有形態をみると、個人や会社等が所有する私有林が58%、国が所有する国有林が31%、自治体等が所有する公有林が11%である。図5-1-3に示すように、人工林の割合は、国有林の31%に対し私有林では46%となっており、私有林の方が、人為的な作業をより必要とする人工林を多く含んでいる。一方、国有林には山岳地帯や奥地が含まれることが多く、天然林の割合が高くなっている。

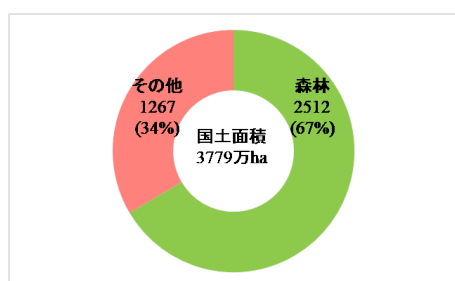


図5-1-1 日本の森林面積(2005年)

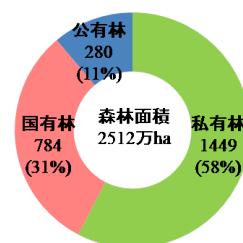


図5-1-2 森林の所有形態別面積(2005年)

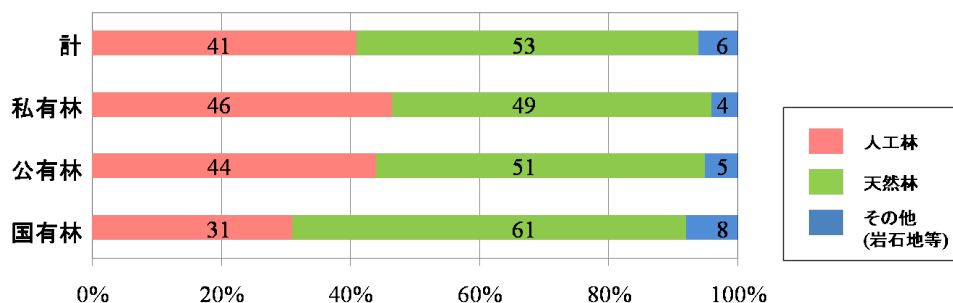


図5-1-3 森林の人工林・天然林割合(2005年)

出所 林野庁 平成19年度森林・林業白書<sup>文献39</sup>

林野庁業務資料より作成

私有林における森林整備は、伐採方法や伐採後の植栽方法に制約がある保安林を除き、市町村の森林整備計画に適合した形で行われることになっている。ただし、森林整備を実施するかどうかは、森林所有者の自主的な判断に委ねられており、整備せずに放置しても罰則はない。

保安林は、伐採方法に制約があるものの、固定資産税や相続税の軽減などの税制上の優遇措置がある。森林所有者の林業への関心が低いこともあり、保安林の指定は年々増加しており、2006年時点で全国の森林面積の半数弱の約1200万haが保安林に指定されている。

図5-1-4は日本の森林資源の推移を示したものである。日本の森林面積は、約2500万ha程度と一定を保っている一方で、森林蓄積量は、1995年の3483百万m<sup>3</sup>から2005年の4341百万m<sup>3</sup>へと、毎年平均で8580万m<sup>3</sup>増加を続けている。2005年の森林蓄積量は1966年の1887百万m<sup>3</sup>の2.3倍になっている。この中でも人工林の蓄積の増加が大きい。

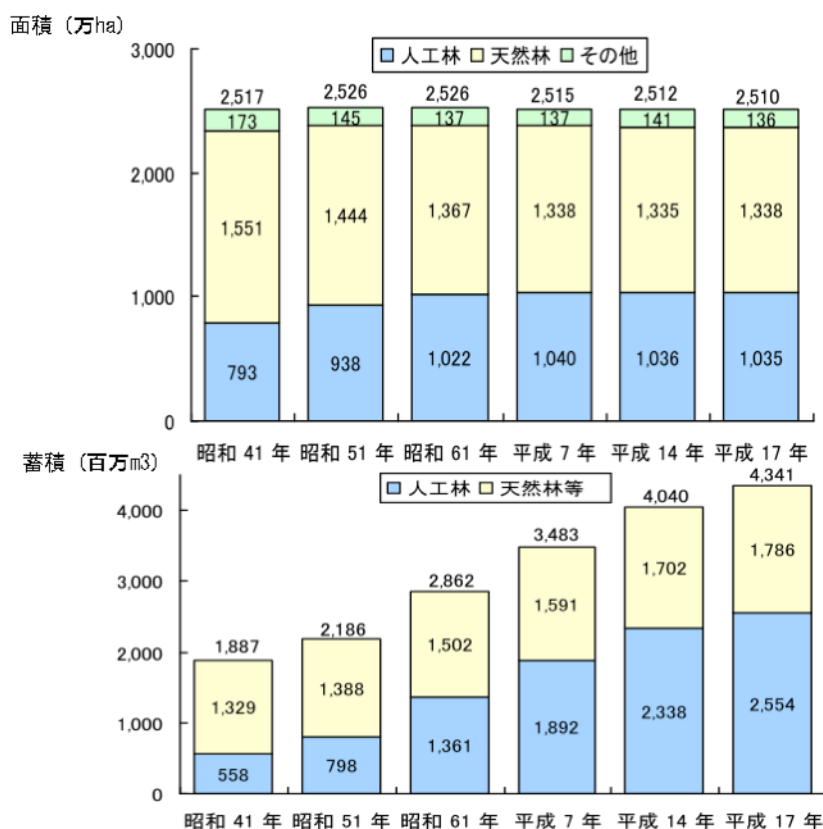


図5-1-4 我が国の森林面積と森林蓄積量の推移

出所 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」平成18年  
林野庁業務資料より作成

人工林には、戦後の緑化事業で新植されたスギ、ヒノキ、カラマツなどの針葉樹林が多い。図 5-1-5 のように、育成林全体の約 6 割が、林齢 16 年から 45 年までの通常間伐の必要な森林となっている。しかし、現状ではコスト面などから適切な間伐が行われない森林が多く、また間伐を行っても、その多くは伐捨間伐（きりすてかんばつ：間伐材を森林に残す方法）である。間伐が適切に行われないことによる木のもやし状化等による森林の劣化や、土砂崩れや流木による災害が課題になっている。

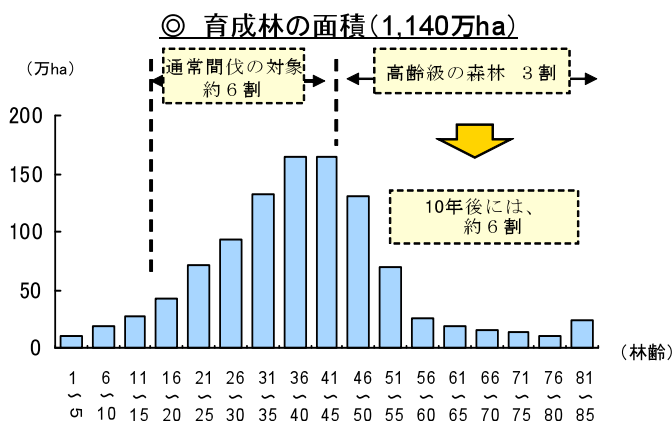


図 5-1-5 育成林の林齢別面積 (2005 年)

出所 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」平成 18 年  
林野庁業務資料より作成

## 2) 林業就業者

林業就業者は、図 5-1-6 のように、林業の停滞を反映して年々減少しており、2005 年は 4.7 万人を下回り、1965 年の 26 万人に比べて約 5 分の 1 以下となっている。また、高齢化も進行しており、2005 年の全産業の高齢化率が 9%であるのに対し、林業は 26%と高い状況にある。このため、労働力の維持のみならず、技術の継承も難しくなりつつある。

現在、戦後に植林された森林が成熟し、利用段階を迎えており、これからは伐捨間伐（間伐材を森林に残す方法）から利用間伐（間伐材を搬出して利用する方法）に移行して、国産材の安定供給を実現することがめざされている。また、国内には整備が進んでいない広大な森林があり、その再生が課題になっている。利用間伐は伐捨間伐よりも手数がかかるため、作業道整備と機械化を進めると共に、林業就業者を増やす政策が検討されている。

林業就業者を取り巻く状況は厳しいものの、森林資源を将来に引き継いでいくためにも、林業就業者を積極的に確保し、森林に関わる技術を継承していくことが重要とされている。

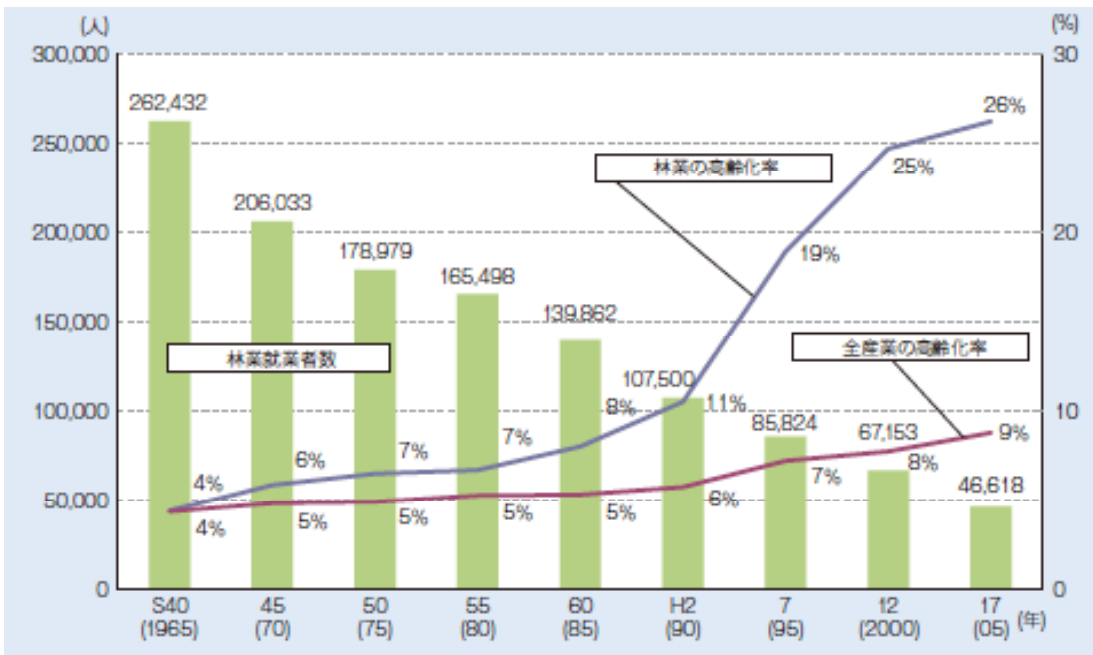


図 5-1-6 林業就業者数および高齢化率の推移  
出所 平成 17 年国勢調査

### 3) 林業経営体

わが国には「林家」が約 92 万戸ある。「林家」とは、1ha 以上の山林面積を保有する世帯のことである。図 5-1-7 の保有山林面積の規模別に林家の内訳をみると、保有山林面積が 5ha 未満の林家が 75%を占めており、小規模の林家が多いことが分かる。

ここで、「林家」とは「農家」とは異なり、必ずしも林業を家業とする世帯を指すのではなく、基本的には山林を保有する世帯のことを意味する。日本では農地法で、「農地の所有者は耕作者だけ」と規定されているため、「農地を保有する世帯は農業を家業とする農家」になるが、山林にはこのような規定はない。林家の一部には、山林を所有し、家業として林業経営を行う者もいる。

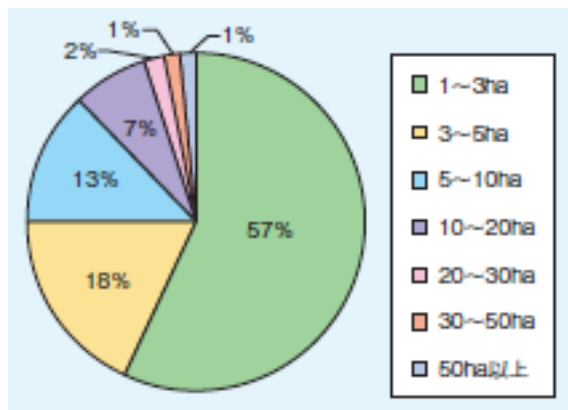


図 5-1-7 林家の保有する山林の規模 (2005 年)  
(全林家数は 919833 戸) 出所 2005 年農林業センサス

林業を経営する者は、次に述べる「林業経営体」、林業の施業を行うものは「林業事業体」(5-2-2で後述)とよぶ。また、森林所有者の協同組織が「森林組合」であり、小規模森林所有者の森林を取りまとめ、所有者に代わって森林の整備や管理を行っている。

「林業経営体」とは、単なる森林所有者ではなく林業の経営者である。その定義は、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木購入により200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者と農林水産省では定義している。

図5-1-8に示すように林業経営体の総数は19.8万であり、保有山林面積の総計は579万haである。林業経営体の63%が、保有山林面積10ha未満の小規模林業経営体である。一方で、保有山林面積500ha以上の大規模な林業経営体は、その数は1%と少ないものの、保有山林面積の48%を保有している。日本の林業経営体は、多数の小規模所有者と少数の大規模所有者により構成されている。これは、林業において、戦後に農地改革に相当する改革が行われなかったためと思われる。

林業経営体の組織形態としては、林業経営体の95%は「法人でない経営体」が占め、4%が法人経営、1%が地方公共団体・財産区である。林業経営体の大部分は家族経営である。

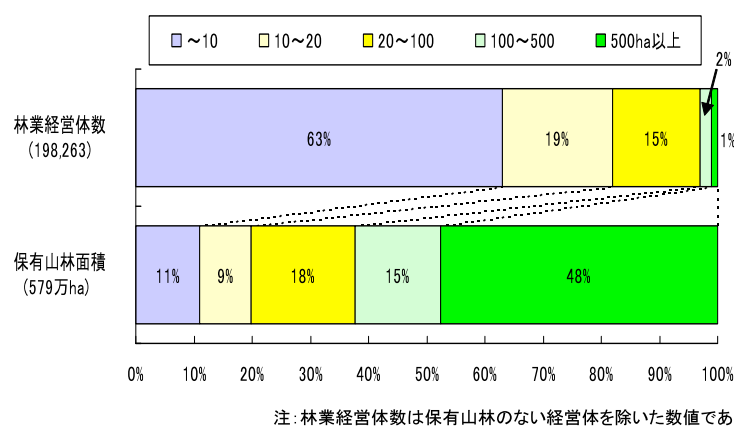


図5-1-8 保有山林面積規模別林業経営体 出所 2005年農林業センサス

低価格の外材輸入による木材価格の下落で、国内の林業経営の所得水準は低い状況にある。農林水産省の林業経営統計調査によると、2007年度の家族林業経営1戸あたりの1年間の林業粗収益は190万円、林業経営費は161万円であり、林業粗収益から林業経営費を引いた年間林業所得は平均で29万円であり、多くの森林所有者にとって森林からの収入は副次的なものとなっている。

この調査の対象になった「家族林業経営」は、保有山林面積が50ha以上で林木に係る施業(育林、伐採および素材生産)を行っている家族林業経営、又は保有山林面積が20ha以上50ha未満で、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上の家族林業経営である。

#### 4) 自由化の進んだ木材国際市場と外材の供給に関わる懸念

低価格の外国産木材の輸入により林業経営が低迷していることを述べたが、その背景には、高い関税で保護されている農産物と異なり、林産物には関税がほとんどかけられていないという実態がある。

この契機となったのは、1964年に行われた日本の林産物貿易の自由化である。この時、林産物の関税は、丸太0%、製材0%~10%、合板20%、集成材20%になった。当時、日本は拡大造林を行っていた段階で、戦後の木材需要の増加に対して、木材供給が不足していたためといわれている。

その後、国際貿易交渉で、少しずつ製材、合板、集成材の関税率が下げられてきた。現在の関税水準、丸太0%、製材0%~6%、合板6%~10%、集成材6%は、1993年のウルグアイラウンド（UR交渉）で決定したものである。また、紙製品関係についても、UR交渉の際に、木材チップやパルプは0%、紙製品は2004年までに0%とすることが決定された。

1964年の林産物貿易の自由化は、その当時の国内の木材需要の充足には寄与したものの、1985年のプラザ合意以降の円高の進行とともに、国産材の競争力が低下し、日本の林業を衰退させることとなった。すなわち、日本の森林から木を伐り出すコストよりも、海外から船で木を運ぶコストのほうが安いという状況となり、国内林業が衰退した。

ただし、近年の環境問題や違法伐採問題などで、海外からの木材供給に変化が生じてきた。木材輸出国側において、丸太輸出規制、輸出税の増税の動きがでてきた。

丸太の輸出規制においては、米国では1990年に西経100度以西の連邦林・州有林の丸太輸出禁止、カナダは1994年に許可制の導入、インドネシアは1985年に丸太の輸出禁止、マレーシアは1993年に丸太輸出に制限枠を設定した。

これらの国々の丸太輸出の規制により、近年はロシアや北欧からの丸太輸入が増えた。しかし、現在、ロシアは、森林環境保全のために、2007年までは6.5%であった丸太の輸出税を、2008年4月に25%に引き上げ、今後は80%にまで上げる方針を表明している。ロシアからの木材輸入量は2007年までは404万 $m^3$ であったが、ロシア材供給の不安定さに対する懸念から、2008年1月~6月のロシアからの木材輸入量は109万 $m^3$ に激減している。国内の製材・合板メーカー等の中には、国産材への切り替えの準備を進める動きもある。

新興国の木材輸入量の増加もあり、中長期的には木材需給の逼迫が予想されている。このような状況を受け、日本の豊富な森林資源から木材を計画的に安定供給する仕組みが必要とされている。

#### 5) 木材自給率

わが国の森林の蓄積量は、図5-1-4に示したように、1966年の18.9億 $m^3$ から2005年には43.4億 $m^3$ に達している。現在の生育量は年間平均8,500万 $m^3$ であり、2005年の木材消費量の8,586万 $m^3$ に匹敵している。しかし、図5-1-9のように、国内の木材生産量は1,800万 $m^3$ で、木材自給率は2割にすぎず、国内には間伐されずに放置される森林が多い。これまで述べたように、自由貿易で木材が取引きされており、円高により国産材が競争力を失ったことも大きな要因と

なっている。

一方、世界森林資源評価 2005 によれば、世界では毎年 730 万 ha、5 年間で日本の国土面積に相当する森林が減少している。農地への転用、焼き畑の増加、薪炭材の過剰摂取、森林火災、違法伐採などによるものである。日本に輸入される木材のなかには、違法伐採によるものもある。

世界の森林の減少は、CO<sub>2</sub>の増加、生物多様性の損失、砂漠化などの地球環境の悪化をもたらすとともに、中長期的な国際木材需給の逼迫につながる。

違法伐採された木材の輸入を制限するとともに、日本の森林整備を進め、国産材の供給を増やす必要がある。

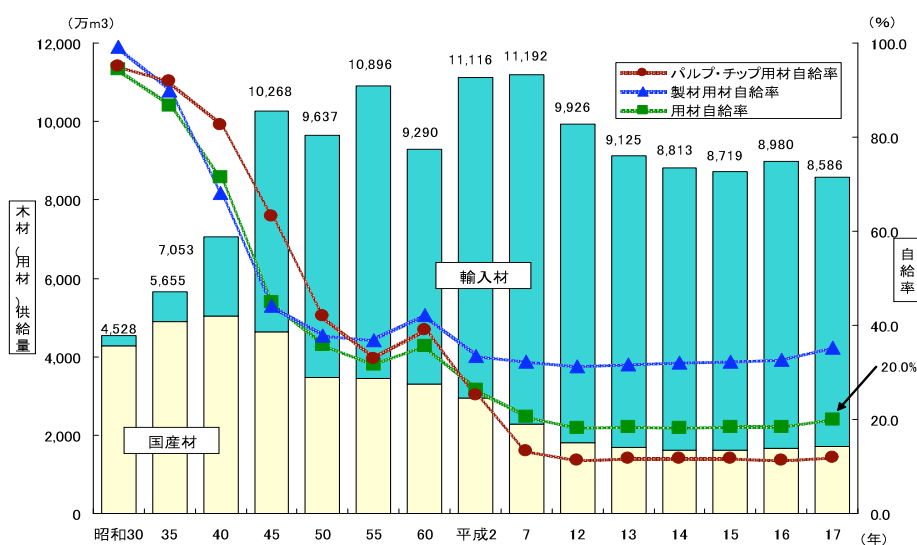


図 5-1-9 わが国の木材（用材）供給量の推移  
出所 林野庁 平成 18 年「木材需給表」

## 6) 路網整備の不足

戦後の拡大造林政策で植えられた森林も 40 年、50 年たち、間伐材を搬出して木材として利用しうる「利用間伐」の時期を迎えている。しかし、森林組合の施業実施面積を見ると、図 5-2-3 に示すように、利用間伐の実績は少なく、伐捨間伐の占める割合が大きい。ここで、間伐材が搬出しにくい大きな要因として、作業道の未整備があげられる。

図 5-1-10 のように、日本の 1ha あたりの平均路網密度は約 16m であり、林業が自立しているオーストリアの 87m、ドイツの 118m と比較して少ない。日本の路網整備が遅れているのは、急斜面が多いからという説もあるが、アルプスを擁し急な斜面が多いオーストリアでも路網整備が進んでいる状況を踏まえると、日本の森林において路網整備が進んでいないことがわかる。このような状況では、林業機械が使えず、間伐材の搬出も困難である。

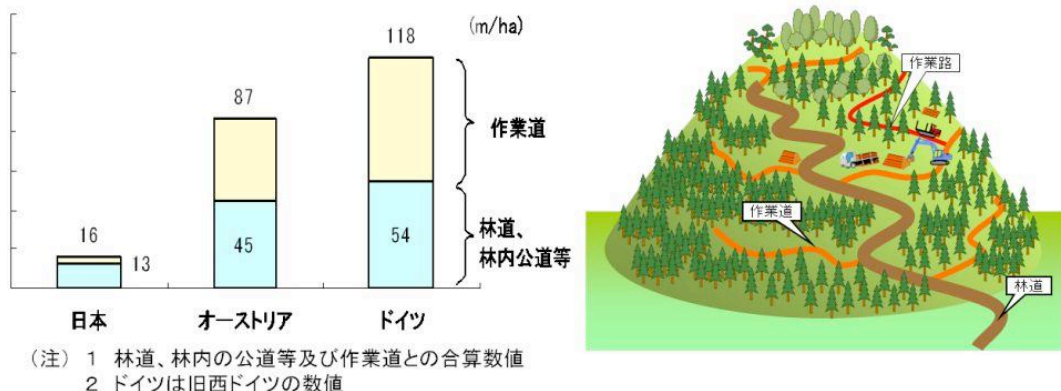


図 5-1-10 林内の路網密度の比較 (2005年)

出所 林野庁「路網整備の考え方について」平成 18 年、林野庁業務資料より作成

## 7) 団地化の重要性とその停滞状況

林業の生産性を向上させるためには、分散した小さな林地を団地化して大規模化することが重要である。大規模化すれば作業道を山の地形に合った形でいれることができ、作業道ができれば機械の搬入が可能になる。

例えばチェーンソーで伐採した木を、グラップルで集材し、プロセッサで枝払いや玉切りをして、フォワーダーで木材を搬出する。傾斜の急なところでは、タワーヤーダーで架線集材する。このように機械を用いれば、効率よく伐採、玉切り、運搬を行うことができる。また、施業対象地が大規模化されていれば、その作業を順番に連続的に行うことで、木材の安定供給が可能になる。

現在の日本では、図 5-1-7 に示したように、20ha 未満の小規模な森林を保有する林家が、林家全体の 95% を占めており、林地の所有が細分化しているため、路網整備と機械化を進めるためには、林地をまとめて施業する団地化が不可欠である。しかし、2005 年時点で林地の 6 割の地籍が確定しておらず、不在村所有者が約 4 分の 1 を占めているため (表 5-1-1)、団地化の合意形成は容易でないのが現状である。

不在村者の中には、都会でサラリーマンになり、親から林地を相続はしたものの林地の所在や境界がわからない者や、相続を繰り返しているうちに所有者が不明になってしまった者もある。この問題が、団地化を進める上で大きな課題となっている。

表 5-1-1 在村者・不在村者別私有林面積割合の推移

(単位: %)

	昭和55年	平成2年	12年	17年
在村者	81.2	78.2	75.4	75.6
不在村者	18.8	21.8	24.6	24.4
うち県外	7.3	8.6	9.7	9.8

出所 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」平成 18 年。林野庁業務用資料から作成



## 8) 地球温暖化防止と森林整備の状況

京都議定書により定められた温室効果ガス排出量の 6%削減目標の達成に向け、日本は排出削減目標 7410 万炭素トンのうち、4767 万炭素トン（基準年総排出比 3.8%相当）を森林による二酸化炭素吸収により確保することとしている。しかし、2006 年度の温室効果ガスの総排出量は速報値（2007 年 11 月公表）によると基準年総排出量を 6.4%上回っており、6%の削減約束を達成するには、森林吸収源対策と京都メカニズムが計画どおり進められたとしても、さらに 7.0%の排出削減が必要となっている（図 5-1-11）。

森林吸収分の 4767 万炭素トンを実現するためには、林野庁の試算では、これまでの水準で森林整備が推移した場合、京都議定書に示された森林吸収分が達成できないことが懸念されている。目標達成のためには、2007 年度から 2012 年度までの 6 年間に、さらに追加的な森林整備を行う必要がある。

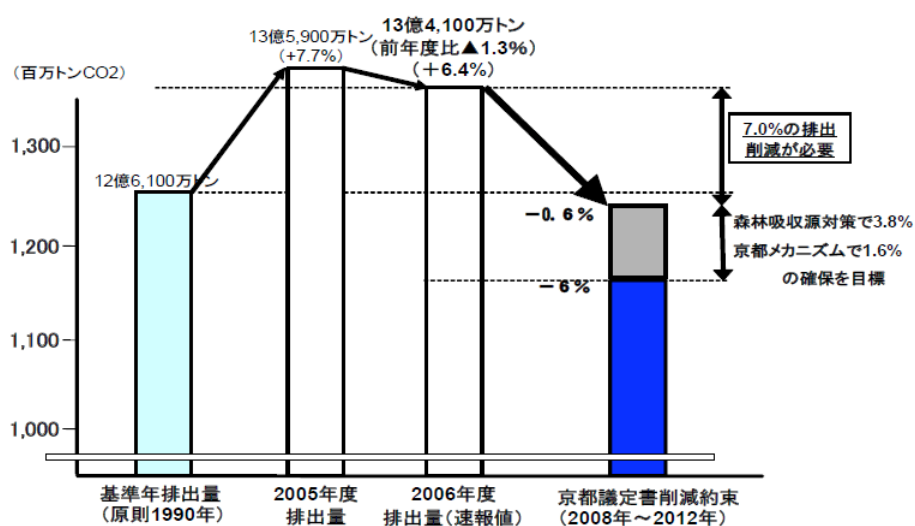


図 5-1-11 2006 年度の日本の温室効果ガス排出量  
出所 環境省「2006 年度温室ガス排出量について」

## 5-2 林業と林業参入に関わる諸制度

本節では、日本の林業に関する制度や仕組み、また他産業から林業に参入しようとした時に関係する制度・規制について述べる。(2008年12月時点)

### 5-2-1 森林計画制度

無秩序・無計画な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き森林資源の減少にもつながる恐れがある。健全な森林を維持・造成するため、計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要がある。このような背景のもと、2001年7月に改正された森林・林業基本法と森林法に基づき、2002年4月に森林計画制度が定められた。これは、国・都道府県・市町村・森林所有者の連携により長期的かつ基本的な森林施業の指針を定める制度である。森林計画制度は、図5-2-1のように、森林計画の規範となる森林・林業基本計画と、それに基づく4種類の森林計画により体系化されている。

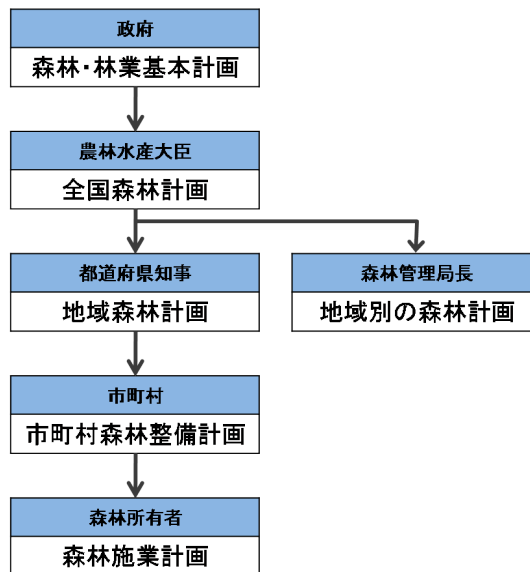


図5-2-1 森林計画制度の体系図

出所 林野庁「森林計画制度／森林計画制度の体系図」

#### 1) 森林・林業基本計画

森林・林業基本計画は、政府が計画的に施策を進めるために、施策の方針と目標を明示する計画のことである。森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、約 5 年毎に作成することとされており、2006 年 9 月、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定された。新たな基本計画においては、国民のニーズに応えた多様で健全な森林への誘導、国民の安全・安心の確保のための治山対策、国産材の利用の拡大を軸とした林業・木材産業の再生を推進していくことが目標とされている。

#### 2) 全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5 年毎に 15 年を一期として立てる計画で、現行の全国森林計画は 2003 年 10 月に策定されたものを、新たな森林・林業基本計画の策定に伴い 2006 年 9 月に変更したものである。森林の整備・保全に対する国の基本的考え方や目標を長期的・広域的な視点から明らかにするものであり、地域森林計画等の規範となる。森林の流域管理の推進を図るため、水系等の自然条件及び森林資源の類似性、行政区画等の社会的経済的条件を勘案して 44 の広域流域ごとに、森林整備及び保全に対する目標、伐採立木材積、造林面積、林道開設量等が定められている。

#### 3) 地域森林計画

地域森林計画とは、都道府県知事が全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(158 計画区)別に 5 年毎に 10 年を一期として立てられる計画である。主な計画事項として、森林の整備・保全に関する事項、伐採立木材積その他の立木竹の伐採に関する事項、造林面積及びその他の造林に関する事項、林道開設、森林施業の合理化、森林の土地の保全、保安施設に関する事項等である。国有林についても、森林管理局長が「国有林の地域別の森林計画」を立てることとなっており、その内容は「地域森林計画」とほぼ同様である。

#### 4) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年毎に 10 年を一期として立てられる計画で、市町村における森林関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定めている。計画事項は、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項をはじめ 12 項目あり、このうち公益的機能に応じた細かな森林施業を推進するため、「公益的機能別施業森林区域」が設定されており、これにより所有者の意向を踏まえながら「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分が行われている。2006 年 4 月時点、1703 市町村で策定されている。

#### 5) 森林施業計画

森林施業計画とは、森林所有者等が所有する森林について自発的に作成する具体的な伐採・造林等の実施に関する 5 年間の計画である。森林所有者等は単独又は共同で森林施業計画を作

成することが可能である。ここでいう「森林所有者等」には、森林所有者と受委託契約により森林所有者に代わって森林の経営を行う森林組合や林業経営体、林業事業体も含まれる。森林施業計画の対象となる森林は、下記の通りである。

- (1) 30ha以上の団地的まとまりのある森林
- (2) 「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用」の区分をまたいでいても(1)の条件を満たせば計画を作成することが可能

(1)と(2)の森林に関して、必要な書類を揃え認定要件を満たすことが認められれば、森林施業計画が認定される。小規模森林でも近隣の森林所有者と合わせて30ha以上まとまった森林が確保できれば共同で計画を立てることが可能である。森林施業計画が認定されその計画に基づき施業が実施されると、税制上の特例措置や森林整備補助事業の優遇、森林整備地域活動支援公布金の交付といった支援措置等を受けることが可能となる。

日本の行政部門が策定する森林計画制度には、政府が定める森林・林業基本計画、農林水産大臣が定める全国森林計画、都道府県知事が定める地域森林計画と森林管理局長（国有林）が定める地域別の森林計画、市町村森林整備計画がある。

ただし、これらの計画には、主に森林整備に関わる目標、林道計画、施業に関わる基準などが示されているが、個別な具体的な施業計画が示されている訳ではない。

市町村には、林務を専門とする職員がいない場合が多く、市町村森林整備計画は、林野庁や都道府県作成による手引き（ひな形）に準じて作成される場合が多い。森林法により、森林所有者等が、森林を伐採する時には、「伐採および伐採後の造林の届出書」を市町村に届け出る必要があると定められている。市町村では、その届出書の可否について、市町村の森林整備計画を用いて、適合するかどうかを判断している。

具体的な施業計画は、森林所有者等が策定する森林施業計画であるが、所有者の自発性に任されており、木材価格の低迷などで施業計画が作成されない森林も多い。また、施業の放棄に対する罰則規定もない。従って、森林計画制度が必ずしも施業の確実な実施につながっているわけではない。

## 5-2-2 森林組合と林業事業体に関わる制度

### 1) 森林組合

森林組合は、森林組合法に基づく森林所有者の協同組織であり、「森林所有者の経済的社会的地位の向上」、「森林生産力の増進」、「森林の保続培養」を目的としている。森林組合は、森林の施業、森林の管理、購買・販売等の経済事業などを行う。森林組合は、小規模森林所有者の森林を取りまとめ、所有者に代わって、植林、下刈り、間伐事業等を実施している。

林野庁では、森林組合の経営基盤の強化のため、1963年に森林組合合併助成法を策定し、合併を推進している。これにより、図5-2-2のように、助成法策定当時（1962年度末）3541であった組合数が、2005年度で846となっており、43年間で4分の1以下に減少している。このうち、「森林組合調査票」を林野庁に提出した842組合中、作業班を有して実際に森林の施業を行っているのは約9割の737組合である。作業班をもたない組合は、外部の林業事業体に施業を委託することが多い。

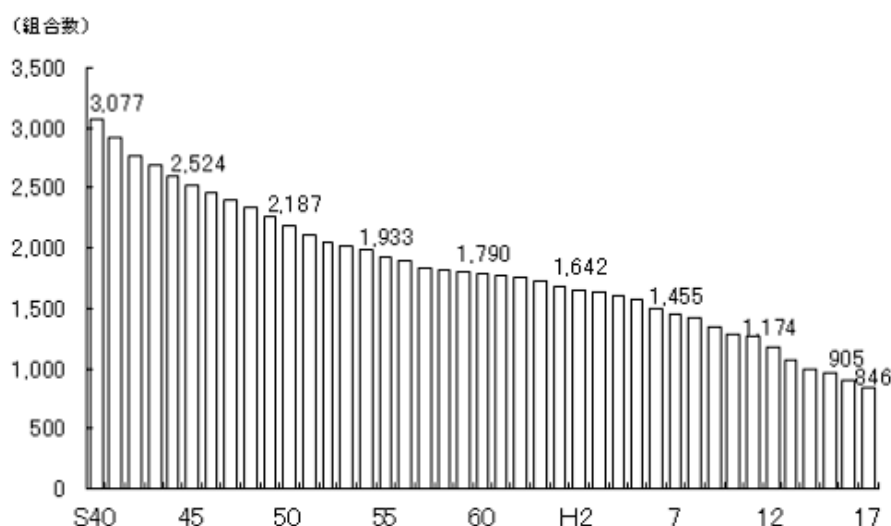


図 5-2-2 森林組合数の推移

出所 林野庁 平成 17 年「森林組合統計」

図 5-2-3 に示すように、林業の長期低迷で、森林組合による施業実施面積の全体量は、年々減少している。その背景には、立木価格が下落したため、森林所有者にとって森林整備にかかる費用が重い負担となっており、森林整備が進みにくい状況がある。

これらの施業は、主に森林組合の作業班によって行われており、作業種別に見ると、伐捨間伐、下刈り、除伐の順に実施量が多い。利用間伐の実施量はまだ少量にとどまっており、間伐された木の多くは森林に放棄されている状況である。

先進的な取組みを行っている京都府の日吉森林組合等は、「今後、森林整備を促進するためには、所有者に対して、『林地を団地化して規模を拡大し、路網整備と機械化を進め、間伐材を搬

出して利用する森林計画』についてのメリットや重要性について説明し、団地化に対する合意を得ることが望ましい」という。そのためには、「利用間伐の収支見込みを算出して森林施業計画を立案し、所有者に提示する取組や、利用間伐を実現するための基盤整備や技術力を向上させていくこと」が必要であるという。

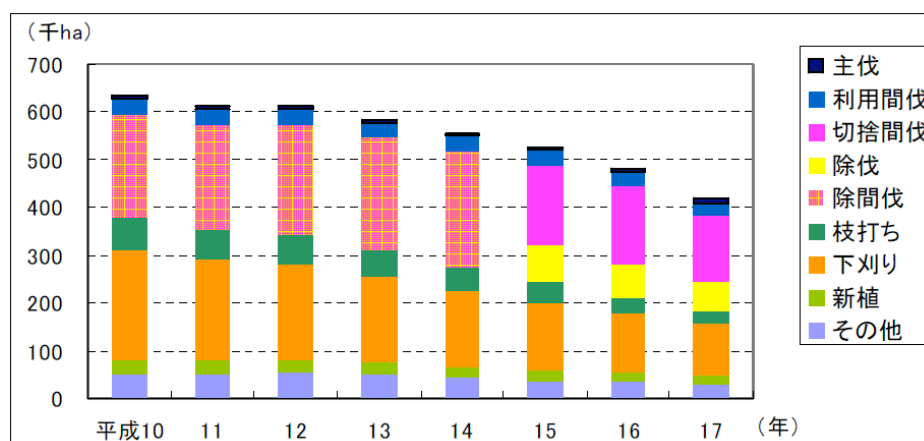


図 5-2-3 森林組合における作業種別の施業実施面積  
出所 林野庁 平成 17 年「森林組合統計」

- ※主伐：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採。
- 間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。
- 利用間伐：伐採した樹木を利用する間伐。
- 切捨間伐\*：伐採した樹木を山中に放置する間伐
- 除伐：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。  
下刈りと間伐の間に数回行う。
- 除間伐：除伐・伐捨間伐を併せた呼称。
- 枝打ち：林内の光環境の改善、良好な景観の保持及び優良材の生産等を図るために、樹木の枝を落とす作業。
- 下刈り：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。
- 新植：苗木を人工により伐採跡地や未立木地に植栽する作業。

\*19 年度白書では「切捨間伐」が使われたが、林野庁は「伐捨間伐」に名称を統一したため、本研究の文章では「伐捨間伐」を使う。

森林組合に対する施業の依頼者は、図 5-2-4 に示すように、地域の個人所有者からの依頼が最も多く、続いて公社（森林公社所有林）、県（県有林）、市町村（市町村林）、公団（森林開発公団所有林）、国（国有林）、財産区（財産区有林）の順である。森林組合が実施する施業の約半分は、組合員以外から受託した施業になっている。このような外部の施業は、「組合員以外が、森林組合を利用する」形になるため、「員外利用」と呼ばれる。

森林組合法には、「組合は組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、員外利用を認める」という制限があり、員外利用が通常 50%を超える場合は、組合法に抵触するというめやすがある。森林組合の作業班のなかには、組合員所有の森林の整備をあまり行わず、国有林や公有林などの森林整備事業を主に行っているものもあり、組合法に抵触するという指摘もある。

図 5-2-4 のタイトルに「新植と保育の依頼者」と書いたが、ここでいう「保育」とは、育成する目的樹種の成長を促すために行う作業の総称であり、成長を促すための下刈り、枝打ち、除間伐、除伐、伐捨間伐の作業を指している。木材の利用を目的とする利用間伐は保育には入らない。

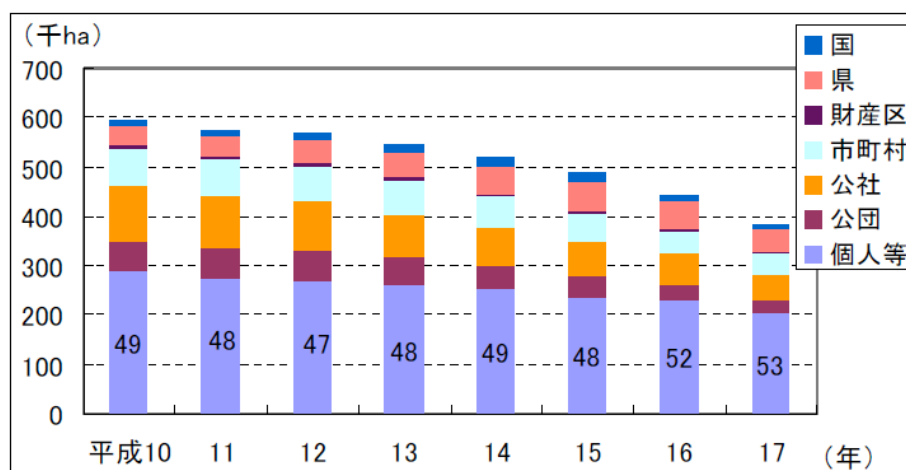


図 5-2-4 森林組合における新植と保育の依頼者別内訳  
出所 林野庁 平成 17 年「森林組合統計」

## 2) 林業事業体

日本における施業の主体は、(1) 森林組合の作業班、(2) 森林施業を主に行う林業事業体、(3) 森林を所有する林業経営体の 3 つに大きく分類することができる。

(1) 森林組合の作業班は、1) で述べた森林組合による施業を主に担っている。(3) 森林を所有する林業経営体は、主に自社林・自家林の施業を自ら行う形態をとっている。

このなかで、建設業が参入しやすい形態は (2) 林業事業体と思われる。新たに森林を取得して林業経営者になる方法もあるが、多額の資金が必要になり容易ではない。従って、本研究における「建設業の林業参入」における「林業」とは、主に「(2) 林業事業体」をさすことにする。

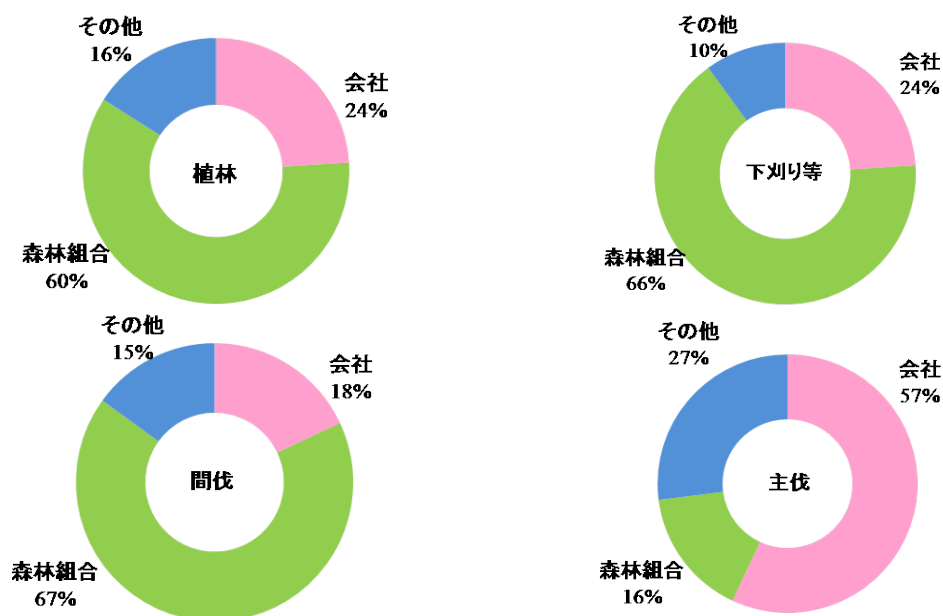
農林水産省の「農林水産関係用語集」の定義によると、「林業事業体」とは「他者からの委託または立木（りゅうぼく：山に立っている木）の購入により、造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など」をさす。林業事業体の作業には、林内作業を行うための作業道整備、伐採跡地の植栽に向けた地拵えも含まれる。

なお、林道や治山事業等の林業土木は、林業事業には含まれない。本研究では林業土木は公共事業に含まれるものとする。林道は恒久的な公共施設であり、作業道は森林所有者がつくる簡易な道である。

2006年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体及び林業事業体の数を2200（2005年度）から2600（2008年度）に増加することが目標とされている。

現在の日本では、小規模な森林所有形態に起因する森林施業の効率の低さが問題となっている。政府は、小規模な林地を団地化して大規模化し、森林施業の効率化を図る方針を出している。また、路網整備と機械化を進める施業のプロとしての林業事業体の育成も重要としている。

図5-2-5は、現在の森林施業の担い手の経営形態を、「会社」、「森林組合」、「その他」に分類したものである。植林・下刈り等の保育や間伐の約7割を「森林組合」が受託し、主伐の約6割を「会社」が受託している。「会社」の形態は林業事業体に多く、林業事業体は主伐の仕事が多いことがわかる。



※会社：株式会社、有限会社、合名・合資会社等

※その他：森林組合と会社を除く経営形態

(地方公共団体、財産区、林業公社、愛林組合、慣行共有、農協等)

図5-2-5 森林施業の経営形態別の受託面積割合

出所 2005年農林業センサス



### 3) 森林整備に関わる補助金の仕組みと課題

私有林における森林整備に関しては、森林所有者等に対する補助金制度がある。森林所有者等とは、森林所有者および森林所有者から委託契約で森林経営を任されたもの（森林組合、林業事業体等）をさす。森林施業計画を市町村に提出して認定されれば、施業に対して補助金が支払われる。なお、森林所有者等は単独又は共同で計画を作成することができる。

この制度により、森林組合の仕事のほとんどが、補助金を受けながら行われる。対象とする作業は、図 5-2-3 に示した間伐、利用間伐、除伐、除間伐、枝打ち、下刈り、新植に加え、伐採跡地の植栽に向けての地拵え、作業路開設等がある。補助率は、国が 50%、地方自治体が 18% の合計 68% を基準とする。

補助金は作業ごとに分けられ、それぞれに要件がついている。都道府県が定める「各作業の標準単価」に補助率を乗じて算出する。標準単価は、樹種や樹齢、間伐方法などにより異なり、その設定は詳細にわたる。さらに、保安林指定など森林区分による補助率の上乗せ、自治体独自の上乗せなどもある。補助金は実績に応じて事後精算で支払われるが、その検査方法に習熟する必要がある。

補助金制度は、既存の森林整備事業の補助金に加えて、新しい施策による補助金が変わり、複雑になっている。国の施策により定額助成（100%の国費助成等）が行われる場合もある。

林業の補助金は、事後精算方式であり、間伐事業や作業道整備の終了後に、地方自治体などによる検査がおこなわれ、その実績に応じて補助金の支払い額が決定する。終了後の検査に関わる基準がわかりにくいという指摘もある。

このように森林整備に関わる補助金の仕組みは煩雑で、森林組合のベテランでなければ、その申請を適切に行うのは難しい状況がある。補助金は、森林所有者なら誰でも申請できるが、その複雑さのために森林組合に委任される場合が多い。

森林所有者にとっては、通常、「木材の売上げと補助金の合計」が収入で、「森林整備費用」が支出であり、その差額が収益となる。ただし、伐捨間伐の場合、木材の売上げがないので、その差額を森林所有者が支払う形となる。これが間伐の進まない理由の一つとなっている。

なお、この補助金制度は私有林を対象としている。国有林や公有林においては、伐採（素材生産）、人工造林、保育（下刈）等の業務の民間委託が進められている。民間委託のなかには、例えば、国有林の素材生産請負事業のように、定められた地域の森林を伐採して素材（丸太）に加工し、決められた場所に運搬することをまとめて一式で請負う方式もある。なお、補助金制度の複雑さについては、例えば林野庁の「民有林森林整備施策のあらまし」<sup>40)</sup> に示されている。

### 4) 森林組合と企業の林業参入に関する問題点

林業事業への参入は、制度上では、農地法の「農地を所有できるのは耕作者だけ」にみられるような制限はない。林業に必要な技術、資源を備えた企業であれば、林業事業に参入することができる。また公的支援を受けやすい「認定林業事業体」の申請をすることもできる。

例えば、建設会社が参入を検討する場合、会社の定款に会社の対象業務に林業事業を追加変

更した上で、林業に関わる技術を習得し、設備を備えれば参入できることになる。

しかし、補助金申請が煩雑な手続を必要とすること、次節で述べる森林区分と施業規制が複雑であるという問題がある。また、現状の森林整備の公的発注では、森林組合が林業経営体・林業事業体よりも優遇される場合があるという。例えば、保安林改良事業は、主に森林組合が受託しており、森林組合以外の林業経営者や林業事業者が受託することは少ない。

森林情報においては、森林施業を集約化する時に必要になる森林簿等（森林の資源状況、境界、所有者などの情報を記載）に関して、森林組合は森林簿等の写しを保管できるものの、林業事業体は、個人情報保護法の規定部分を除く森林簿の閲覧しかできないという問題もある。

林業の場合、農業のような制度上の参入障壁はないものの、林業に関わる諸制度がこれまで森林組合中心に作られてきたために、森林組合以外の者は諸制度を使いにくい状況がある。

### 5-2-3 森林の区分、森林情報等に関わる制度

日本の森林には、複数の森林区分があり、それぞれの区分に森林整備の目標がある。保安林・非保安林の区別など、施業に関する制約を伴うものもある。森林区分に関わる煩雑さが参入を難しくしている面がある。また、企業として林業を行う場合、施業地の団地化が重要であるが、森林情報の入手が難しいため、地権者の合意を取りにくいという問題もある。建設業の林業参入においては、森林の区分、森林情報に関わる制度が、事実上の参入制約となる場合がある。ここではこれらの概要を説明する。

#### 1) 森林の区分制度

森林の区分制度は、単一ではなく複数種類あり、その区分自体を理解するのが容易ではない。以下にその詳細を述べる。

##### (1) 森林の有する多面的機能

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多面的な機能を有している。林野庁によると、森林には次のような機能があるとされ、これらの機能をもとに(2)に述べる「森林の3区分」が設定されている。

##### ①生物多様性保全

我が国の森林は、約200種類の鳥類、2万種の昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場となっている。このように森林は、遺伝子や生物種、生態系を保全するという根源的な機能を持っている。

##### ②地球環境保全

森林は温暖化の原因である二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節している。また化石燃料の代替エネルギーとなり得る。

##### ③土砂災害防止機能／土壌保全機能

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根をはり巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ。

##### ④水源涵養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

##### ⑤快適環境形成機能

森林は蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着など、快適な環境形成に寄与している。

##### ⑥保健・レクリエーション機能

森林は、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により、直接的な健康増進効果が得られるほか、行楽やスポーツの場を提供する。

##### ⑦文化機能

森林のランドスケープ（景観）は、行楽や芸術の対象となるほか、伝統文化継承の基盤と

して日本人の自然観の形成に大きく関わっている。また、森林環境教育や体験学習の場としての役割を果たしている。

#### ⑧物質生産機能

森林は燃料材、建築材などの木材を生産するほか、各種の抽出成分やきのこ等を提供する。

#### (2) 森林の重視すべき機能に応じた森林の3区分

森林は(1)で述べたように多様な機能を有しており、重複してそれらの機能を発揮している。我が国の森林は、①自然的条件や地域のニーズ等に応じた重視すべき機能の明確化 ②重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿の提示 ③森林所有者等の森林施業上の指針はもとより地域住民等の理解の増進の観点から、重視すべき機能に応じ「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分されている。2006年に策定された森林・林業基本計画では、3つの機能区分ごとに望ましい森林の姿及びその誘導の考え方が示されており、林業施業における制約がある。

##### ①水土保持林

樹木間の空間が確保され適度な光が差し込むことにより下層植生が生育し、落葉等の有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。

##### ②森林と人との共生林

原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、町並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風等を防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した設備が整備されている森林。

##### ③資源の循環利用林

樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が多く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

図 5-2-6 は、国有林野における各森林区分の面積の割合である。水土保持林と森林と人との共生林は合わせて公益林として区分され、国有林全体の93%を占める。

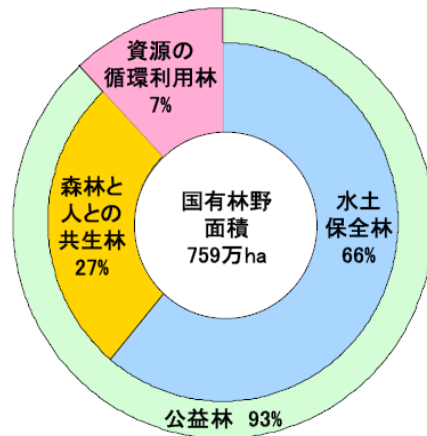


図 5-2-6 国有林野の機能類型区分別占有面積 (2005 年)  
出所 林野庁 平成 18 年度「国有林野事業統計書」

### (3) 育成林と天然生林

森林は植栽の有無によって、「人工林」と「天然林」に区別されている。「人工林」は「単層林」と「複層林」、「天然林」は「育成天然林」と「天然生林」にそれぞれ区分される。平成 14 年の森林資源の現況によると、それぞれ以下のように定義されている。

- ①人工林：植栽または人工下種により生立した林分で、植栽樹種または人工下種の対象樹種の割合が 50%以上を占めるものをいう。
- ②天然林：立木地のうち、人工林以外の森林をいう。

これらの区分については 1994 年のモントリオールプロセス採択等の国際情勢も踏まえ、その翌年に改定された基本計画において「育成林」（人為によって保育などの管理がなされる人工林）と「天然生林」（自然の推移に委ね、主として自然の力を活用する保全・管理される森林）に区分が変更された。その要因としては以下の 3 点が挙げられる。

- a. 従来の人工林の造成については、ほぼ目的を達成し、造成を基軸とする観点から健全な状態での育成・循環という質的充実を基軸とすべき段階となったこと。
- b. 人工林も高齢になると、森林の構成状況について、天然林との差が少なくなること。
- c. 人工林の中においても、天然力を活用し天然広葉樹の育成等を図る一方、天然林でも積極的に地表処理、植え込みを行う必要が生ずること。

「育成林」はさらに「育成単層林」「育成複層林」に分類される。2002 年の森林資源の現況では、それぞれ以下のように定義されている。

- ①育成単層林：森林を構成する材木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
- ②育成複層林：森林を構成する材木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層となる森林を含む）として成立させ維

持する施業が実施されている森林。

天然生林とは、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外で、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業が実施されている森林と定義されている。

育成林、天然生林の区分について図 5-2-7 に示す。

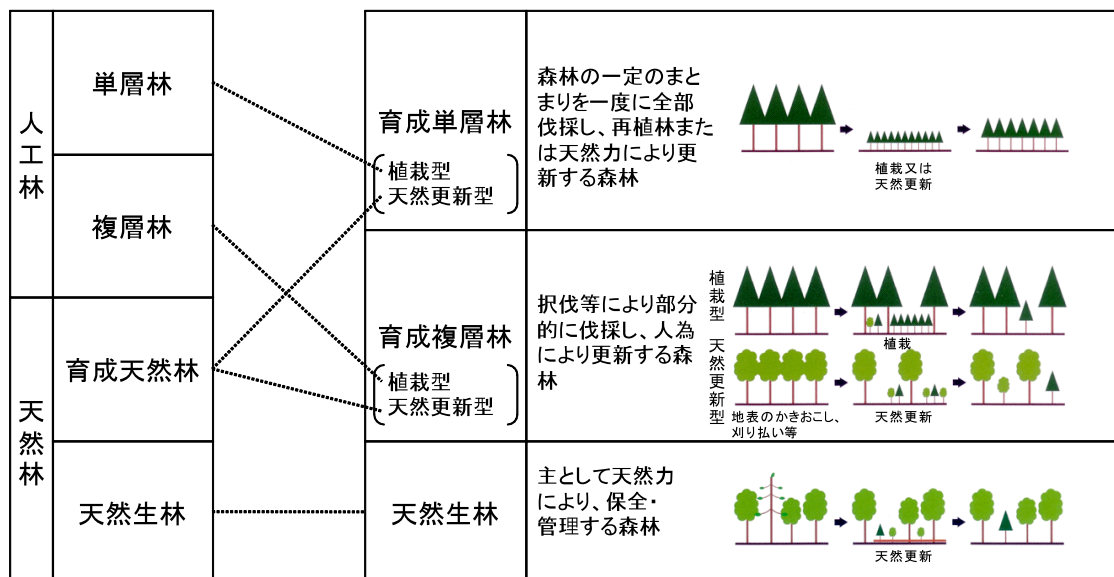


図 5-2-7 育成林と天然生林

出所 林野庁資料「育成林と天然生林について」2007 年

育成単層林、育成複層林、天然生林の区分を、それぞれ水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に分類した面積を表 5-2-1 に示す。日本の森林面積全体 25000 万 ha のうち、天然生林の水土保持林が 8813 万 ha、育成単層林の水土保持林が 6991 万 ha であり、両者の合計で日本の森林の 6 割を占めている。

表 5-2-1 森林区分別面積

面積 (万 ha)	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	%
水土保持林	6,991	653	8,813	16,457	66%
森林と人との共生林	461	79	2,740	3,280	13%
資源の循環利用林	2,892	163	2,328	5,383	21%

注) 天然生林には、伐採跡地、未立木地、岩石地、竹林等を含む。

出所 林野庁資料「森林管理について」2007 年

このように、森林はその発揮すべき機能に応じて 3 つに区分されているが、「水土保持林」と「資源の循環利用林」の区分の基準が不明瞭である。木材生産に適する森林が「水土保持林」

に指定される場合があり、また「水土保持林」でも木材生産は可能である。

所有者が「森林施業計画の認定」を受けている場合には、相続税に関する優遇措置を受けることができるが、その相続時に林地及び立木の評価額が、水土保持林で 20%、森林と人との共生林では 40%（風害防備等のため帯状に残存すべき森林では 20%）減額される。「森林と人との共生林」の要件を満たすのは難しいが、「水土保持林」の要件を満たすのは比較的容易であるため、相続税の減額を希望する森林所有者は「水土保持林」の指定をとる場合が多いという。

これまで述べた区分制度は目標設定の色合いが濃く、森林施業に関する制約は、これらの区分よりも次に述べる「保安林制度」による制約が主となっている。

## 2) 保安林制度について

### (1) 保安林の種類と役割

我が国の森林は、保安林と非保安林に区分される。水源の涵養、災害の防備、公衆の保健等、森林の持つ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣または都道府県知事が保安林に指定しており、それぞれの保安林の指定目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制しているため、林業参入時には留意する必要がある。伐採面積や植栽樹種が指定されている保安林もある。保安林の種類とその役割を表 5-2-2 に示す。

表 5-2-2 保安林の種類とその役割

出所 林野庁資料「保安林制度の概要」2007 年

保安林の種類	役割
①水源涵養保安林	水不足や洪水を防ぐ
②土砂流出防備保安林	土砂が流れ出すのを防ぐ
③土砂崩壊防備保安林	土砂崩れ、山崩れを防ぐ
④飛砂防備保安林	海岸の砂が飛んでしまうのを防ぐ
⑤防風保安林	強い風を防ぐ
⑥水害防備保安林	河川の氾濫による被害を防ぐ
⑦潮害防備保安林	津波や高潮による被害を防ぐ
⑧干害防備保安林	農作業用のための池などが枯れるのを防ぐ
⑨防雪保安林	雪による被害を防ぐ
⑩防霧保安林	霧による被害を防ぐ
⑪なだれ防止保安林	なだれの発生やなだれによる被害を防ぐ
⑫落石防止保安林	落石の発生や落石による被害を防ぐ
⑬防火保安林	火事が広がるのを防ぐ
⑭魚つき保安林	魚の住みやすい環境を助ける
⑮航行目標保安林	船の航行時の目印となる
⑯保健保安林	レクリエーションの場になる
⑰風致保安林	名所や古くからの景色を保つ

(2) 保安林の状況

保安林の面積は図 5-2-8 に示すように、年々増加傾向にあり、2006 年度末の保安林面積は 1,176 万 ha（延べ面積で 1,249 万 ha）となっており、全国の森林面積の 47%、国土面積の 31% が保安林に指定されている。また、保安林面積のうち約 3 分の 2 は水源涵養保安林、約 3 分の 1 は土砂流出防備保安林が占めており、その他の保安林の面積はこの 2 つと比較して少ない。

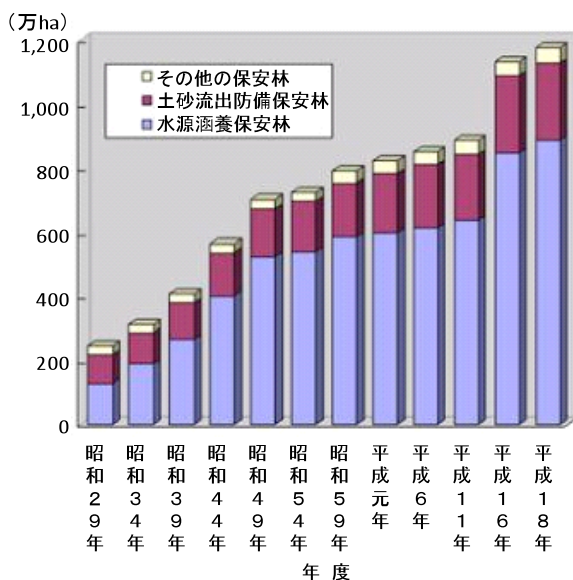


図 5-2-8 保安林面積の推移

出所 林野庁「森林資源現況調査」2007 年

保安林の約 5 割は人工林が占めている。これらの人工林の多くは齢級が 10 以下であるが、今後伐採可能な年齢に到達する（図 5-2-9）。齢級とは、苗木を植栽した年度を 1 年生とし、1 年生から 5 年生までを 1 齢級、6 年生から 10 年生までを 2 齢級、以下同様に 5 年生ごとのまとまりを単位とする樹齢の表し方である。図 5-2-9 における 19 齢級の値の 556 千 ha は、19 齢級以上の森林の合計値を示している。

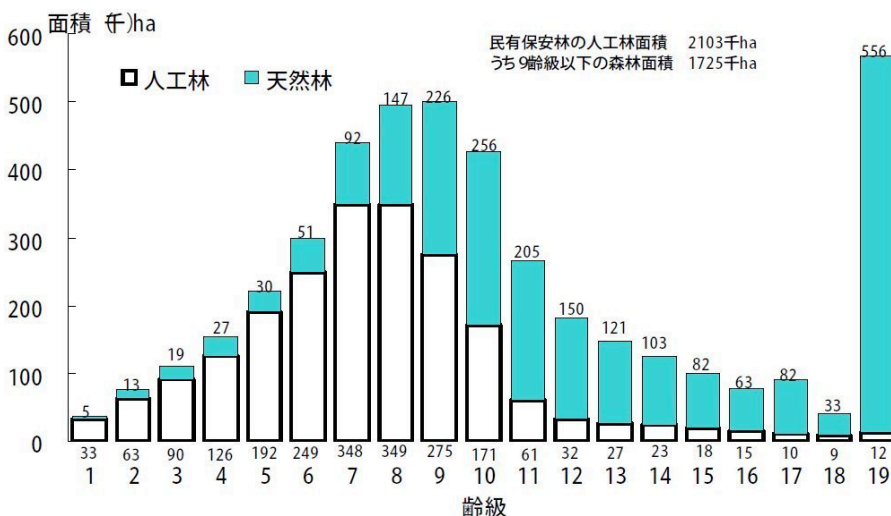


図 5-2-9 民有保安林の齢級別面積 出所 林野庁「森林資源現況調査」2007 年



### (3) 保安林の指定・解除におけるルール

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成する必要があるとき、それに該当する森林は保安林に指定される。また、保安林の指定の目的が消滅したとき、または公益上の理由により必要が生じたときは保安林指定が解除される。保安林の指定及び解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林（水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林）及び国有林の保安林については農林水産大臣が、その他の民有保安林については都道府県知事が有する。保安林の指定解除権限者を表 5-2-3 に示す。

表 5-2-3 保安林の指定解除権限者

所有区分	保安林の種類※	流域区分※	指定解除権限者
国有林	全ての保安林	全流域	農林水産大臣
民有林	・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林	重要流域内	
		重要流域外	
	その他の保安林	全流域	都道府県知事 (自治事務)

※重要流域：2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定

出所 林野庁「保安林制度」

### (4) 保安林における森林整備における制限

①立木の伐採：立木の伐採には、都道府県知事の許可が必要である。伐採の方法が、指定施業要件に適合するものであり、かつ指定施業要件に定める伐採の限度を超えないことが許可要件である。また、間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要となる。間伐率は、保安林の種類により 20～35%に制限される。

②土地の形質の変更：都道府県知事の許可が必要である。保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないことが許可要件となる。

③植栽：伐採跡地へは、指定施業要件に従った植栽が義務付けられる。

保安林における制限に違反する行為を行った場合、中止命令、造林命令、復旧命令、植栽命令といった監督処分が下される。これらの保安林における制限は、森林施業に大きな影響を与えている。保安林には制限が課される一方で、税制、融資、助成における優遇制度がある。

### (5) 保安林における優遇制度

① 税制上の優遇：不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税が非課税になる。また、相続税、贈与税が軽減される。相続税に関しては、伐採制限の程度に応じて最大 80%控除される。

② 低利融資：利用伐期齢から伐採が許可されるまでの期間に、伐採制限に伴って必要となる資金について（株）日本政策金融公庫から融資を受けることができる。

③ 造林補助金の助成上の優遇：査定係数が優遇されている。

保安林制度は、伐採制限と優遇措置が両方取られているが、立木価格の低迷などもあり木材の伐採搬出に対する意欲が低下しているため、伐採制限によるデメリットよりも、税制や助成のメリットの方が評価されがちである。そのため、5-2-8の図のように、保安林指定の面積は増え続けていると思われる。

### 3) 森林情報における課題

民有林に関わる主要な森林情報として、森林基本図、森林計画図、森林簿がある。

森林基本図とは、国有林を除く民有林部分の五千分の一の地図である。作業道の計画などにも利用でき、森林基本図は誰でも購入することができる。

森林計画図は、森林基本図に地域森林計画の対象となる森林を樹種や所有形態等で区分けした図面であり、森林の施業や管理用の図面として使う。森林の所有や樹種構成・林齢等により区分した林分ごとに「小班」を設けて、その区域界を地形図に表示している。

森林簿とは、県内の国有林を除く民有林の森林資源に関する台帳である。「小班」ごとに、森林の面積や森林の種類、材積や成長量、保安林等の法令に基づく地域指定の状況等などの森林の様々な情報が記載されている。なお、森林計画図と森林簿を合わせて、通常「森林簿等」という。

森林簿等は、森林の立木の成長、森林施業の実施状況、土地開発等による変化を反映させるため、5年ごとに更新されている。この森林簿等の情報は、個々の森林所有者に対する指導に際して基礎資料となるとともに、地域及び全国レベルの木材の生産量、造林面積、林道開設量等の森林計画におけるマクロの目標数値の算定に用いられる。また、各種統計として行政及び研究等に提供されている。なお、森林簿等はデータベース化されているが、そのなかの図面情報の多くはアナログデータである。

ここで留意すべきなのは、森林簿等は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真及び聞き取り調査による間接調査により作成した資料のため、樹種や林齢などの森林の状況および所有境界は実測および確認をしていないことである。したがって、所有権、所有境界、面積等土地に関する諸権利及び立木の評価について証明するものではない。

従って、森林の登記における公図と森林簿等は一致しないことが多い。森林の地籍調査の進捗率は4割にすぎず、公図のなかには、明治時代の地租改正の時に作成された古い不正確な図もある。森林簿等はあっても、法的境界が確定しないために、森林整備が進まない状況がある。

森林情報における課題は、「森林簿等」の情報公開の問題である。この森林簿等の情報は、一般には部分的にしか公開されていない。森林組合は森林簿等の写しを保有しているものの、森林組合以外の林業事業者は保有できない。公開の度合いについては、自治体ごと異なっているが、「自治体の窓口における閲覧のみ可能」という場合が多い。閲覧できる情報についても、個人情報保護法もあり、所有者の名前を伏せている森林簿もある。

林業の施業や経営を行う場合、地権者の合意を得て、林地の集約化を行うことが重要であるが、森林の所有者と林地情報がわからないために、集約化が進まないという課題がある。

#### 4) 森林における境界線問題

日本の森林における重大な問題に「どこからどこまでが自分の森林かがわからない」「隣の森林が誰のものかがわからない」という境界線問題がある。

図 5-2-10 に示すように、日本では地籍調査が全体で 48%しか進んでおらず、そのうち、林地の地籍調査は 41%しか進んでいない。約 6 割の森林の境界線が確定していない。そのため、森林整備も集約化も進まず、森林管理に大きな支障をきたしている。

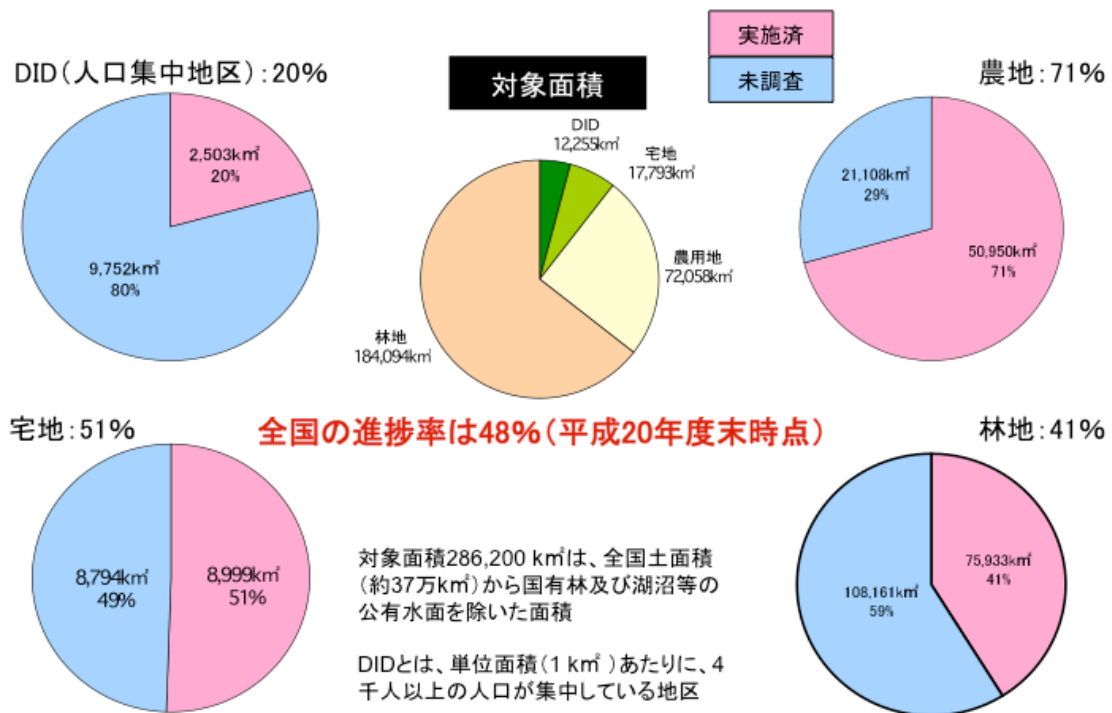


図 5-2-10 日本の地籍調査の進捗率 (2008 年)

出所 国土交通省 土地・水資源局「全国の地籍調査の実施状況」より作成

森林所有者以外の侵入や伐採を防ぐためや、森林の管理の責任を明確化する意味でも、森林の境界線を設定することは重要である。森林の境界線は尾根筋や谷筋など自然地形に沿った場合が多いが、ほとんど平らな森林や、尾根筋・谷筋が曖昧な森林もあり、境界線を明確にするのは困難である。法務局の登記簿に記載された森林面積が実際と異なることは多い。

境界を探す資料として以下の物を挙げるができる。

- (1) 公図： 明治政府の地租改正の過程の中で、役所ではなく庶民の手により検地測量、図面作成が行われた。これに役所が附属地図を加えて現在の法務局へ受け継がれたもの。民間の手で行われたため面積や長さ等の量的な信頼性は低いが、境界が直線か曲線かといった面は信頼性が高い。

- (2) 境界標： 境界の目印のために人工的に設置したもので、境界石やコンクリート、金属鋳、ビニール杭等がある。しかし、必ずしも境界線に一致しているとは言えない。
- (3) 自然の地形： 自然地形により決められた境界線は多いが、侵食や工事等により決定時期から変化している可能性がある。
- (4) 林相、樹齢： 林相や樹齢の境目が境界である可能性がある。

これらの資料が手がかりになるものの、林業関係者によると、森林境界線の所在を把握している地元の生き字引のような高齢者が最も頼りになるという。しかし近年、森林所有者の高齢化や不在村地主の増加により、生き字引のような人が少なくなり、境界線の確定はますます困難な状況になりつつある。森林を管理する上で境界線を明確化することは責任の所在を知る意味でも重要な作業であり、早急な対策づくりが課題になっている。

#### 5-2-4 林業参入をとりまく制度

ここでは林業参入に関わる制度について詳しく述べる。

##### 1) 新規林業参入者の促進

###### (1) 「緑の雇用」制度について

5-1の2) 林業就業者で述べたように、林業の担い手不足と高齢化が問題になっている。そこで林野庁は、2003年度から、若い担い手を育成するために、「緑の雇用」事業を始めた。これは、林業就業希望者を対象に、技能・技術習得のための研修を3年間かけて行い、林業事業者等への就業を促進するものである。研修生が、森林組合の作業班、林業事業者、林業経営体に入り、主に実地研修を受ける。研修生の技術習得推進費（1人当たり月額9万円）をはじめ指導費、仕様機械の経費など各種の助成がある。

1年目は植付、下刈、間伐などの基本的な技術、2年目はかかり木や風倒木などの危険木を安全に処理する技術、3年目は効率的な施業実施に必要な技術を習得する。なお、2008年度からは、3年目の研修に、作業道等の路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムや、団地化のための施業プランの提案なども加えられる。

図5-2-11のように、「緑の雇用」事業の実施により、2003年以降、新規就業者が年平均で1536名/年ずつ増加し、合計の新規就業者は3284名/年になっている。なお、定着率は75%程度である。また、図5-2-12に示すように、35才未満の若年層割合をみると、全産業が減少傾向にあるのに対し、林業では増加の傾向がみえ、2005年には13%になるなど、一定の効果を上げていることがわかる。

林業就業者の全体数は、図5-1-6に示すように、1985年の139,862名から2005年の46,618名へと、20年間に93,244名減少し、年平均で4,662名の減少を示している。林業就業者の26%が高齢者ということもあり、「緑の雇用」がなければ、さらに大きな減少になったと思われる。

日本には広大な未整備森林があり、また林業そのものも、「伐捨間伐」から、より手数のかかる「利用間伐」へと移行するなかで、林業就労者は依然として不足している。

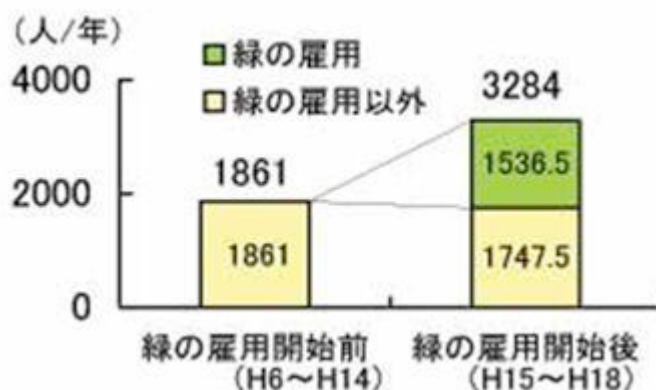


図5-2-11 「緑の雇用」の実施による新規林業就業者数の変化（年平均）

出所 林野庁「一目でわかる林業労働」

林野庁業務用資料より作成

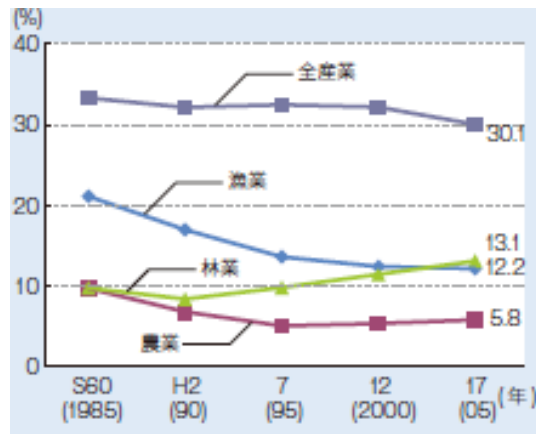


図 5-2-12 農林水産業における若年者率の推移  
出典：平成 17 年国勢調査

## (2) 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者、あるいは改善計画に基づき新たに林業労働者を雇い入れようとする認定事業主に対し、その就業に必要な資金を貸し出す制度である。林業就業促進資金には次の 2 種類がある。

### ① 就業研修資金

- a. 資金内容：就業に必要な技術または経営方法を習得するための研修に必要な資金
- b. 利子：無利子
- c. 貸付限度：月額 5～15 万円/月
- d. 償還期間：20 年以内（据置期間 4 年以内）

### ② 就業準備資金

- a. 資金内容：就業に必要な資格取得資金、移転資金、その他就業の準備に必要な資金
- b. 利子：無利子
- c. 貸付限度：150 万円
- d. 償還期間：20 年以内（据置期間 4 年以内）

## 2) 林業者の育成に関わる各種支援策

### (1) 認定林業者制度

林業事業者が、各都道府県知事の樹立する基本計画に基づいた改善計画を作成し、知事に認定されれば「認定林業事業者」となる。認定されると、制度資金や補助事業で支援を受けやすくなる。

### (2) 森林整備地域活動支援交付金制度

適切な森林整備を進める上で、森林所有者等が自らの森林状況を的確に把握し、必要となる施業について適切に判断できることが重要である。このため、森林所有者に対して、森林の現況調査や施業実施区域を明確化する作業、歩道の整備等、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する措置である。

### (3) 森林整備担い手対策基金

森林整備の担い手としての林業労働に従事する者の育成及び確保を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるために、各都道府県で設置されている制度である。事例を挙げると、北海道ではこの基金の運用益によって、森林作業員の福利厚生の実、技術・技能の向上、労働安全衛生の確保などの事業を行っている。

### (4) 補助事業

5-2-2 で述べたように、補助事業とは、国や地方公共団体が税金等の財源を元に、条件の合った団体や個人へ助成を行って進められる事業のことである。森林・林業関連の補助事業には、植苗、下刈、間伐といった各種作業の他、木材流通、基盤整備に関するものがある。助成の形態は、国や都道府県、市町村が単独で行う事業、国と都道府県と市町村の補助金を合わせて行う事業がある。林業施業の場合、国が50%、都道府県と市町村が18%の補助金を助成する事業が多い。

これまで述べたように、林業参入においては、個人として就業する場合には「緑の雇用」をはじめとする公的支援がある。建設業の離職者が就業する場合にはこの支援が使える。また、企業でも認定林業者に認められれば、公的支援の対象となる。

一方で、企業が林業参入を検討する場合の支援、また、認定林業者ではない企業が林業のノウハウや技術を習得することに関する公的支援の制度はない。

### 5-3 建設業の林業参入の概況

#### 5-3-1 建設業の林業参入の経緯

建設業の林業参入においては、農業参入の事例が多数あることとは異なり、本格的に参入した事例がほとんどない。近年、全国で増えた建設会社の新分野進出の動きのなかで、林業分野への進出は、少数の企業の部分的参入はあったものの、2-1の6)「建設業の新分野進出の状況」で述べたように、リフォーム、環境、農業、介護・福祉の分野のように多数の企業が参入する状況ではなかった。林業においては、前節で述べた「緑の雇用」施策により、建設業の離職者が個人として林業に就業することに重点がおかれ、会社の参入への政府支援はなかった。

建設業の林業参入における初期の動きとしては、地方自治体として長野県が2000年10月に始めた「公共事業のあり方を見直し、公共事業の代わりに森林整備関連事業の予算を増額し、建設業にも森林整備事業の入札に参加できるようにした施策」がある。その詳細を次に示す。

#### 長野県林務部「環境と雇用のセーフティーネット・長野発」

2000年に始まった「環境と雇用のセーフティーネット・長野発」は、当時の田中康夫長野県知事の「脱ダム宣言」による公共事業の減少に代わる事業として、森林整備予算を増やし、建設会社の参入を促進する施策であった。その概要を次に示す。

①森林整備事業の拡大：森林整備を県政の重要な施策とし、森林整備予算を2000年から2002年にかけて152%まで拡大した。

②森林整備事業への参加機会の拡大：森林整備予算拡大に対応して、建設業などから新たな労働力の確保を図るため、一部の森林整備事業に競争入札を導入し、2002年までに、件数、金額とも約2割の整備事業を建設業が受注した。競争の倍率が上がり落札価格も下落した。

③森林整備技術者養成講座（信州きこり講座）の開講：森林整備事業への入札参加の要件である専門技術者を養成するため、信州きこり講座を開講し、2002年8月までに受講登録者1112名のうち446名が修了し、そのうち建設業が272名であった。

ただし、林業に慣れない建設業が単独で森林に入ったケースも多く、「若木と草の区別がつかずに、下刈の時に若木をすべて刈り取ってしまった」「間伐作業のやり方が荒く、残った木に傷がついた」など、林業者から多くの批判があった。また、建設業からも林業の危険さや収入の少なさへの不満の声があった。「環境と雇用のセーフティーネット」は、2003年以降に次第に低調になり、この施策は終了した。この長野県の取組みは、建設業が林業に入ることに對する警戒心を、全国の林業者に広める結果となった面もある。（出所：「中小建設業の林業進出に関する調査」文献24）

長野県の取組みの後、建設業の林業参入に対する主だった公的支援は行われなかった。個別の参入例としては、愛媛県で認定林業事業体の資格を取得した複数の建設会社（美川建設等）があげられる程度である。



建設業が協会の組織をあげて本格的に林業に参入したのは、2008年5月に岐阜県の高山建設業協会、下呂建設業協会、飛騨建設業協会が、地元の森林組合とともに立ち上げたひだ林業・建設業協議会が最初である。この協議会については、次節以降で詳しく述べるが、長野県の厳しい結果に学び、建設業が単独で森林に参入せずに、林業のノウハウと連携し、林業に必要な作業道を整備しながら参入する方式をとったことに特長がある。

その後、各地で建設業と林業の連携の動きが起こりつつある。(第7章-2参照)

## 5-3-2 ひだ林業・建設業森づくり協議会

### 1) 協議会の設立について

新しい林業経営システムの確立に向け、岐阜県飛騨地方では、ひだ林業・建設業森づくり協議会が、2008年5月に内閣府より募集された「地方の元気再生事業」に応募し、採択され、「建設業の参入促進による林業改革モデルプロジェクト」を実施している。

このプロジェクトは、岐阜県高山市・下呂市・飛騨市・白川村の4地域を対象とし、これまで関わりが少なかった林業と建設業が連携することにより、山村地域の再生を目指すものである。具体的には、建設業の持つ機械や技術、余剰人員を活かすことにより、環境保全と経済活動を両立させる林業経営システムの確立を目指している。プロジェクトでは、次の効果が期待できるとしている。

- ① 木材生産性の向上による地域の木材産業の活性化
- ② 健全な森林の増加に伴うCO<sub>2</sub>吸収量の増加、地球温暖化問題防止への貢献
- ③ 中山間地域の建設業に対する雇用の増加

### 2) 提案の背景

このプロジェクトは、表5-3-1に示す地域・林業・建設業の抱える課題の一括解決を目指したものである。以下にそれぞれの課題に関して詳細に述べる。

表5-3-1 岐阜県飛騨地方における課題

地域の課題	① 基幹産業の停滞、定住人口の減少による限界集落化 ② 森林の荒廃による大規模な災害の発生
林業の課題	① 大型合板工場による県産材の需要の拡大 ② 手入れの必要な森林の増大
建設業の課題	① 公共投資の減少 ② 技術、機械、労働力の余剰

#### (1) 地域の課題

飛騨地方における65歳以上の高齢者が占める人口割合は37.9%と県平均の22.4%を大きく上回っており、限界集落化が著しい。

また、近年県下で発生した災害は飛騨地方での被害が大きく、特に森林の荒廃に起因する流木による被害が顕著である(表5-3-2)。

表5-3-2 岐阜県の災害による被害

	被害総額(億円)		死者・行方不明者(人)	
	県全体	飛騨地方(%)	県全体	飛騨地方(%)
① H11.9.15災害	385	175 (45%)	8	4 (50%)
② H16.台風23号災害	629	490 (78%)	8	4 (50%)

出所 岐阜県県土整備部砂防課

#### (2) 林業の課題

高山市の大型製材工場や中津川市の大型合板工場等が建設され、2010年までに県産材供給量を約50%増大し485千m<sup>3</sup>とすることが必要である。

1950～60年代に植林された樹木が育ち、間伐が必要なものが増加している。ここでは、間伐が必要な樹齢を31～45年生としている。平成18年の森林技術者は1985年当時の約1/4に減少しており、手入れ不足による森林の公益的機能の低下が懸念されている（表5-3-3）。

表5-3-3 間伐の必要な森林面積と森林技術者数

	間伐の必要な森林面積(ha)		森林技術者数(人)	
	県全体	飛騨地方	県全体	飛騨地方
昭和60年度	79,382	23,431	4,467	1,340
平成18年度	151,149	54,015	1,137	345

出所 岐阜県森林・林業統計書

### (3) 建設業の課題

飛騨地方における全産業就業者に占める建設従業者の割合は14.5%と県平均の9.5%を大きく上回っており、建設業は飛騨地方において基幹産業化しており、地域経済や雇用の中心となっている。しかし、岐阜県では近年公共投資の減少が著しく、建設業の経営状態が悪化しており、技術・機械労働力が余剰している状態である(表5-3-4)。

表5-3-4 岐阜県の建設投資額と公共投資額

指標	数値	状況
県内建設投資額	8,850億円 (2005年)	ピーク時(1993年)の58%(4割減)
県公共投資額	1,707億円 (2006年)	ピーク時(1998年)の46%(6割減)、 過去5年の削減率は全国ワースト3位

出所 岐阜県県土整備部建設政策課

### 3) 提案団体に関して

提案団体は、各地域の森林組合や建設業協会、市町村により構成された「ひだ林業・建設業森づくり協議会」である。表 5-3-5 に協議会の構成団体を示す。大規模な組織により林業と建設業の連携が本格的に検討されるのは全国で初めての試みである。

表 5-3-5 ひだ林業・建設業森づくり協議会の構成団体

飛騨高山森林組合	(社)吉城建設業協会
小坂町森林組合	(社)岐阜県建設業協会
南ひだ森林組合	高山市
下呂市森林管理委員会	下呂市
飛騨市森林組合	飛騨市
飛騨市森林審議会	白川村
白川村美しい森づくり会議	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
(社)下呂建設業協会	岐阜県森林組合連合会
(社)高山建設業協会	

### 4) 取り組みの内容

このプロジェクトで掲げている目標を以下に挙げる。

- ① 経営者の意識改革と技術者のスキルアップ
- ② 建設業が保有するコスト・安全管理技術、建設機械を高性能林業機械に転換した新しい林業施業モデルプラン・施業マニュアルの立案
- ③ 研修終了者により路網整備、伐採から木材市場出荷まで試行を行い、課題の抽出や改善策の検討

以上の目標の達成に向け具体的なスケジュールが計画されている。2008 年度のプロジェクトのスケジュール表を図 5-3-1 に示す。まず全国及び岐阜県における林業・建設業の現状と課題を整理する。異業種参入による林業経営や高性能林業機械の導入、合理的な施業を行っているモデルケースを現地踏査により把握する。ここから得られた知見を反映し、林業・建設業の経営者を対象とした勉強会や研修会を開催する。林業は合理的な経営手法を学び、建設業は林業技術の習得を図る。これらの取組を経て、林業・建設業の連携に関して課題を検討し、新しい林業施業モデルプランの立案を目指す。プロジェクトの概念図を図 5-3-2 に示す。

その後も取り組みを継続、拡張していく計画となっており、2009 年度は前年度の反省を基に、①恒常的研修システムの策定と研修会の実施、②施業モデルプラン・施業マニュアルのブラッシュアップ、③新・木材生産システムの確立、④県施策と連携した森づくりプロジェクトの推進、⑤パンフレットやホームページによる他地域への広報活動を行い、これらを通じて地方の元気再生に貢献することを目指している。

なお、ひだ林業・建設業森づくり協議会の実施状況については、第 6 章のヒアリング調査で詳しく述べる。また、この協議会発足以降、各地で林建協働の立ち上げの動きが出始めている。

(第 7 章-2 参照)

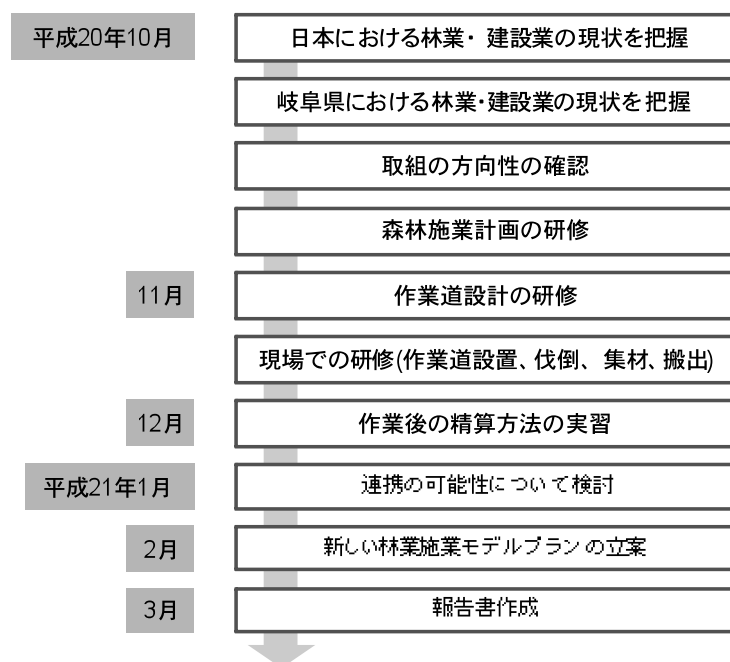


図 5-3-1 林業改革モデルプロジェクトのスケジュール表

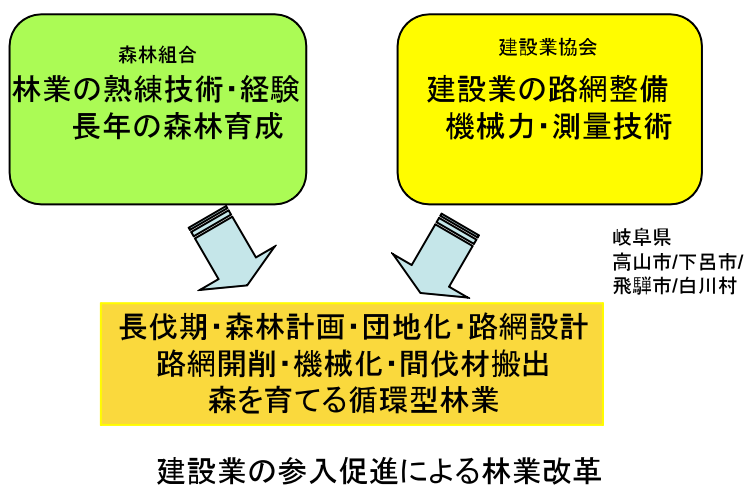


図 5-3-2 建設業の参入促進による林業改革モデルプロジェクトの概念図

#### 5-4 小括

5章で得られた結論について、ここにまとめる。

##### 【林業の現状と課題】

我が国の森林は、戦後の拡大造林で植えられた人工林が成熟期を迎えつつあり、資源量は豊富で、毎年の森林の生育量は国内の木材使用量に匹敵している。しかし、自由貿易による安い外国産木材の流入で木材価格は下落し、林業は低迷し、木材自給率は2割にすぎない。国内には間伐などの森林整備を必要とする森林が多い。一方、地球上では森林が減少しており、国際的な木材需給は中長期的に逼迫する傾向がある。

日本の林業には、担い手不足、林地境界の不明確さ、路網の未整備等の課題がある。国産材を安定的に供給すると共に、公益的機能を発揮する健全な森林をつくるために、林業事業者の育成、林地の団地化、路網整備、機械化等を推進することが必要とされている。

##### 【林業に関わる諸制度】

森林整備を進めるために、我が国には森林計画制度があり、国、都道府県、市町村毎に計画が立てられるが、その多くは目標や基準の設定であり、具体的な実施計画ではない。林業参入には、農地法のような法制度上の参入障壁はないが、既存の制度が森林組合を中心に作られており、組合以外の者は森林簿や公的支援情報の入手が難しいなど、組合以外が制度を利用する難しさがある。

森林の区分制度は複数種類あり、それぞれの区分の基準がわかりにくい。森林施業の補助金は、作業毎に分けられ、それぞれについて詳細な条件が定められている。

林業就業促進については、「緑の雇用」事業が一定の成果を上げつつあるが、整備すべき森林は広大であり、積極的にさらなる参入促進策が必要とされている。

##### 【建設業の林業参入の概況】

近年、建設業の新分野進出の動きのなかで、農業・介護・環境分野のような本格的な参入事例は、林業分野にはまだない。林業参入に関する試みとしては、2000年10月に開始された長野県林務部の「環境と雇用のセーフティネット」において、一定の林業研修をうけた建設会社が森林整備事業の入札に参加できるようにした施策がある。ただし、林業に慣れない建設業が単独で森林に入ったケースでは、適切な施業がなされなかったとの批判もあり、この事業は終了した。

建設業が団体として林業参入をめざす動きとしては、2008年5月に岐阜県の高山建設業協会、下呂建設業協会、飛騨建設業協会が、地元の森林組合とともに立ち上げたひだ林業・建設業協議会が最初である。この協議会については、長野県の厳しい結果に学び、建設業が単独で森林に参入せずに、ノウハウを持つ林業と連携しながら参入する方式をとっている。